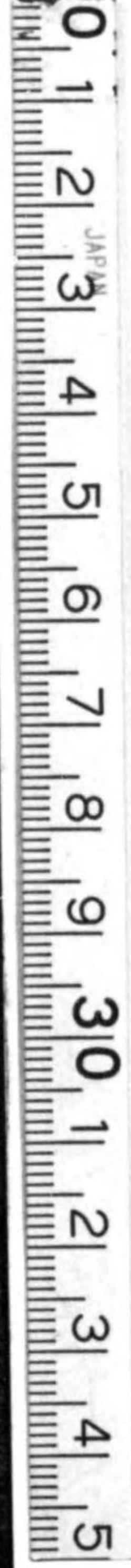


210. 3-Ka86ウ



1200800290185



始



74

F 10
29

23558

中華民國二十九年十月二十日

⑦

210.3
212

KA86



西國
神事

記

神代卷

解題	安藤正次
纂註	文學博士 加藤玄智



凡例

- 一 古事記上巻は、日本書紀の神代巻と相對して、我が國上古の一神典とも云へよう。そこで世界聖典全集出版第二期事業の一として、日本の聖典としては、古事記上巻の本文とその纂註とを以てこれに充て、別に古事記解題の一篇を附した。
- 二 古事記の本文は、これを今日の口語文に書き改めたものも附加することにした。
- 三 纂註の編纂方法は、曩に世界聖典全集中に收めた日本書紀神代巻纂註の場合と同一の趣旨に據つてこれを試みた。たゞその體裁を多少異にするから、その點について一言を費したい。古事記の註釋書としては、本居宣長翁の古事記傳が、如何に新時代の新研究新發見が累加されて來た今日と雖も、決して無用に歸することのないばかりでなく、古事記を讀まうとする者は、まづ第一に一應はこの書を參考しなければならない。而も古事記傳の書き方は、頗る精細過ぎて、初學者には讀過しにくい所もあるし、又古事記を日本の一聖典といふ立場から考へて見ると、古事記傳には不必要な方面の説明註釋も少く無い。そこでこれらは一切取捨して、古事記の上巻を我が聖典として、佛教の一切經、基督のバイブル、回々教のコーランと並べ讀む時に、必要である限

り、古事記傳の註釋を摺撫纂輯した。

四 これに加ふるに、他の諸名家の解説註釋を以てした。則ちその最古の註釋書として、未だ本居翁も閱讀されなかつた卜部兼文の古事記裏書(二冊)を初として、徳川時代に於て本居翁以前の註釋として注意すべき田安卿徳川宗武の著、古事記頭書(三冊)古事記詳説竝別記より、服部中庸の三代考(本居全集巻一に藏む)、富士谷成元の古事記燈(二冊)、吉岡徳明の古事傳略(十二卷)、敷田年治の古事記標註(六冊)、小野高潔の古事記明注裏書(二冊)、大國隆正の古事記聞書(二冊)、鈴木真年の古事記正義(三冊)、多田孝泉の略解古事記(九冊)、加藤高文の古事記神名略解(全一冊)及古事記讀本(三冊参照)、落合直澄の古事記後傳(三冊)、古事記の漢文註釋書である吳來安の古事記通玄解(二冊)等を以てし、本居翁の意見と反對したのも、成るべく網羅することとし、その取捨は讀者の判断に一任することとした。但しこの立場から橘守部の難古事記傳は是非纂註の中に入れてべき書物であるが、これは最近刊行された守部全集に譲り、又平田篤胤の古史傳も本居翁の學說に一步を進めたといふ點に於ては、参考して輯録すべきであつたが、これもその全集が既に出版されてゐるから、凡て載録することを見合した。

五 紙數の都合からと、一はまた學界の定説ともいへず、且つはその新しい故を以て、比較的何人も原文に就いて讀むことが左程に困難でないとの理由から、近年に至つて雜誌及著書に現れた邦人の新解釋や、西洋人の説も今はこれを割愛した。

六 かくの如く本書纂註の骨子は、本居翁の古事記傳であるから、本文もやはり古訓古事記に據り、さらに現代の口語に寫したものを添へておいた。この口語譯は福原武君の筆に成つたもので文學士星野日子四郎君が一應檢閲されたのである。

七 古事記解題は安藤正次君を煩した。同君が多年古事記研鑽の蘊蓄を本書に於て披瀝されたもので、學界有數の文字であらうと考へる。

八 特に本書編纂の當時、各註釋書探查の際、略解古事記の著者多田孝泉氏の裔に當る淺草の醫師多田升雄氏が、同書刊本八冊とその第九卷たる版下一冊とを、本刊行會の爲に貸與されたことに對し、深くその好意を感謝する。又前記の徳川宗武卿の遺著は、目下徳川達孝伯の所藏せられる一本あるのみと聞いたので、松宮君が同伯爵に就いて供覽を請れたるも、不幸にしてまだ閱覽する機會を許されなかつたが、今回無窮會の文庫が、その所藏の寫本を自由に使用することを快諾されたことを學界の爲めに、同文庫に對し特に鳴謝する。

九 纂註冠頭の註解書の名目は、その引用の度毎に、同名を擧げるのは煩はしいから、次の通り

これを省略しておいた。

- 記 傳 古事記傳(本居宣長著)
- 大 考 三大考(服部中庸著)
- 傳 略 古事記傳略(吉岡德明著)
- 正 義 古事記正義(鈴木真年著)
- 頭 書 古事記頭書(徳川宗武著)
- 詳説別紀 古事記詳説別記(同上)
- 後 傳 古事記後傳(落合直澄著)
- 標 註 古事記標註(敷田年治著)

大正十一年七月

- 裏 書 古事記裏書(卜部兼文著)
- 記 燈 古事記燈(富士谷成元著)
- 註裏書 古事記略註裏書(大國隆正著)
- 略 解 略解古事記(多田孝泉著)
- 解 説 古事記詳説(同上)
- 神名略解 古事記神名略解(加藤高文著)
- 通玄解 古事記通玄解(吳來安著)

於東京礫川

纂註者 文學博士 加藤 玄 智 識 ず

古事記神代卷

卷 頭

凡 例……………(一一四)

目 次……………(一一〇)

目 次

古事記上卷纂註

文學博士 加藤 玄 智 編

第一 [天地初發之時……………隱身也]……………(一一)

第二 [次國稚如浮脂而……………別天神]……………(一七)

第三 [次成神名……………隱身也]……………(一九)

目 次……………(一九)

- 第四 [次成神名……并稱神世七代]……………(二一)
- 第五 [於是天神諸命以……是淤能基呂島]……………(二六)
- 第六 [於其島天降坐而……是亦不入子之例]……………(二八)
- 第七 [於是二極神議云……亦還降改言]……………(三三)
- 第八 [故爾反降……謂大八島國]……………(三六)
- 第九 [然後還坐之時……亦名謂天兩屋]……………(三七)
- 第一〇 [既生國竟……次妹速秋津比賣神]……………(三九)
- 第一一 [此速秋津日子速秋津比賣二神……次國之久比奢母智神]……………(四三)
- 第一二 [次生風神名志那都比古神……亦名謂野椎神]……………(四六)
- 第一三 [此大山津見神野椎神二神……次大戶惑女神]……………(四八)
- 第一四 [次生神名鳥之石楠船神……神參拾伍神]……………(五〇)
- 第一五 [故爾伊邪那岐命詔之……葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也]……………(五五)

- 第一六 [於是伊邪那岐命……因御刀所生之神者也]……………(五六)
- 第一七 [所殺迦具土神之於頭所成神名……亦名謂伊都之尾羽張]……………(六〇)
- 第一八 [於是欲相見其妹伊邪那美命……拜八雷神成居]……………(六二)
- 第一九 [於是伊邪那岐命見畏而……賜名號意富加牟豆美命]……………(七二)
- 第二〇 [最後其妹伊邪那美命……今謂出雲國之伊賦夜坂也]……………(七五)
- 第二一 [是以伊邪那岐大神詔……所生神也]……………(七八)
- 第二二 [於是詔之上瀨者瀨速……次上筒之男命]……………(八四)
- 第二三 [此三柱綿津見神者……墨江之三前大神也]……………(九一)
- 第二四 [於是洗左御目時所成神名……因滌御身所生者也]……………(九二)
- 第二五 [此時伊邪岐命大歡喜詔……事依也]……………(一一一)
- 第二六 [故各隨依賜之命……坐淡海之多賀也]……………(一一二)
- 第二七 [故於是速須佐之男命言……生子]……………(一一四)

- 第二八 [故爾各中置天安河而……熊野久須毘命]……………(一一八)
- 第二九 [天照大御神……如此詔別也]……………(一二三)
- 第三〇 [故其先所生之神……大神者也]……………(一二四)
- 第三一 [故此後所生五柱子之中……次天津日子根命者]……………(一二四)
- 第三二 [爾速須佐之男命……刺許母理坐也]……………(一二五)
- 第三三 [爾高天原皆暗……八百萬神共咲]……………(一二九)
- 第三四 [於是天照大御神以為怪……自得照明]……………(一四二)
- 第三五 [於是八百萬神共議而……神夜良比夜良比岐]……………(一四五)
- 第三六 [又食物乞大氣津比賣神……成種]……………(一四六)
- 第三七 [故所避追而……立奉]……………(一四八)
- 第三八 [爾速須佐之男命……是者草那藝之大刀也]……………(一五一)
- 第三九 [故是以其速須佐之男命……須賀之八耳神]……………(一五六)

- 第四〇 [故其櫛名田比賣……次字迦之御魂神]……………(一五七)
- 第四一 [兄八島士奴美神……并有五名]……………(一五八)
- 第四二 [故此大國主神之兄弟……汝命獲之]……………(一六四)
- 第四三 [於是八上比賣……出遊行]……………(一七一)
- 第四四 [於是八十神見……自木俣逼逃而去]……………(一七三)
- 第四五 [御祖命告子云……其鼠子等皆喫也]……………(一七五)
- 第四六 [於是妻須世理毘賣者……始作國也]……………(一七九)
- 第四七 [故其八上比賣者……亦名謂御井神也]……………(一八三)
- 第四八 [此八千矛神……許遠婆]……………(一八四)
- 第四九 [爾其沼河日賣……許遠婆]……………(一八六)
- 第五〇 [阿遠夜麻邇……明日夜為御合也]……………(一八八)
- 第五一 [又其神之嫡后……許遠婆]……………(一八九)

次

- 第五二 [爾其后……此謂之神語也]……………(一九二)
- 第五三 [故此大國主神……今謂迦毛大御神者也]……………(一九四)
- 第五四 [大國主神……稱十七世神]……………(一九六)
- 第五五 [故大國主神……盡知天下之事神也]……………(二〇三)
- 第五六 [於是大國主神愁而……此者坐御諸山上神也]……………(二〇九)
- 第五七 [故其大年神……并十六神]……………(二二二)
- 第五八 [羽山戶神……并八神]……………(二二二)
- 第五九 [天照大御神之命以……不復奏]……………(二二三)
- 第六〇 [是以高御產巢日神天照大御神……不復奏]……………(二二四)
- 第六一 [故爾鳴女自天降到……日稚之頓使本是也]……………(二二八)
- 第六二 [故天若日子之妻下照比賣之哭聲……日八日夜八夜以遊也]……………(二三〇)
- 第六三 [此時阿遲志貴高日子根神……夷振也]……………(二三二)

- 第六四 [於是天照大御神詔之……副建御雷神而遣]……………(二三四)
- 第六五 [是以此二神……隱也]……………(二三七)
- 第六六 [故爾問其大國主神……隨天神御子之命獻]……………(二四一)
- 第六七 [故更且還來……如此之白而]……………(二四三)
- 第六八 [乃隱也。故隨白而]……………(二四八)
- 第六九 [於出雲國多藝志之小濱……復奏言向和平葦原中國之狀]……………(二四九)
- 第七〇 [爾天照大御神高木神之命以……故隨命以可天降]……………(二五二)
- 第七一 [爾日子番能邇邇藝命……參向之侍]……………(二五四)
- 第七二 [爾天兒屋命……天降也]……………(二五七)
- 第七三 [於是副賜其遠岐斯……取持前事爲政]……………(二五七)
- 第七四 [此二柱神者……坐佐那縣也]……………(二五八)
- 第七五 [故其天兒屋命者……玉祖命者]……………(二七一)

目

次

- 第七六 [故爾詔天津日子番能邇邇藝命而……高千穗之久士布流多氣] (二七三)
- 第七七 [故爾天忍日命……天津久米命] (二七七)
- 第七八 [於是詔之此地者向韓國真來通笠沙之御前而……水椽多迦斯理而坐也] (二七八)
- 第七九 [故爾詔天宇受賣命……女呼媛女君之事是也] (二七九)
- 第八〇 [故其媛田毘古神坐阿邪訶……謂阿和佐久御魂] (二八〇)
- 第八一 [於是送媛田毘古神而……給媛女君等也] (二八二)
- 第八二 [於是天津日高日子番能邇邇藝能命……天皇命等之御命不長也] (二八三)
- 第八三 [故後木花之佐久夜毘賣……亦名天津日高日子穗穗手見命] (二八七)
- 第八四 [故火照命者……云猶欲得其正本鉤] (二九〇)
- 第八五 [於是其弟……見相議者也] (二九二)
- 第八六 [故隨教……住其國] (二九六)
- 第八七 [於是火遠理命……於今謂佐比持神也] (二九九)

- 第八八 [是以備如海神之教言……不絕仕奉也] (三〇四)
- 第八九 [於是海神之女……謂天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命] (三〇五)
- 第九〇 [然後者……即在其高千穗山之西也] (三〇七)
- 第九一 [是天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命……入坐海原也] (三〇九)

古事記解題

〔二一八八〕

安藤正次稿

第一章 撰述の由來及び撰者

撰述の由來——天武天皇の修史事業——帝紀、本辭、帝王日繼、先代舊辭——安萬侶の撰錄——阿禮の誦

習——釋田阿禮——太安萬侶

第二章 語部考

文獻に見えた語部氏——天語連、海語連、語臣、語直、語部首——大嘗祭と語部——語部の奏——語部の傳

目次

— 九 —

誦—語部の衰滅

第三章 古事記の文辭……………(二一)

文體の特質—漢字の正用と假用—表意的と表音的—訓義の發生—音假名と訓假名—漢字使用法から見た記紀萬葉祝詞—本居宣長の記紀の假名論—史部流の漢文—奈良朝時代の文體の四種—正倉院文書中の常用文の文辭—古事記と正倉院文書とを通じて見た漢字の使用法—古言古意の尊重—古事記に於けるアクセントの標記—その類例—その性質—記傳の説—安萬侶の阿禮の—古事記の訓註—その性質—訓註の二類十一種—訓註の不統一

第四章 古事記内容……………(四五)

古事記の全體の組織—時代の前後による記事の性質の差異—各種の古傳の扞格—内容から見た記紀の性質—内容から見た撰述の態度—古事記の三大特長—第一、古語の忠實な記録—第二、出雲系古傳の保存—國初に於ける出雲系氏族の屬成—出雲大社と朝廷—出雲國造の神賀詞—第三、崩御紀年の記法—本居宣長の見解—記紀の紀年—干支紀年法—注記の時代—本居説—津田説—橋本説

第五章 古事記の諸本及び注釋書……………(七一)

古寫本—眞福寺本—伊勢本—伊勢一本—前田侯爵家本—秘閣本—曼殊院本—神谷本—學習院本—刊本—寛永本—延佳本—古訓古事記—田中本—定本古事記—古い注釋書—古事記裏書—記傳以前の注釋書—古事記傳—記傳以後の注釋書—雜古事記傳

古事記神代卷

文學博士 加藤 玄智 編



〔本名〕天^{ツギニカミ}地^{ツギニカミ}初^{ツギニカミ}産^{ツギニカミ}巢^{ツギニカミ}日^{ツギニカミ}神^{ツギニカミ}。此^{ツギニカミ}三^{ツギニカミ}柱^{ツギニカミ}神^{ツギニカミ}者^{ツギニカミ}。並^{ツギニカミ}獨^{ツギニカミ}神^{ツギニカミ}成^{ツギニカミ}坐^{ツギニカミ}而^{ツギニカミ}隱^{ツギニカミ}身^{ツギニカミ}也^{ツギニカミ}。
〔本名〕天^{ツギニカミ}地^{ツギニカミ}初^{ツギニカミ}産^{ツギニカミ}巢^{ツギニカミ}日^{ツギニカミ}神^{ツギニカミ}。此^{ツギニカミ}三^{ツギニカミ}柱^{ツギニカミ}神^{ツギニカミ}者^{ツギニカミ}。並^{ツギニカミ}獨^{ツギニカミ}神^{ツギニカミ}成^{ツギニカミ}坐^{ツギニカミ}而^{ツギニカミ}隱^{ツギニカミ}身^{ツギニカミ}也^{ツギニカミ}。
〔本名〕天^{ツギニカミ}地^{ツギニカミ}初^{ツギニカミ}産^{ツギニカミ}巢^{ツギニカミ}日^{ツギニカミ}神^{ツギニカミ}。此^{ツギニカミ}三^{ツギニカミ}柱^{ツギニカミ}神^{ツギニカミ}者^{ツギニカミ}。並^{ツギニカミ}獨^{ツギニカミ}神^{ツギニカミ}成^{ツギニカミ}坐^{ツギニカミ}而^{ツギニカミ}隱^{ツギニカミ}身^{ツギニカミ}也^{ツギニカミ}。

天地のはじめ高天原にお生まれになつた神は、天の御中主の神、次に高御産巢日の神、次に神産巢日の神である。この三柱の神はごなたも獨り神で、やがて御身をおかくしになつた。

〔記傳〕天は虚空の上に在りて、天神たちの坐ます御國なり、(此の外に理を以てこちたく説成し、或は其形なごをも、さまざまおしはかりに云うなどは、皆外國のさたにて、古傳へにかなはざれ

は、凡て取らざらず、地は都知なり、名義は、是も思ひよれることあり、下に云べし、さて都知とは、もと泥土の堅まりて、國土と成れるより云る名なる故に、小くも大くも言ひ、小くはたい一撮の土をも云、又廣く海に對へて陸地をも云フを、天に對へて天地と云ときは、なほ大きにして、海をも包たり、

〔正義〕 天は阿米と訓す、名義は、青く見ゆる由にて、あをみの約あめなり。地は都知と訓す、もと泥土の堅まりて、國土と成れる名。

〔後傳〕 地は天に對へたる地なれば大地の總體をさして云へるなり。

〔記傳〕 高天原は、すなはち天なり、(然るを、天皇の京を云フなど云へる説は、いみしく古傳へにそむける私説なり、凡て世の物知人みな漢籍意に泥み溺れて、神の御上の奇靈きを疑て、虚空の上に高天原あることを信ざるは、いと愚なり、) かくてたゞ天と云フと、高天原と云との差別は、如何ぞと云に、まづ天は、天ツ神の坐します御國なるが故に、山川水草のたぐひ、宮殿そのほか萬ツの物も事も、全御孫命の所知看此御國土の如くにして、なほすぐれたる處にしあれば、(かゝることどもは、漢籍にいはいゆる天とは、甚く異なる物ぞ、ゆめ彼國書の説に惑ひて、正しき神代の傳を勿説曲そ、凡て外國には、正しき古傳説の無き故に、天の實のさまをば得知らずて、

たゞおしはかりの空理をのみいふなり、) 大方のありさまも、神たちの御上の萬ツの事も、此國土に有る事の如くになむあるを、(此は此記及書紀神代卷を見て知べし、みな正しき神代の傳説なり、) 高天原としも云フは其天にして有る事を語るときは稱なり。

〔標註〕 高天原は天津神の坐す國にて、即天を云へり、天とはこの大空の上に在る天津御國なり、其は遠離て、目に見えざれば、虚空をも天と兼云へり、爰に於高天原成るとあれば、素より高天原のありし如聞ゆれど、然らず、此神達の成坐し處を、假に高天原とは云へる也。

或人問、天とは幾らばかりの廣にて、如何なる國形ならむ、答傳へなければ微細は知がたけれど、大地球の外を周れる世界にて、幾億萬里に廣つらむ、其極は知べき限りにあらず、又問、天之御中主神、生坐さし前に國なくして、何地に生給ひけむ、又其天をばいかなる業にて作り給ひしぞ、答、空中も水中も神の掌坐る御殿なれば空にして墮給はず、水にして沈給はず、甚もく奇く靈き神業なるを、人事の上より推量奉むは愚なりと云べし、且天を作り給ひしは神の御心より成給ひて、其理は人智の及べき所にあらず、世降るに隨ひ、儒佛の道行はれ、自然神威を畏奉る心も薄成りゆくま、靈妙の御所爲も大方は隠るひ、唯有べき限を守り給へる世にすら、天武天皇白鳳十二年十月、紀に、伊豆國西北に當り三百餘丈の新島を作り給ひ、仁明天皇承

和七年九月ノ紀に、同國海濱に數百丈の神院數十字を造り給ひ、其美麗名づけがたきよし國史に顯然、猶定りたる神業とは云へど、人ノ上にも甚奇はしき事なり、天の益人と生れる兒を見よ、何一も足はぬ所なく、六根成り整へり、是はいかなる小刀を用ひしぞ、纔一一滴の精液を性として、十月に足らずして聲を發して顯はれつ、是は人の爲る業にはあれど、人力より出来るものにあらず、神慮の測りがたきを知りて、天を作り地を産給ふ神理の不可思議を曉ねかし、是は皇國の古傳を疑ふ人のため云フのみ。

〔正義〕 高天原は直に天を云なり。

〔註裏書〕 高天原者、今ノ大和國高市郡也、故亦曰天高市、天香山天安河等在干此。見紀。蓋國之中央。三神出生之地而主宰之處。後爲日神皇都。於是高天原之號始焉。

〔聞書〕 高天原これも後世に至りては、諸説紛々として、わかりがたきことなれども、日本書紀萬葉集などによりて深く考へますれば、日輪のことに相違ござりませぬ、されば近來國學者とよばるゝ者、種々考合せてみなこの説によります。

〔通玄解〕 高天原儒曰先天、上天、皇天、仙曰玄天、玄穹、佛曰第三十三天、皆言此、天上、更有二一高天也、即稱此高天原也。

〔記傳〕 神名は迦微能美那波と訓べきこと、……迦微と申す名義は、未だ思得ず、(舊く説ること)も皆あたらす、さて凡て迦微とは、古御典等に見えたる天地の諸の神たちを始めて、其を祀れる社に坐す御靈をも申し、又人はさらにも云へず、鳥獸木草のたぐひ海山など、其餘何にまれ尋常ならずすぐれたる徳のありて、可畏き物を迦微とは云なり、(すぐれたる)は、尊きこと善きこと、功しきことなどの、優れたるのみを云に非ず、悪きもの奇しきものなども、よにすぐれて可畏きをば、神と云なり、さて人の中の神は先ッかけまくもかしこき天皇は、御世々々皆神に坐すこと、申すもさらなり、其は遠き神とも申して、凡人とは遙に遠く、尊く可畏く坐しますが故なり、かくて次々にも神なる人、古へも今もあることなり、又天下にうけはりてこそあらね、一國一里一家の内につきても、ほゞに神なる人あるぞかし、さて神代の神たちも、多くは其代の人に於て、其代の人皆神なりし故に、神代とは云なり、又人ならぬ物には、雷は常にも鳴る神神鳴りなど云へばさらにもいはす、龍樹靈狐などのたぐひも、すぐれてあやしき物にて、可畏ければ神なり、又虎をも狼をも神と云へること、書紀萬葉などに見え、又桃子に意富加牟都美命と云フ名を賜ひ、御頸玉を御倉板舉神と申せしが、又磐根木株艸葉のよく言論したぐひなども皆神なり、さて又海山などを神と云ふことも多し、そは其御靈の神を云に非ず、直に其海をも山

をまさして云り、此らもいごかしこき物なるがゆるるなり、抑迦微は如此く種々にて、貴きもあり賤きもあり、強きもあり、弱きもあり、善きもあり悪きもありて、心も行もそのさまさまに隨ひて、ごりくにしあれば、(貴き賤きにも、段々多くして、最賤き神の中には、徳すくなくて、凡人にも負るさへあり、かの狐など、怪きわざをなすことは、いかにかしこく巧なる人も、かけて及ぶべきに非ず、まことに神なれども、常に狗などにすら制せらるばかりの、微き獸なるをや、されど、然るたぐひの、いと賤き神のうへをのみ見て、いかなる神といへども、理を以て向ふには、可畏きこと無しと思ふは、高きいやしき威力の、いたく差ひあることを、わきまへざるひがことなり、)大かた一むきに定めては論ひがたき物になむありける、(然るを世人の、外國にいはいゆる佛菩薩聖人など、同じたぐひの物のごと心得て、當然き理と云ことを以て、神のうへをはかるは、いみじきひがことなり、悪く邪なる神は、何事も理にたがへるしわざのみ多く、又善神ならむからに、其ほごにしたがひては、正しき理のまゝにのみえあらぬ事あるべく、事にふれて怒り坐る時などは、荒びたまふ事あり、悪き神も、悦ばし心なごみて、物幸はふること、絶て無きにしもあらざるべし、又人は然はえ知らねども、そのしわざの、さしあたりては悪しと思はるゝ事も、まことに吉く、善しと思はるゝ事も、まことに凶き理のあるなごもあるべし、

凡て人の智は限りありて、まことの理はえしらぬものなれば、かにかくに神のうへは、みだりに測り論ふべきものにあらず、)まして善きも悪きも、いと尊くすぐれたる神たちの御うへに至りては、いごもく妙に靈く奇しくなむ坐ませば、さらに人の小き智以て其理なごちへのひとへも測り知らるべきわざに非ず、たゞ其尊きをたふとみ、可畏きを畏みてぞあるべき。

〔釋註〕 神を加微と云へるは畏しのカにて、恐るべき意也、微は君臣民のみにおなじ物を身に受て掌意なれば、御にも通へり、如此尊き限りを加微と申すよりして上守等にも轉と云へり。

〔後傳〕 神名義は加の音に幽にして奇なる義あり、美音に充る義あり、合せ考ふるに神の御身は奇く幽かなるものにして、萬葉にも「邊にも奥にも神づまり」といふ如く何處として坐ざることなき義なり。

〔後傳〕 神に體用の二義あることをよく辨へ置ずば混ふことあるべし、上にいへる木草海山など物の體の奇く畏きをさしていへるは體にして、日球の全體をさして天御中主神といひ、國土の始め清濁混沌たるをさして常立神といへる類、これらの神は後に再び顯れたまふこともなく又祭禮もなし、是皆物の體をさしていふ神なればなり、活用の神といふは皇産靈神、伊邪那岐神などにて、此神たちは御體も心も人にかはることなく、後にも時々あらはれたまひ、社にも祭られた

まへり、先師たちもいまだ此の差別なく説かれし故に、其真を得られざりしなり。

〔略解〕 神名、おもうに神の字をカミとよめる御國詞の義は、隠り身とふ心にて神の御身ハ神ならぬ凡人の目にはかくりて見えざるといふくしきもの、ませば、いつもあらはに見ゆるうつくしき青人草の身よりしかた、へあがめて申す御名なるべし、ゆゑに、おのづから物のかみなる上とふ義にもかよへるにこそ。

〔正義〕 神、迦微と訓す、名義は上の義なり、開闢の根源なれば、かみと云なり、水も下流より水源をみなかみと云ひ、人の長者を上と云ひ、總身の毛髪も頭上なるをかみと云ふ、皆同義なり、延暦、太神宮儀式帳に、何の神とあるべきを、何の上と書たる御名見ゆ、こは借字なれども又同義なればなり。

〔正義〕 眞年云、本居氏は、神と云は、人體のあるものにして、夫々を主宰する神々があると考るからに、かゝる僻見をなすなり、抑神とは、靈魂にして、人は人魂あり、草木鳥獸凡て各魂と云ふものあるなり、されば草は草ながら神と稱へ、木は木ながらに稱へしにて、別に夫に功ある主宰神と云ものあるにあらず、此れ神理に委からぬ故なり、大年神とは、諸國に田作る稻を稱へしなれば、何國の稻皆大年神なるをや。

〔註書〕 正義云、聖人能、極神之幽隱之徳也、故神無方云云、神則寂然虚無、陰陽深遠、不可測、是無一方可明也。又云、陰陽不測之謂之神、(神也者變化之極妙、萬物而爲言、不可測、以形誥者也、故曰、陰陽不測。

正義云、神則微妙、於萬物爲言也、謂不可尋求也、云不可測、以形誥者、杳寂不測、無形無體、不可以物之形容、所求而窮誥也。

〔記燈〕 神の御世の事どもは、人の人のたばかりもてははかるべからずと、宣長かへすくいへり、しかれども、もと神といふは何物ぞや、人といふは何物ぞや、人身のうちなるがやがて神なるをや、たゞ外にていへば人なり、内にていへば神なるばかりなるを、さもはるかにいはれしは、もとより神といふ物をば明らかにせられざりければなるべし。

神道とは、すべて言にいたさずして人中心におもふ所をさしていふ名也と知るべし。かへすがへす神は外體にあづからぬ物なれば、貴賤大小にかはらず、内にして貫きたる事、神典の規模なるぞかし、しからば人とはこと物かといふに、さらにしからず、たゞ直をなすは人なり、倒をなすは神なる也、されば畢竟顯を據せば人なり、幽を據せば神なるにて、さらにくあやしむにたらず、男女貴賤とも、この神さびをたになさば、やがて、神たるべきをや、人

と同物にして、その用は筋たがへるか故に、古來辯じはづらひたる也とるべし。

……これひとへに神といふものをくはしくせられずして、たゞ、皇御祖たちを尊びて、神と稱したる物なりとのみ思はれけんがゆゑなりとおぼしきなり、これによりて思ふに、古來の神學者は、神といふものを、人とひとつになし、ひとつになすかどみれば、又その妙用は人のをよばざる所とす、かくひとつになしながらまたはるかになすは、ひとへに神人の別くらき所以なり、たゞ道理をはなれたる所の人のわざ、すなはち神にてはあるぞかし。

人と神とはことものゝごとくなれど、もと天地の神祇と人の神氣、妙用ひとしきをいふなり、さればたとひ人は、貴くともいやしくとも、身内には天地の神と同物なる神あれば、いかなる妙用もあたはざる物にはあらざる事をしるべし。

〔記燈〕 神道といふは、道理をはなれておもふ所のやむ事をえざる道をさしていふ名にて、この名はじめてみへたるは、日本紀難波長柄宮の御卷に、惟神者謂隨神道亦自有神道也と注せられしこれなり。

〔記燈〕 もとこの神道といふは、前にもいひしがごとく、理をば離れてやむことえざる道をさしていふ名にて、理の是非する所にはかならずたがふ所ある所をいふなり。されば此道にしたがは

ざる時は、たとひ成れる事も固からざる物なるが故に、その道に乗りてゆくべきよしをばむねごとしへ給へるが、この神典なる也、この神典には神道と熟せる文字はみえねども、幸易之件に於是其弟泣患居海邊之時鹽椎神來問曰、何虛空津日高之泣患所由、答言、中界以教曰、我押流其船差暫往將有味御路、乃乘其道往者如魚鱗所造之宮室其綿津見神之宮者也、この味の御路とは即神道をさしていふなり。

この乗其道とあるにしろく、神道とは教の名にあらず、人道に反對したる神の道をさす也されば世に此教をさして神道と稱するは誤なり。後世この神道に乗る教うしなはれて、たゞ神社をまつりゆふ禊をかけ、鈴をふり大祓の詞をとなへ、潔齋をわざとして、これを神道とこゝろ得、甚しくは、神は社のうちにのみおはします物なりと思へる事、いともくかたはらいたき事ども也、まへにもいひしがごとく、神社はすべて、人道よりも神道を先とすべき御教のためにて、文字のかはりに、形をもてをしへたるものなれば、神社をいつくは人道の後とすべきをわすれさせじかためなり、わが所欲をその神にまをし、われは無爲にして、その所欲を達せんせよとて、神社は設けはじめたまへるにあらず、いのりて神のたすけを得ることもあるべし、やがてその神をば我に勸請せんは、祈りよりもなほ近路なるをや、ゆふだすき鈴のたぐひは、これ皆この御教のさ

とし物にて、その寓せられし義をこそむねとほすべけれ、さるかなわざして、わが御國の道なりと心得、儒佛のよにさかりなるをいめりとも、いかでかするしあらん、いとをさなき事ごも也、おほかた人力といへごも、つとむれば、いとした、かなる事もせらる、物にはあれど、その事たどひなりとも、かならず久しからざる事、これ神道を後にするが故なり、神道に乗りてなす時は、たごへばわれ十人のちからあらば、千人が力なる事業成りぬべし、一己の力はたごひ天下にをよぶごも、かぎりありて、萬世のすゑまでをよぶべからず、神の道に乗り、神力をかりてゆくちからは、その及ぶ所無邊なるべき也、されば此乗といふ心は、たごへば舟車にもものをつみてはこぶ時は、おのが力をいくらわはせても、あたはざる斤量のやすくはこばる、がごとし。

〔記傳〕 天之御中主神、されば此神は、天真中に坐々て、世中の宇斯たる神と申す意の御名なるべし。

〔神名略解〕 天御中主神、御中は真中といはんが如し、凡て真と御とは本通ふ詞なるを、後に分て、御は尊む方、眞は美稱ると同じき事に用ふ。主は大人と同言にてノウシの切まれるなり。ウシハグといふ詞は其所の主として領居る事なり。されば此神は天の真中に坐まして、世の中にウシたる神と申す意の御名なるべし。

〔後傳〕 天之御中主神、この御名は日球の本名なること論なし。野之口翁は此神を日球の中央に坐て日球を知看なりといはれたり。この翁はすこぶる天文に委しき翁なればかくまで考をつげられたり。されど日球やがて此神なりとまでに心づかれざりしは、未だ日即天なりといへる説のまごひをはなれざりしゆゑなり。

日球は大虚空の中央に位を定めて、大虚中の主として大虚を統知看て坐ますことは、上にもいへる如くなれば、天御中主神といふ御名のいとよくあたれるを、深くも深く考見て決なることをささるべし。

〔註書〕 天之御中主者、天之原真中主之義。高御産巢日者、一名高木神。……然則高木主人之義。木、城也。云都城。神産巢日者、神城主人之義也。三神共見書紀開闢段。第四一書中又説。獨り神成り坐隱身者。雖有夫人其名不傳。蓋不依夫人之内助而治國。故云獨神。

〔正義〕 天之御中主神より、天照太神までは、人體の神に非ず、面貌の御坐すべきことあることなし、さるを、人體の如く語り傳ふるは、上古の人、神祇の妙用を、人の如く語り傳へしにして、其文絶妙と謂ふべし。

〔詳説別記〕 天之御中主大御神、是は天皇の始、則皇祖にておはします故なり、但し天之御中主

とは都の主と申し奉ることにて、上古天皇の御通稱、獨りの御名には非ず、次に高御産巢日、大御神、是は皇祖天皇の皇太子、第二代の天皇にておはしますなり、高御産巢日と申し奉る事は、高くおはしまして、下を産みます事なり、……天皇の御通稱……次に神産巢日大御神、是は……第三の天皇にておはしますなり、神産巢日と申し奉るは、なします事ばかり知れざるの意、是も御通稱。

〔畧解〕 天之御中主、大梵天王のことを最勝王經の中には天王と説れは天之御中主、神を大梵天王にやごもおもひはべれど、高御産巢日、神、神産巢日、神ともに女男の御子あれば、これを梵輔天ともいひがたく、こは欲界天に似たり、されば天之御中主神は帝釋天王にやごもおもはるゝなり、けだしかたの如く顯教の説によりていふも、また密教の深義によりてしかくおもふも、せんするところ、ひとわたりのときごとなるのみ、顯教にあらずしてしかも顯理にかなひ、しかも密徳にひとしき不可稱、不可説、不可思議の我神道は、まことに言語道断なり。

〔通玄解〕 天御中主神、大ナル哉、天地五行萬物之種祖也、神也哉、天神地祇八百萬神蒼生之元祖也、至大至神至靈至尊、雖不可得而稱之、謹惟高天原中央主位上德尊神也。

……仙稱天皇地后、陰陽五行大極大元尊神、儒稱黃帝上帝天帝天帝、佛稱金剛大日

如來一皆奉稱此尊神也、何則位徳同而惟名稱之異而已、又佛説、阿字本不生亦謂此尊神也、天上一祖神、由各國異名、猶天之稱名各國不異同也。

〔記傳〕 高御産巢日、神、神産巢日、神、字は皆借字にて産巢は生なり、物の成出るを云、日は、書紀に産靈と書れたる、靈、字よく當れり、凡て物の靈異なるを比と云、さて此大御神は、如此二柱坐を、記中に其御事を記せるには、二柱並に出給へる處はなくして、或時は高御産巢日、神或ん時は神産巢日御祖命と、かた一柱のみ出給へる、其御名は異れども、唯同神の如聞えたり、抑かく二柱にして一柱の如く、一柱かと思へば二柱にして、其差の髣髴しきは、いと深き所以あることにぞあるべき、さて古語拾遺などには、高御産巢日神を神魯伎命、神産巢日神を神魯美命とせり、又和名抄には、産靈と標て、尤須比乃加美とあり、(或書に此二柱の産巢日、神を、天之御中主神の御子とするは、例のおしあての漫言なり、) 書記神武御卷に、天皇大御身づから顯齋して、高皇産靈尊を祭り賜ひ、又鳥見山中に祭庭を構て、皇祖天神を祭り賜ひしこと見えたり、神名帳に、神祇官坐御座祭神八座(並大、月次新嘗)の首に、神産日、神高御産日、神とあり、此八座の神等を祭り給ふことは、神倭伊波禮毘古天皇の御世より始まりつる事古語拾遺に見ゆ、此餘にも此神を祭れる社は、神名帳に、山城國乙訓郡羽束師坐高御産日、

神ノ社、(大月次新嘗)大和ノ國添ノ上ノ郡宇奈太理ニ坐ス高御魂ノ神社、(大、月次相嘗新嘗、持統紀に、新羅調を奉りたまへる五社の中に、菟名足とあるは、此社なり、又三代實錄に、法華寺、薦枕高御産栖日ノ神とありて、正三位また從二位を授奉りたまひしも、此社なり、)十市ノ郡目原ニ坐ス高御魂ノ神ノ社二座、(並大、月次新嘗、)對馬下縣ノ郡高御魂ノ神社、(名神大、書紀ノ顯宗ノ卷ノ十五葉考ノ合すべし、)山城ノ國ノ風土記に、久世ノ郡水渡ノ社、名ヲ天照高彌牟須比命、和多都彌豐玉比賣命ト、(神名式に水度ノ神社三座とあり、)三代實錄(十二)に、大和ノ國神皇產靈ノ神など見えたり。

〔神名畧解〕 高御産巢日神、神産巢日神、此高御も神産も稱辭なれども、立延る意ありて男徳を備へ給ふ神なり。神御の神は引縮むる意ありて女徳を備へ給ふ神なり。日は書紀に産靈と書れたる巢の字能く當れり、凡て物の靈異なるをどといふ。高天原に坐ます天照大御神を日と申すも、天地の間に比類なく靈異にます故の御名なり。

〔通玄解〕 高御産巢日神、金徳之尊神。

〔通玄解〕 神産巢日神、木徳之尊神。

〔記傳〕 獨神とは、次々の女男耦て成り坐る神たちと別ちて、唯一柱づゝ成り坐て、配坐神無きを申すなり、並兄弟のなき子を、獨子と云が如し。

〔記傳〕 隱身也とは、御身の隠りて、所見顯れ給はぬを云なり、御形體の無きを如此言ふと心得るは、後ノ世のなまさかしらなり。

〔詳説〕 獨神成坐而、衆妃のみ有りて、后を立給はぬをまうせるなり。

〔正義〕 隱身也、木居氏の訓に、身を隠し玉ひきとすれど、此は天地の形成り玉ふ靈魂を奉稱神なれば、造化の功用見へ玉はず、されども今日に至るまで、常經に坐す神に御坐は、隱身とは申せしなり。

〔釋註〕 隱身、釋紀に引ける大倭本紀に、據りて隱身の上に、治ノ字を補ひつゝ、次なるもおなじ、隱身とは幽事にて、凡天地の間に行はるゝ水旱疾疫の變をはじめ、世に在りある善事禍事は、一人の上より國家の興廢に至るまで、惣て目に見えず、人力の及ばざる限りを隱身と云てこの神等の治たまへるなり。

第二

〔本文〕

次國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣琉之時。如葦牙因萌騰之

纂註 第二

物而ヨリテ成神名ナリセシメカミノナヘク宇麻志阿斯訶備比古遲神ウマシアヒカヒヒコヂノカミ。此神名此神名ツギニ次天之常立神ツギニトコタナノカミ。訓常立訓常立此二此二柱神亦獨神成坐而隱身也ヘレツノカミモヒトリガミナリマシテ、ミミツカクレタマヒキカミノクダリイフヘシラノカミヘ、コトアツカレ

上件五柱神者 別天神。

次に、國土は未だよく成りこゝのはず、浮く油のように漂つてゐた時に、葦の芽のように萌え騰つた物があつたが、その物から宇麻志阿斯訶備比古遲の神と、天之常立の神とがお生れになつた。この二柱の神も亦獨り神で、御身をちかくしになつた。

以上五柱の神を、別天神と申し上げる。

〔詳説〕 國稚、比古遲神の幼くませし時とまうせるなり。

〔後傳〕 久羅下、直澄云海月なす物には神といふ名こそ名けれ、即海月比賣命にて、葦牙彦舅命の妃神に坐すなり、然るをこゝに妃神の御名を明に顯さざるは、月球の名を隠せると同意なり。

〔記傳〕 宇麻志阿斯訶備比古遲神、宇麻志は美稱なり、阿斯訶備は、上の葦牙の下に云るが如し、比古は男を稱美て云稱、(比は産巢毘の毘と同意、古は子なり、)遲は男を尊みて云稱なり、老人を云も、尊むより出たるべし。

〔神名略解〕 宇麻志阿斯訶備比古遲神、宇麻志は歎美の詞なり、今世は只味の口に美きをのみいへど古はしからず、阿斯訶備は、葦のかつゝ生そめたるを云名にて、それによりて成出坐しによりて、御名に負ひ給ふなり。

〔通玄解〕 宇麻志阿斯訶備比古遲神、火德尊神也。

〔記傳〕 天之常立神、御名義登許は會許と通ひて同じ、凡て底とは上にまれ下にまれ横にまれ、至り極まる處を、何方にても云り、然れば此御名は、常立は借字にて、天之底都知なり、天之常立神は其物の漸に騰り騰り極れるところに生坐しけむ。

〔通玄解〕 天之常立神、謹惟高高原、北方極低處立水德尊神也、天地神祇萬物、得此水一爲形體之元。

第三

〔本文〕 次成神名國之常立神ツギニナリセシメカミノクニノトコタナノカミ。訓常立訓常立次豐雲上野神ツギニトヨクモ上ノカミ。此二柱神亦獨神成坐而隱身也此二柱神亦獨神成坐而隱身也

次にお生れになつた神は、國の常立の神と、豊雲野の神である。この二柱の神もやはり獨り神で、御身をおかくしになつた。

〔記傳〕 國之常立神を、天之御中主神と一ツ神なりなど云となすなどは、例の牽強なる中にも、殊に甚しきものぞ、其餘此神の御事は、例の漢意以てさまさま言痛きことどもをいひあへる、みな論ふにも足らず。

〔神名略解〕 國之常立神、此國之常立神より伊邪那美神まで十二柱の生りませる由縁は、葦牙比古遲、天之常立、二柱の神は葦牙の如くなるものに因て成坐て天ツ神なり、次に國之常立より以下の神等は、彼如ニ浮脂ノ物の中の地となるべき物に因て成ませるなり。

〔記傳〕 別天神、別は許登と訓べし、其由は先書紀の傳々に、多く國之常立ノ神を以て最初の神として、此ノ五柱ノ天神を擧ざるは、たゞ此ノ國土の方に成り坐る神をのみ申傳へて、天上に成り坐るをば、別なる神として、略きたる物なり。

〔記傳〕 豊雲野神、御名義は、物の多にして足ひ饒なる意の言にて稱辭なり、雲野は、字は借字にて、久毛は、久牟久美久比許理など、通ひて、物の集り凝る意と、初芽す意とを兼たる言、野は怒と訓て、沼の意なるべし、凡て水の浮れる處を沼と云り。

第四

〔本文〕 次成神名。宇比地邇神。次妹須比智邇神。次角杵神。次妹活杵神。

柱。二次意富斗能地神。次妹大斗乃辨神。次妹伊邪那美神。次妹阿夜訶志古

泥神。次伊邪那岐神。次妹伊邪那美神。

上件自國之常立神以下。伊邪那美神以前并稱神世七代。

それから、宇比地邇（男神）、須比智邇（女神）、角杵（男神）、活杵（女神）、意富斗能地（男神）、大斗乃辨（女神）、宇母陀琉（男神）、阿夜訶志古泥（女神）、伊邪那岐（男神）、伊邪那美（女神）といふ順次に、男神と女神、男神と女神とが生れになつた。

以上國の常立の神から伊邪那美の神にいたるまでを、神世七代と申し上げるのである。〔記傳〕 宇比地邇神、次妹須比智邇神、宇は泥なり、須は、土の水と分れたるを云フ、されば、溼土とは、かの如クナル浮脂ノ物の潮と土と混滑て、未分れざるを云ヒ、（水と土と和りたるは泥なり）、沙土とは、其ノ潮と土と漸分れたるを云フ、邇は、豊雲野の野と通ひて沼なり。

〔神名略解〕 宇比地邇上神、妹須比知邇去神、平田篤胤曰ウヒチは初泥の義なり。スヒチとは砂泥の義にて、彼稚しき物にや、泥の象をなせるが中に、又砂泥の形も混り成れるより負はせる御名なるべし、邇は根と通ひて稱辭なり。

〔記傳〕 角杙神、活杙神、さて御名意、凡て物のわづかに生初て、たとへば尾頭手足などの分ちは未だ生ざる形を、都怒と云、杙は借字にて、久比は、物の初て芽し生意の言なり、又物の集り凝る意をも兼たり、芽具牟涙具牟などの具牟に同じ、されば都奴具比とは、神の御形の生初たまへる由なり、活杙は、生活動き初る由の御名なり。

〔記傳〕 意富斗能地神、大斗乃辨神意富は稱辭なり、斗は處なり、凡そ處を斗と云例多し、立處、伏處、寢處(萬葉ノ陸奥歌に禰度とあり)、祓處などの如し、地は、上に出たる比古邇の邇に同じ、辨は、男神の地に對て、女を尊む稱なり、刀辨を賣に通はして度賣とも云り、伊斯許理度賣などの如し、かゝれば此二柱の御名は、彼地と成べき物の凝成て、國處の成れる由にて、其に女男の尊稱を附たるなり。

〔記傳〕 淤母陀琉神、書紀に面足尊と書れたり、此字の意の御名なり、不足處なく具りとゝのへるを云。

〔神名略解〕 淤母陀琉神、妹阿夜訶志古泥神。此御名は神の御面の満足らはせるを以て、其を望めば、カシコミキヤマハル、の意を以て、負はせ奉りしなり。平田篤胤曰上ウヒチニ、スヒチニの

神と云よりイザナギ、イザナミの神まで男女二神つゝ並び坐る十神は、實はイサナギ、イザナミの二柱ノ神のみにて、ウヒチニ、スヒチニよりオモタル、カシコネといふ迄は、イサナギ、イザナミの神の御身のやうやくに成坐る狀を以て、次々に御名を負せ奉れるを、終に五代とは語り繼たる事と覺えたり。其はウヒチニ、スヒチニと申す神の實に坐ましたらんには、天ツ神の國土を修固めん事を、此二柱にこそ命せ給ふべけれ、さるに最末なる二神に命せ給へる事道理に叶はず、且古く聞えたる御社に此神等を祀れりといふはある事なし。

〔標註〕 淤母陀琉神、紀に面足尊と作る文字に泥み、記傳に面の足とゝのひたり、面を云へば手足其外もこもれりと云へり、其は此神に至るまで面目は更也、御手足もなく譬へば生海嶽を見るが如きの御形なりしと云へる説に聞えたり、穴可畏、甚じき強説なるかも、史傳の始に神の御形は陰莖の狀なりしと云へる妄説を吐出つるも、是らの説に本着けるにや、此御代より往方の神等の御上は、御名に據外は思よる可もあらねど、高御産巢日神たちはしも、千五百座の御子さへ坐て、自指間、漏墮してふ古事も傳はれ、ば、其余の神等も、同狀に坐けむ事推量奉るべし、往年橋守

部と云へる痴もの何とかや云フ書を作り、神代の古傳をあらぬ狀に説腐し、其他の人ども、猶かゝる僻説の尠からざるを思へば、左にも右にも古を知るは難業になむありけらし、年治按に、此件御妹夫二柱づ、成坐給ふ、何もおなじ様の御名なるを、此二神のみ懸離れたる御名を負奉るべき理なし、假令稱は異なりとも、御所爲はおなじからざるべからず、故におもふに淤母とは、重にて、禮敬を云へり、如此云へば禮爲重と云へる漢語に詔へるやう聞えれど、然にはあらず、上代より禮容は甚々重きものにして、其と言舉せしは聞えねど、古書のうへには、古代の狀を見るべし、かくて禮をオモと云へる、確證どもを云へば、源氏朝貞に、齡のつもりには禮なくこそなる業なれ、同玉葛に、右近のめしいづれば禮正しくおほゆ、同笠に、其人のけはひよと見えたるはかひあり、禮たゞしかし、竹取物語に、禮なき事をば愧をすつるとは云ける、取替ばや物語にすこし禮らかに言葉すくなにて云々、此外引に逸あらず、按に此御代に至り、大方の禮容は足らひたりと云フを御名に負奉れけん。

〔記傳〕 阿夜訶志古泥神、阿夜は驚て歎聲なり、訶志古は、恐るゝ意なり、泥は、男をも女をも尊ひ稱なり、其は名兄の約りたる言なるべし。

〔記傳〕 次妹、伊毛とは、古夫婦にまれ兄弟にまれ他人ごちにまれ、男と女と雙ぶとときに、其

女を指て云稱なり。

〔記傳〕 伊邪那岐神、伊邪那美神、御名の義、書紀の口決に、伊弉は、誘語といひ、師も、伊邪那比君、伊邪那比女君てふことなりと云れき、(那比の比を省きたるぞ) 信に此二註、神、適合して國土を生成さむとして、互に誘ひ催し賜へる意、(其事次段に見ゆ)、然もあるべし。

〔標註〕 伊邪那岐命、上には神とあり、何もおなじ、扱命は御言に當れるを借りて書けり、名義は日本紀私記に美許登、如言言御事とあり、俗に其御方と云フにおなじ、紀には至貴曰尊、自余曰命、並ニ訓ニ美舉等と古註あり。

〔通玄解〕 伊邪那岐神、伊豆者美豆也、伊豆美豆俱ニ稱ス水也、故神名之義、水之陽神也、漢說壬神奉ニ稱ニ此尊神一也。

〔通玄解〕 妹伊邪那美神、此尊名之義、水之陰神也、漢說癸神、奉ニ稱ニ此尊神一也。

〔記傳〕 神代七代、神世とは、人代(人、代といふこと、古今集、序に見ゆ)、と別て云稱なり、其はいと上代の人、凡て皆神なりし故に然言り、さて何時までの人は神にて、何時より以來の人は神ならずと云フ、きはやかなる差はなき故に、萬葉の歌ごもなごにも、たゞ古を廣く神代と云り

第五

〔本文〕 於是天神諸命以。詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神。修理固成是多陀用幣流之國。賜天沼矛而言依賜也。故二柱神立。天浮橋而。指下其沼矛以畫者。鹽許袁呂許袁呂邇。引上時。自其矛末垂落之鹽。累積成嶋。是淤能基呂嶋。

さて、天つ神（五柱の神々）は、伊邪那岐の命、伊邪那美の命に、

「たゞよつて居る國を作り堅め成せよ。」

と、おほせになつて、天の沼矛を賜はつた。それで、二神は天の浮橋にお立ちになつて、たゞよつて居る物の中に沼矛をさし下して攪き廻された。すると其の潮は次第に凝り固つて、沼矛をお引き上げになつたときに、その鋒から滴り落ちた潮は積み重つて一つの島となつた。これが淤能基呂島といふ島である。

〔記傳〕 天神諸、天神は、初段に見えたる五柱、天神なり。

〔記傳〕 沼矛は、玉梓と云如く、玉以て飾れる矛なるべし、古はかゝる物にも玉をかざれる、常のこゝなり。

〔記傳〕 言依賜也、言は借字にて事なり、即事と書る所もあり、さて與佐須とは、任ノ字をも書て、事を其人に依任て、執行はしむる意なり。

〔記傳〕 天浮橋は、天と地との間を、神たちの昇降り通ひ賜ふ路にかゝれる橋なり、空に懸れる故に、浮橋といふならむ、丹後ノ國ノ風土記曰ク、與謝郡那家ノ東北ノ隅方有速石里、此ノ里ノ之海有長ノ大石前、長二千二百廿九丈、廣或所九丈以下、或所十丈以上廿丈以下、先名天梯立、後名久志濱、然云者、國生大神伊射奈藝命、天爲通行而、梯作立、故云天梯立、神御寢坐間、伏云々、此レに因ば、此ノ浮橋も此神の作り坐しなり、さて天に通ふ橋なれば、梯階にて、立て有しを、神の御寢坐る間に仆れ横たはりて、丹後ノ國ノ海に遣れるなり、こは倭の天香山、美濃の喪山などの故事の類にて、神代にはかゝることいと多し、後人儒者心もて勿あやしみぞ。

〔標註〕 天浮橋は空に浮て架れる橋なり、大古はかゝる橋より昇降りし給ひし事丹後風土記、播磨風土記等に見えたり。

〔正義〕天浮橋、天地の間ニ通ふ道の義なり、元より別に物あるに非ず、文飾なり、本居氏實物の如くに説くは不可なり。

〔詳説〕天浮橋、舟を云るものなり。

〔記傳〕許袁呂許袁呂邇は、彼ノ矛以て迦伎賜ふに、隨ひて、潮の漸々に凝ゆく状なり、即許袁呂と凝と言も通へり、膏などを煮かたむるに、始のほどは水の如くなるをヒもて迦伎めぐらせば漸々に凝もてゆくが如し。

第六

〔本文〕於其島天降坐而見立天之御柱。見立八尋殿。於是問其妹伊邪那美命曰。汝身者如何成。答曰吾身者成不成合處一處在。爾伊邪那岐命詔。我身者成而成餘處一處在。故以此吾身成餘處。刺塞汝身不成合處而爲生成國土奈何。伊邪那美命答曰然善。爾伊邪那岐命詔。然者吾與汝行廻逢是天之御柱而爲美斗能麻具波此。如此云期。乃詔汝者自右

廻逢。我者自左廻逢。約竟以廻時。伊邪那美命先言阿那邇夜志愛上袁登古袁。此十字以後伊邪那岐命言阿那邇夜志愛上袁登賣袁。各言竟之後。告其妹曰。女人先言不良。雖然久美度邇。興而生子水蛭子。此子者入葦船而流去。次生淡島。是亦不入子之例。

二神は、この淡能基呂島にお降りになつて、御坐あそばす御殿の御柱を見立て、廣い立派な御殿をお建てになつた。そうして、御夫婦の道を行ひたまふ可く申し合されて、伊邪那岐の命は左から伊邪那美の命は右から、天の御柱をお廻りになり、お逢ひなされたごときに、先づ伊邪那美の命から聲をおかけになつて、『あゝ、愛しい少男よ。』とおほせられ、其の後に、『あゝ、愛しい少女よ。』と、伊邪那岐の命がおほせになつた。ごときに、伊邪那岐の命は、『婦人が先に言ふは道に適つたことではない。』と、おほせられたが、先づ先づとて、御夫婦の道を行ひたまふた。かようにして、水蛭子をお生みになり（この水蛭子は葦船に入れて流し捨てさせられた）、次に淡島をお生みになつた。（この御子も亦御子のうちには數へないのである。）

〔頭書〕 成余 陽根形。

〔頭書〕 不成合 陰根形。

〔記傳〕 不成合處とは、飲て滿はぬ如くなる處を詔へり、即ち御番登なり、書紀には、吾身具成而有稱陰元一者一處ともあり。

〔記傳〕 成餘處とは、ふくれ出て身の外に贅るが如くなるを詔へり、書紀には、陽神曰吾身亦有三雄元之處とあり。

〔記傳〕 天之御柱は、即次に見えたる八尋殿の柱なり。

行廻逢是天之御柱而、凡そ夫婦適合の初に、先柱を行廻こと、上代の大禮と見えたり、此は其男女適合の始にして、先此禮を行ひ賜ふことは、甚々深きことわり有ることなるべし、されど其理は、傳へ無ければ、凡人の如何とも測知べきにあらず、(されどこゝろみに強ていはまづ女男交合の狀、男は上に在て天の如く、舍にては、屋の覆ふが如し、女は下に在て地の載るが如く、舍にては床の如くなるを、柱はその中間に立て、上下を固め持つ物なれば、夫婦の間を固め持つ理にやあらむ。

〔正義〕 天之御柱、真年云、兩大人の説は、二神を人體夫婦と見做したるより、かゝる迂遠の解

をなせるなり、抑二神とは産靈魂神の、相誘ひ坐して、萬物を生成する、神岐の功用を、伊邪那岐、伊邪那美命と奉稱りしにて、此の天柱は南極北極の地軸なり、天は左旋し、地は右轉し、運行して四時をなし、而して萬物を生成するを云ふ、然て神典とは、此天地造化の神業を、人體夫婦の如く語り、其天地神祇の功用を、人體夫婦に轉して、玉矛道を立つ故に、人事即神道にして、人は神祇の事を現すものなり、後學潜心て、深く思ひ、厚く學びてよ。

〔記傳〕 美斗能麻具波比、美斗は御所なり、夫婦隠り寝る所をも、分て所と云けむ、彼不成合處と成餘處と、宇麻久久比阿布を、麻具波比とは云なり、即交合のこと。

〔記傳〕 久美度は、夫婦隠り寝る處を云。

興而は淤許斯豆と訓べし、此は女男交合することを如此言るなり、さて交合のことを如此しも云る、語のこゝろは、先凡て事の始まりを起りといひ、始むるを起すと云、されば此は、御子を生たまはむ事を、久美度にして始め賜ふ謂なり(女男交合するは、子を生べきことの起りなればなり)、さる故に此言は、かならず御子を生坐ことこの端にのみ云て、たゞに交合することのみには云る例なし、心をつけて辨べし。(久美度に於て其事を始て、御子を生坐と云むが如し)

〔記傳〕 水蛭子は、上代に水蛭に似たる兒をいひし稱なり。

〔正義〕 蛭子とは蝦夷人を云ふ、苗人、又委奴人とも云ふ、苗毛音相近し、故に毛人とも云ふ。

〔標註〕 水蛭子は借字か、紀に雖三已三歳、脚猶不立とあり、脚ありとせば、水蟲の蛭とは聞えず、甲斐國なる坂名井聰翁の説に不具におはせずは、大日子命ならましを、御妹日女命に大てふ語を譲り給へりと云へるも一説なり。

〔略解〕 水蛭子、蛭子は如水蛭子といふことにて、こは後に譬ていへるなるべし、書紀に雖三已三歳、猶不立と見えたり、入葦船而流去、こは今の世にて物の用に立たぬ子をば縁にまかせ、其宜きにしたがひ手軽く何方へなりとも、かたづけると同じわざにて、すなはち、そをおしへましたる御神業なり、書紀には載之於天、盤椽樟船而順風、放棄と見えたり、楠もて作れる船に載せて棄るはやむことをえずすつれども、其生命を遠く全からしめむとの神意にして、葦船に入れて流すと此記にあるは、手軽くかたづくるを示せるなり、すでにか、れば世の中に生みの子を親として、ひそかにころすものあるは、きわめたるひかことなるをしるべし、わが大神の大慈大悲なること、世人のためにかゝる神業まで示しおかれたり、このふかき神業をしらで、二命は神といへれど水蛭子の如き子を産み、そを流し棄るとは、いかにも無慈悲至愚の業なり、これかれをもつておもふに、天神祇も地も凡夫にこそありけれとあざけるものあるぞ、おろかなる。

〔頭出〕 水蛭子、柔軟土地、無金石固骨、又於人、上云、則胎育不順、流産之義歟。義克按、此處之文章重皇統、不私鍾愛、撰其器之意歟、女神先言、不唯背道、又有淫風之儀、故及于此、今俗嫡子不聰明之類、又此意也、追考、以日神爲統嫡、故其始之出生、不列數。

第七

〔本文〕 於是二柱神議云、今吾所生之子不良、猶宜白天神之御所、即共參上、請天神之命、爾天神之命以、布斗麻邇爾、相而詔之、因女先言而不良、亦還降改言。

二神はお相談なさるよう、今生んだ子はよろしくないで、この上は天つ神に伺ひ、其のお指圖を待つ方がよいであらう、と、そして共に天に上り天つ神に其の旨を申し上げると、天つ神はうらなひをなさつて、婦人が先に聲をかけたことがよろしくないのである、とおほせになつた。

〔記傳〕 請天神之命とは、上、件の状を云々と天神に白賜て（書紀に具奏其状とあり、）是

如何なる故ぞ、なほ如何し侍むと、伺ひて、其、詔賜に命を請たまふなり、抑萬の事に、いさゝかも己が私を用ひすて、唯天神の命の隨に行ひ賜ふことは、道の大義なり、此二柱、大神すら猶如此りけるものを、況て後、世の凡人として、努己が私心もてさかしら莫爲そ。

〔記傳〕布斗麻邇は、玉垣宮、御段にも、布斗麻邇々占相而云ことあり、書紀に太古此云ニ布刀麻邇、又天ノ兒屋命、主ニ神事ノ之宗源者也、故レ俾以ニ太古之卜事ニ而奉任焉などあり、布斗は、布刀詔戸布刀玉などの布刀にて、稱辭なり、麻邇は、如何なる意にか未タ思ひ得ず、(書紀の占ノ字は、唯其、事に當て書賜へる物にて、正しく麻邇は占なりと云にはあらず、凡て書紀の文字は、語に中らねど、意を得て書るが多きなり、又漢文にては、トと占と別なれど、此方には通へし用て別なし、然るを字に就て差別を云説は、甚ひがことなり、)そもく布斗麻邇は、上ツ代の一種のトにて、諸トの中に殊に重く、主とせしトと聞えたり。トはたゞ神事にのみ用ることになれど、上ツ代には、萬の政にも、己がさかしらを用ひず、定めがたきことをば皆トて、神の御教を受て、行ひ賜ふこと、記中書紀其、外にも多く見えたり、今天神すら如此くなるをや。

此、段の大かたの趣を取總て、なほ委曲に云むには、まづ初に二柱ノ神天之御柱を行廻り賜ふし時に、女神の言先だち賜ひしは、女男の理に背ける故に、男神惡まして、不良と詔へり、女男の



理、とは、そのかみ宇比地邇神須比地邇神より始て、次々女男並坐神、皆男神先ツ成り坐て、女神は次に成り坐る、是天地の始より、女は男に後れて、従ふべき理にて、今に至るまでおのづから然なり、さるは甚々深き故あることなるべけれど、人の得測り知ることにはあらず、さて然女男の理に違へるを、不良とはおもほしめしながら、其故に惡き御子生坐むとまでは、思ほしも懸すして、即御合坐しに、水蛭子と淡島を生賜ひき、此ノ御子御心に叶はざりし故に、惡みて、不良と詔へり、(上の不良は、女神の先言たまひしを惡みて詔ひ、此不良は、御子の惡きを詔ふにて、本より異事なり、言の同じきに依て、思混ふべからず、)されど是は彼、女神の先言たまひし故に如此ぞとまでは、猶得さとり賜はず、いぶかしさに、天神の御許に參上て、其狀を申したまひ、不良子の生れつるは、如何なる故にか、なほ如何爲て吉からむと、命を請賜へるに、天神たちも猶、御心とは定め賜はず、布斗麻邇にしもト相たまひてぞ、其、故とはしられたりける。

〔正義〕布斗麻邇、眞年云、此説に據れば、神は御心の任に物を自由に左右し玉ふなれば、其御心は難知もの故に、太古にトへて行ふものそとなり、これも大人の、神意を解することの不明所以なり、熟く心を潜て考てよ、夫れ神祇は、天地の靈なり、此神祇に私なければ、御心のままに左右するものにあらず、唯當然に造化の事を成し玉ふなり、人は其當然に隨て行ふべきものな

り、故にこれを神隨かむらと云ふなり、然に人性巧にして頓て神祇に違背するものなれば、其行ふ處を、神意と合ふや否やを、卜事うらなひを以て伺ふなり、故にうらへと云ふ、神人の義を裏合うらあへる義なり。

第八

【本文】故爾反降。更往迴其天之御柱如先。於是伊邪那岐命。先言阿那邇夜志愛袁登賣袁。後妹伊邪那美命。言阿那邇夜志愛袁登古袁。如此言竟而御合。生子淡道之穗之狹別島。訓別云和氣下效此。次生伊豫之二名島。此島者身一而有面四。每面有名。故伊豫國謂愛上比賣。此三字以音讚岐國謂飯依比古。粟國謂大宜都比賣。此四字。土左國謂建依別。次生隱伎之三子嶋。亦名天之忍許呂別。許呂二字以音。生筑紫島。此嶋亦身一而有面四。每面有名。故筑紫國謂白日別。豐國謂豐日別。肥國謂建日向日豐久士泥別。自久至熊曾國謂建日別。曾字次生伊伎島。亦名謂天比登都柱。自比至都音謂天如天。次生津嶋。亦名謂天之狹手依比賣。次生佐度嶋。

次生大倭豐秋津嶋。亦名謂天御虛空豐秋津根別。故因此八嶋先所生。謂大八嶋國。

で、またお降りになつて、前のようになされ、今度は伊邪那岐の命から先に聲をおかけになり、伊邪那美の命が、これに隨ひ和して唱へられると、立派な御子たちがお生れになつた。即ち、淡道の穗の狹別島（淡路）伊豫の二名島（四國）隱伎の三子の島（隱岐）筑紫の島（九州）伊伎の島（壹岐）津島（對島）佐渡の島、大倭豐秋津島（本州）といふ順次に、大八島の國が生れた。

第九

【本文】然後還坐之時。生吉備兒嶋。亦名謂建日方別。次生小豆島。亦名謂大野手上比賣。次生大島。亦名謂大多麻上流別。自多至次生女島。亦名謂天一根。訓天次生知訶島。亦名謂天之忍男。次生兩兒嶋。亦名謂天兩屋。自吉見島至天。二神は、大八島の國をお生みになつてから、一旦淤能基呂島に戻りたまひ、更に、吉備

の兒島、小豆島、大島、女島、知訶の島、兩兒の島をお生みになつた。

〔記傳〕 御合は美阿比坐豆と訓べし、即テ上にある美斗能麻具波比なり。

〔記傳〕 亦名 此八島六島の亦名をも、其の國御魂、神の名と謂は、ひがことなり、此はたゞに其島國を指して云る名なり、さて其名の女男ある所以は、いまだ知らず、(國のみならず、山にも女男ありて、古倭國なる三山の妻争ひのこと、播磨風土記萬葉一ノ卷などに見ゆ、) ○或人間にけらく、二柱、大神の、人の兒を産如くに、國土を生たまふといふこと甚疑はし、此は其國々の神を生たまふをいふか、又實は國々を巡りて、經營たまふを、如此言なせるにもあるべし、其故は、初天神の大神にも、修理因成是多陀用幣流之國とこそ事依したまひつれ、國土を産成せとは詔はず、いかが、答レ此を疑ふは例のなまさかしらなる漢意にして、神の御所爲の奇く靈くして、測りがたきをしらざるものなれば、論ふまでもあらず、但しかの天神の大神のことは論あり、其はまづ夜見ノ段に男神の御言に、愛我那邇妹ノ命、吾與汝所作之國、未ニ作竟とあるは、既に產生はしたまひつれども、いまだうるはしく經營成竟たまはざるを詔へるなり、(經營成竟たまふは、大汝少名毘古那ノ神のときなり、)又初ノの天神の大神は、漂蕩へる潮を固めて、先國土産べき基(淤能基呂島なり、)を成より始めて、國土を産生て、うるはしく經營成固むるまでをかけて詔へるに

て、都久流といふは廣くして、産たまふことも其中に存るなり、かの男神の御言に、所作之國とあるは、即テ所生之國といふに同じきを以てしてしるべし、二柱、大神の國土を經營成たまへることは見えざれば、此ノ作は、正しく產生たまふことなるをや、若し又生とあるも、實はたゞ經營のことなりとほはいは、かの御身の成不合處成餘處を尋て、麻具波比したまへることなどを、委曲にいへるは、何の要ぞや、これら經營にはさしも關係るべきことならず、且書紀には、及ニ至産時、先以淡路島爲胞と云ひ、雙生隱岐ノ洲與ニ佐度ノ洲なご云るも、みな人の子を産如くに、生たまへる故なるをや。

第一〇

〔本文〕 既生國竟、更生神、故生神名大事忍男神、次生石土毘古神、訓石云伊波亦 毘古二字以音
下效 次生石巢比賣神、次生大戸日別神、次生天之吹上男神、次生大屋毘古神、此 訓木以音
次生風木津別之忍男神、訓風云加邪次生海神名大綿津見神、次生水戸神名速秋津日子神、次妹速秋津比賣神、自大事忍男神至秋 津比賣神并十神。

また、國生みを終つて、更に多くの神々をお生みになつた。その神々は、
大事忍男の神、石土毘古の神、石巢比賣の神、大戸日別の神、天の吹男の神、大屋毘古
の神、風木津別の忍男の神、海の神の大綿津見の神、水戸の神の速秋津日子の神と、速秋
津比賣の神。

〔記傳〕 大事忍男神、これより速秋津比賣神まで十柱のこと、下の阿波岐原の御祓の段、又書紀、
一書に、次掃之神號三泉津事解之男云々、曰吾與汝已生國矣、奈何更求生乎云々、故還二向
於橘之小門而拂濯也、干時入水吹生磐土命、出水吹生大直日神、又入吹生底土命、出
吹生大綾津日神、又入吹生赤土命、出吹生大地海原之諸神一矣、とあること、大祓祝
詞に、科戸の風之、天之八重雲乎、吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如
云々、遺罪波不在止、祓給比清給事乎、高山末短山之末與理、佐八那太理爾落多支津速川能瀬坐
須、瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如此持出住波、荒鹽之鹽乃八百道乃、八鹽道之鹽乃、
八百會爾座須、速開都比咩止云神持哥吞氏牟、如此久哥吞氏波、氣吹戸須氣吹戸主止云神、根
國底之國爾氣吹放氏牟、如此氣吹放氏波、根國底之國爾坐、速佐須良比咩登云神、持佐須良比失
氏牟、如此久失氏波、自今日始氏、罪止云布罪波不在止、云々とあることを引合せて説くべし、まづ

此、大事忍男は、かの事解之男にあたり、石土毘古石巢比賣は、上箇之男命又磐土命に、大戸日別
は、大直日神に、天之吹男は、氣吹戸主に、大屋毘古は、大綾津日神又大禍津日神に、風木津別
は、底箇之男命又底土命又速佐須良比咩に、大綿津見は三柱の綿津見神に、速秋津日子速秋津比
賣は、伊豆能賣神又赤土命に、(祝詞にはやがて速開都比咩とあり)あたれり、如是れば此、十柱、
神は、もごかの御祓の時に成坐る神たちの、一傳なりしが、亂て此記には彼所と此所に重りし
物なり。

〔神名 解〕 大事忍男神 事解之男に當る。

〔通玄解〕 大事忍男神、神名之訓義、尾殊推追神也、此神之尾最壯、比別ノ神ニ最殊能ク振ヒ尾々逐

ニ追ス諸虫ナ、故名之ニ也。

〔記傳〕 石土毘古神、石巢比賣神、此、二柱の上箇之男にあたる故は宇波と伊波と通ひ、豆都と都
知と通へばなり、名の義は傳六御禊の段上箇之男の條下にいふべし。

〔通玄解〕 石土毘古神 神名之ヲ、巖土陽面之神也、漢名鬻也。

〔通玄解〕 石巢比賣神、石巢、巖穴也、比賣陰所也、故神名之義、巖堀陰之神也、漢名麗也、俗
呼栗鼠也。

〔記傳〕 大戸日別神、此神の大直毘にあたる所以は、那富を縮れば能となり、能と登とは横通よことおと聲こゑなればなり。

〔通玄解〕 大戸日別神、神名之義、破開大戸之神也。漢名犀也。

〔記傳〕 天之吹男神、此神の氣吹戸主にあたる故は、かの祝辭に、根國底之國に氣吹放てむとあればなり。

〔通玄解〕 天之吹男神、故神名之義、天神之令しん曳尾えいび神也、漢名龜也。

〔記傳〕 大屋毘古神、此神の大綾津日にあたる由は、大綾の阿を省て大屋と云は、古語の常なり。

〔通玄解〕 大屋毘古神、故神名之義、大屋陽之神也、漢名麒麟也。

〔記傳〕 風木津別之忍男神、こは訓も名、義もいとく心得がたし。

風は神の氣いきなれば、風氣かぜとも云べし。

〔神名略解〕 風木津別之忍男神、底筒之男神又底土命又速佐須良比咩に當る。此神を速佐須良比咩に當る事たしかにはあらねど科戸の風持サスラヒ失ヒテハ罪トイフ罪ハアラジとあると、上に科戸之風乃吹放事之如久とたとへ遺罪波不在止菟給比云々とあると同じ事なれば風ニサスラヒ失ふ意なり。又底筒之男にあつる故は會許豆あひこと邪宜津と語の近ければなり。

〔通玄解〕 風木津別之忍男神、神名之義、排開はらひ笠毛、強尾神也、漢名孔雀也。

〔記傳〕 大綿津見神、名、義師、説に、綿は海、津は例の助辭、見は毛知の約りたるにて、海津持てふ意なり、これ海を持神なればなり。

〔通玄解〕 大綿津見神、漢名鼈也。

〔記傳〕 水戸神、水戸は（水門と書るも同じことなり、）美那斗と訓べし、（古く美斗と云訓も有て、今はたさる地名もあるなれば、然讀むも悪きにはあらず、即水之門の意にて、門は海の出入る戸口なり。）

〔記傳〕 速秋津日子神、速秋津比賣神、書紀には速秋津日命とて一柱なり、さて秋津日と赤土と語通して、清明あかみ意なり、黄泉よみの穢けがれを速すみに祓はらして、清らかに明けきをいふ名なり。

第一一

〔本文〕 此速秋津日子速秋津比賣二神、因河海持別而生神名沫那藝神、沫那次沫那美神、次沫那次頰那藝神、次頰那次天次天之水水分神、次天次國次國

此下效ツキニアラフ次沫那美神カミ音下效此

之水分神。次天之久比奢母智神。

自久以下五字以音下效此次國之久比奢母智神。自沫那神至國之久比奢母智神并八神。

此の速秋津日子の神は河の方に、速秋津比賣の神は海の方に、各持ち別けて、沫那藝の神沫那美の神、類那藝の神類那美の神、天の水分神國の水分の神、天の久比奢母智の神國の久比奢母智の神をお生みになつた。

〔記傳〕 沫那藝神、沫那美神、名義沫は字の如く水の沫なり。

〔神名略解〕 沫那藝神、沫那美神、那藝と那美と對へいふこゝイサナキ、イサナミの御名のナキナミと異り、思ひ混ふべからず。又ナキは書紀の一書に沫蕩尊とありて、沫蕩此云阿和那岐とあり、蕩は平の義をとりて、水上の和たる意なるべし。扱ナミに對へたるは水上の騒ぐを云ふ言にて、波といふ名もそれより出たるなるべし。

〔通玄解〕 沫那藝神、漢名蝶也。

〔記傳〕 類那藝神、類那美神、名義、類は借字にて、都良は都夫良の切りたる言なり、都夫良は即ち都夫多都音にて、其貌をも云なり、沫と並びたるも彼と同きを以て知べし。

〔神名略解〕 類那藝神、類那美神、類は借字にてツブラの切りたる言なり。其は下に媛田比古神の事をいへる段に、其海水都夫多都時の名を謂都夫多都御魂、其阿和佐久時の名を謂阿和佐久

魂とあり、ツブラは即ツフタツ音にて、其貌をもいへり、圍きをツブラといふも、其形より出たり。

〔通玄解〕 類那藝神、漢名海月也。類那美神、漢名烏賊魚也。

〔記傳〕 天之水分神、國之水分神、名義、久麻理は分配なり、續紀に、文武天皇二年四月、奉馬于吉野、水分、峰、神、祈雨也。

〔神名略解〕 國之水分神、タマリは分配なり、書紀に分をクバルとも訓めり。

〔略解〕 天之水分神、次國之水分神。久麻理は分配することなり、天と國とがたみにつかさとり、特別まして、この二神の、水をくまりあたへたまふといふ御名の心なり、神名式に大和國吉野、郡吉野宇陀、郡宇太山邊、都祢葛上、郡葛木等に各水分、神社あり、續紀に文武天皇二年四月奉馬于吉野、水分、峰、神、祈雨也と見えたり、萬葉七に三芳野之水分山とよめるは此なり、古歌に美許母理神とよめるよりにや、吉野なる此神の御社へ子のなき人々あゆみをはこび、いのれはそのしるしありと、かのささ人かたれり、こはおかしきことなれど、神は萬徳をそなへませば、何事にても其真心をあはれと見まして、利益をたびたまうものにしませば、かゝることらをきつて、世の學者たち、おろかなるわざとあざけり、そのしるしをえたりといふも、神々あづかれることには

あらじといひけるは、かへりておろかなるわざにこそ。

〔通玄解〕 天之水分神、漢名鮎。國之水分神、漢名蟾。

〔記傳〕 天之久比奢母智神、國之久比奢母智神、名義、久比奢母智は汲匏持なり、水分神と同じく、凡て萬々に水を施して、功を成しむる神なり。

〔通玄解〕 天之久比奢母智神、漢名鯉也、説フ鯉登龍門、飛上昇天上宜哉。國之久比奢母智神、漢名鯉也。

第一二

〔本文〕 次生風神名志那都比古神。此神名次生木神名久久能智神。亦以音次生山神。

名大山津見神。次生野神名鹿屋野比賣神。亦名謂野椎神。自志那都比古神。至野椎井四神。

風の神の志那都比古の神、木の神の久久能智の神、山の大山津見の神、野の神の鹿屋野比賣の神（鹿屋野比賣の神は亦の名野椎の神、）

〔記傳〕 風神志那都比古神、書紀（一書）に伊弉諾尊、曰我所生之國、唯有朝霧而薰滿之哉、乃

吹撥之氣化爲神、號曰三級長戸邊命、（亦曰三級長津彦命、）是風神也とあり、（萬葉二、卷人麻呂、哥に神風爾伊吹惑之とよめり、）纂疏に、級長は息長といはむが如しとあり、其由は師、説に此神は大御神の御息より成、賜へば、志那都比古とは云なり。

（註裏書） 風神者使、職也。風言フ使。事見ニ萬葉集ニ。志那都比古者。風出彦也。志者風之古語。書紀ニハ爲三級長津彦。級長戸邊二神也。此二神者巡行諸國一觀ニ察スル不平之使也。後世云巡察使。

〔通玄解〕 風神可ニ風動靜之神也、此神、名義、志那野陽之神也漢名象也。

〔記傳〕 久久能智神、名義、久々は莖なり、故思フに、莖はもと莖木の縮れる名なるべし、智は男を尊む稱。

〔通玄解〕 木神守レ木之神也。

〔記傳〕 山神大山津見神、山津見は綿津見の例の如く、山津持にて、山を持坐神なり。

〔通玄解〕 大山津見者即大山之陰也、此神、喜ヒテ伏ニ山洞ニ故ニ名山陰神也、漢名獅子也。

〔記傳〕 鹿屋野比賣神、書紀には草祖草野姫とあり、屋葺む料の草を云フ名なり。

〔通玄解〕 野神鹿屋野比賣神、山神野神、俱ニ守レ山守レ野之神也、名義、茅野陰之神也。野椎者

野津宇知之略稱也、即野之内也、此神於三嘯野、間ニ爲リ穴ヲ集ニテ草木葉ヲ善ク爲ニ密室ニ也、漢名麿也。
〔記傳〕 野椎神は、野津持神なり。

第一三

〔本文〕 此大山津見神野椎神二神。因山野持別而生神名天之狹土神。訓土云豆知下效此
次國之狹土神。次天之狹霧神。次國之狹霧神。次天之闇戸神。次國之闇戸神。訓土云豆知下效此
次大戸惑子神。訓土云豆知下效此次大戸惑女神。自天之狹土神至大戸惑女神并八神

この大山津見の神は山の方に、野椎の神は野の方に、各持ち別けて、天の狹土の神國の狹土の神、天の狹霧の神國の狹霧の神、天の闇戸の神國の闇戸の神、大戸惑子の神、大戸惑女の神をお生みになつた。

〔記傳〕 天之狹土神、國之狹土神、名義、狹は志那の切りたる言にて、その志那は級にて、坂路のことなり、豆は例の助辭、知は尊稱にて、山豆知野豆知の如く、坂豆知なり。

〔通玄解〕 天之狹土神、天神、使ス下土ニ之神也、漢名狸也。國之狹土神、漢名狐也。

〔記傳〕 天之狹霧神、國之狹霧神、舊事紀に、天地の始に、先成坐る神を、天讓日天狹霧國禰月國狹霧尊とあり、此は後、人の作りたる名と聞ゆ。

〔神名略解〕 天之狹霧神、國之狹霧神。狹は狹土のサと同じく、キリは限りの意にて、サキリは境と同じ、境は坂合にて此方と彼方とより登る坂の合ふ處なれば、則阪の限りなり、下にも同名の神見えたり。

〔通玄解〕 天之霧狹神、狹霧、漢名水獺也。國之狹霧神、漢名羅也。

〔記傳〕 天之闇戸神、國之闇戸神、名義、戸は處、闇は谷のことなり。

〔通玄解〕 天之闇戸神、闇戸訓義暗處也、天之闇戸者、山岳絶頂之陰也、故此神、名義、山頂陰之神也、漢名獺也。國之闇戸神、國之闇戸者、深林幽谷等之暗處也、故此神、名義、山谷幽陰之神也、漢名麿也。

〔記傳〕 大戸惑子神、大戸惑女神、名義、戸麻刀は戸袁麻理處にて、山の多和美て低き處を云。凡て古語は、意はいとやすらかにて、こともなき物から千歳の後の世に其を解ことは、いとかたきわざになむ有ける、其故は、よろづの詞は、その體も意も、世々に移轉て、いたく變りきぬることなるに、然る流の末より、遙なる源をうかふわざなれば、その間いく瀬のよごかへだた

りぬらむを、奈何か容易は心得らるべき、彼、狹土の狹を、坂ぞと云が如きも、坂てふ言にのみ耳なれつる、流の末の人ノ心には、いとも物遠くて、信られぬことに思ふめり、こは古學をよくして川の八十隈を經のぼりて、源に至り見む時ぞ、然こと、は覺ぬべき、然あるものを、代々の物知、人の書紀の神ノ名などを説たるは、後の世の心詞を以て、直に當たる故に、ここともなく、今、人の耳には、やすらかに聞ゆめれど、源にのぼりて見れば、皆非ことにて、中々に物遠くなむ。

(通玄解) 大戸惑子神、漢名編也。大戸惑女神、漢名癩也。

第一四

【本文】 次生神名鳥之石楠船神。亦名謂天鳥船。次生大宜都比賣神。此神名以音。
 次生火之夜藝速男神。亦名謂火之炫毘古神。亦名謂火之迦具土神。此神名以音。
 因生此子。美蕃登。見炙而病臥在。多具理邇。生神名金山毘古神。此神名以音。
 次金山毘賣神。次於尿成神名波邇夜須毘古神。此神名以音。
 次波邇夜須毘賣神。此神名以音。
 次於尿成神名彌都波能賣神。次和久産巢日神。此神之子謂豐宇神。此神名以音。

氣毘賣神。自字以下故伊邪那美神者。因生火神。遂神避坐也。自天鳥船至豐宇。氣毘賣神并八神。

凡伊邪那岐伊邪那美二神。共所生。鳥壹拾肆島。神參拾伍神。是伊邪那美神。亦姪子與淡鳥。不入于之例。

鳥之石楠船の神(此の神の亦の名、天の鳥船の神) 大宜都比賣の神、火の夜藝速男の神(この神の亦の名、火の炫毘古の神、火の迦具土の神。)

火の迦具土の神をお生みになると、伊邪那美神はみほとを焼かれて病み臥したまふた。病みたまふ女神の排泄なまつたものからは、金山毘古の神、金山毘賣の神、波邇夜須毘古の神、波邇夜須毘賣の神、彌都波能賣の神、和久産巢日神(この神の御子が豊宇氣毘賣の神である)が生れた。伊邪那美神の命はさうくおかくれになつた。すべて伊邪那岐の命と伊邪那美の命とが共にお生みなされた鳥々は拾四、神々は卅五柱である。

【記傳】 鳥之石楠船神、鳥とは行この疾きをかたごりて云と、口訣には云ヒ、師は水鳥の浮るるをいへて云フ云云、此ノ木はいと堅くて、磐にもなる物なれば石楠とは云るなり。

【通玄解】 鳥之石楠船神、故神名解義、鳥中如石楠船之神也。漢名驚也。

〔記傳〕 天鳥船、此の亦ノ名にも、神と云へぬなどを以見れば、是は直に船を指て神と申歟、されど次ニ生マシ神ノ名と云ミ下ニ天鳥船神、副ニ建御雷神ニ而遣、ともあるを思へば、正しく神とも聞ゆ。

〔標注〕 天鳥船、名義上におなじ、紀に生ニ鳥ノ磐檣樟船ヲ載テ以ニ此船ニ載ニ姪兒ト云ミ、又浮橋及天ノ鳥船、亦將供造トあるは眞の船なるべし、又此記に天ノ鳥船ノ神ヲ副ニ建御雷神ニ而遣トあるは、人體の神也、穴かしこ、神の御上は奇妙に測がたく、常は人の狀に坐せれど、又船に化て功を成給へり、野椎ノ神、綿津見ノ神たちの御上をも爰にめぐらして思ふべし。

〔正義〕 天鳥船、通證三十に延佳曰生ト者始テ造レ之也といへり、このをの子らはいまだ即事而眞の神理にくらきゆゑに、かく凡見もていふかりあけつらふにこそ、おのが身とおのが魂とをかへり見よ、このものにしてこそならぬもの。

〔記傳〕 大宜都比賣神、宜は食、(大食と連きて濁る故に、濁音の宜、假字を片り、是をキと訓ムは非なり) 都は例の助辭なり、さて此ノ食を、放ては宇氣と云フ、下なる豊宇氣毘賣神、書紀の保食神などは是なり、下なる宇迦之御魂神、書紀神武卷の稻魂女などは是なり、如是れば氣宇氣宇迦みな同言にて、右の神等の御名、いづれも此ノ食の意なり。

〔通玄解〕 大宜都比賣神、漢名鸞也。

〔記傳〕 火之夜藝速男神、夜ノ字は迦の誤、ならむか、亦ノ名の炫迦具なご、同じ類なるべければなり、夜藝ならば、燒の意なるべし。

〔神名略解〕 火之夜藝速男神、亦名火之炫毘古神、亦名火之迦具土神。字書に耀光なりとも火光なりとも明也とも注せり。

〔通玄解〕 火之夜藝速男神、此火神漢名燦也。

〔記傳〕 火之炫毘古神、炫は迦賀と訓べし。火之迦具土神、迦具は赫と云意、美蕃登は御陰なり。下に訓ニ陰上ニ云フ富登トあり、金山毘古神、金山毘賣神、名義は枯惱しなり。

〔神名略解〕 金山毘古神、金山毘賣神。平田篤胤曰此金神はイサナミの命の御吐には生ましつれど、實は火の神の枯惱し給へるによりて、生ましたるなれば、火ノ神の方に屬ます謂なり、抑、金は火もて鍛へずては用ひ難キ物なるも、此因縁によるなり。

〔通玄解〕 金山毘古神、金山陽方之神也、漢名鳳凰也。金山比賣神、準ニ上神、解ニ金山陰之神也、漢名鴛也。

〔記傳〕 波邇夜須毘古神、波邇夜須毘賣神、名義は埴黏なり。

〔神名略解〕 波邇夜須毘古神、波邇夜須毘賣神、尿によりて生なます神也。かく御名を負せたるは、尿の形状の埴をネヤシたるに似たればなり。

〔通玄解〕 波邇夜須毘古神、泥沼陽之神也、漢名狼也。波邇夜須比賣神、漢名豺也。

〔記傳〕 彌都波能賣、書紀に、水神罔象女、罔象此レ云ニ美都波一。

〔正義〕 彌都波能賣、罔象女のかみくしけづるさま、で見ゆかゞみが池にうつる青柳。

〔通玄解〕 彌都波能賣神、漢名鰻。

〔記傳〕 和久産巢日神、和久は、書紀に稚わか字を書り、凡て稚を古言に和久わくとい言る多し、すでに土

と水との神たち成、坐て、次に穀物の成るべき産靈の神なり。

〔神名略解〕 和久産巢日神。豊宇氣毘賣神の御親にまして、次に穀物の成へき産靈の神なり。

〔通玄解〕 和久産巢日神、漢名鰻也。

〔記傳〕 豊宇氣毘賣神、豊は稱名、宇氣は既に大宜都比賣の所に云るが如し、私記に、宇氣者食

之義也、言是保ニ持食物一之神也と云り、大殿祭祝詞に屋船豊宇氣姫命、(是、稻いな靈也)又下なる登

由宇氣の處考合すべし。

〔神名略解〕 豊宇氣毘賣神、和久産巢日神の御子なり、豊は稱名字氣は上にいへり、私記にウケ

は食之義なり、言こゝろは是保ニ持食物一之神也とあり。扱上に大宜都比賣神ありて、又此に重ねて此神あるは疑はし、水分神など上に有て又ミヅハノメノ神あるも同じ事なり。上代の傳へ事なれば、まがひつる事もありけんかし。

〔頭書〕 豊宇氣、食物精靈神。

〔通玄解〕 豊宇氣比賣神、謹た惟ま、此神名義、豊受者大山之名也、故ニ以テ山頂ヲ稱ニ豊受ノ陰ト居ル、

此神、故ニ稱ニ豊受比賣神ト也、此神和俗、呼フ久母ト漢名蜘蛛也。

第一五

〔本文〕 故爾伊邪那岐命詔之。愛我那邇妹命乎。謂易子之一木乎。乃匍匐御枕方。匍匐御足方而哭時。於御淚所成神。坐香山之畝尾木本。名泣澤女神。故其所神避之伊邪那美神者。葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也。

伊邪那岐の命は、伊邪那美の命を惜まれて「一人の子故に愛妻を亡くすることか。」とおほせになつて、大層に嘆きたまひ、その御枕方や御足方に匍匐つてお泣きになつた。こ

の御涙からは泣澤女の神が生れた。

かくて神避りました伊邪那美の命をば、出雲と伯耆の國境なる比婆の山に葬りたまふた。
〔記傳〕 泣澤女神 萬葉二ノ卷三十六丁に、哭澤之、神社爾三輪須惠、雖輪祈、我王者高日所知
奴、昔かく人命を此神に祈けむ由は、伊邪那美神の崩坐るを哀みたまへる御涙より成坐る
神なればか。

〔略解〕 比婆之山、紀の一書に葬於紀伊國熊野之有馬村焉とあるは異なる一の傳なり、こを後
に改葬せし處なきといふ説はさらによりところなきみたりことなり、有人のいへるには有馬村に
は御靈を祭れるにて、其神實は大なる女根石なりといへり、なほたつぬべし。

第一六

〔本文〕 於是伊邪那岐命。拔所御佩之十拳劍。斬其子迦具土神之頸。爾著其御
刀前之血。走就湯津石村。所成神名。石拆神。次根拆神。次石筒之男神。三次
著御刀本血。亦走就湯津石村。所成神名。甕速日神。次極速日神。次建御雷

之男神。亦名建布都神。布都二字以、亦名豊布都神。三次集御刀之手上血。自手俣

漏出。所成神名。閻淤加美神。閻以下三字、次閻御津羽神。

上件自石拆神以下。閻御津羽神以前。并八神者。因御刀所生之神者也。

伊邪那岐の命は、お嘆きのあまりに十拳の劍を抜いて迦具土の神の首を斬り落された。
このとき、御劍の鋒に着いた血が湯津石村に送りついて、石拆の神、根拆の神、石筒の
男の神が生れ、御劍の本に着いた血のほどばしりからも、甕速日の神、極速日の神、建
御雷の男の神、(この神のまたの御名は、建布都の神、豊布都の神)が生れ、その御劍の
柄に集つた血も亦手の指の間から漏れて、閻淤加美の神、閻御津羽の神が生れた。

〔記傳〕 石拆神、根拆神、さて此神名は、石根拆と云言を二ツに分て、二柱に名づけたる物なれ
ば、根も石根の意なり。

〔通玄解〕 石拆神、破ニ拆スル巖石ヲ之神也、漢名蛟也。根拆神、漢名鱷也。

〔記傳〕 石筒之男神、筒は借字にて都知に通ひ、(上の石土昆古の所にいへり)其、都は例の之に
通フ辭、知は男の尊稱。

〔通玄解〕 石倚之男神、漢名嶺也。

〔記傳〕 甕速日神、は美迦波夜備と訓べし。

〔神名略解〕 甕速日神、甕は借字にてイカに通ふ言なり、嚴矛、重日などのイカ、速は疾く烈しく猛き意、日は夫流とも活きて其状をいふ辭にて、速日は即チハヤブルと同じ言なり。

〔通玄解〕 甕速日神、名義、身自ラ發ス火之神也、漢名嶺。

〔記傳〕 極速日神、是も比波夜備と訓べし、極は例の借字なり、書紀に煖と作り。

〔通玄解〕 極速日神、此神、漢名獺、又作甕、又作甕。

〔記傳〕 建御雷之男神、御雷を書紀には甕槌と書り、何も借字にて、美迦は伊迦に通ふ言なり、その伊迦は、嚴矛(舒明紀に此云伊箇之保虛)、重日(皇極紀に此云伊柯之比)、伊賀志御世(祝詞)、又伊迦米志伊迦志、(源氏葵)卷、たけく、いかき、ひたぶる心いできて、又手習、卷、いかきさまを人に見せむとおもひてなごあり、)なごの伊迦なり。

此段書紀に異ナル傳へどもあり、一書に、「るすのほよりしたるちなるあまのすのかはらなるいほついでせらるる」即此經津主神之祖矣、また其、甕速日神、是武甕槌之祖也と見え、又一書には、磐裂、神次、根裂、神、兒磐筒、男神、次、磐筒、女神、兒經津主神(下卷本書にも、磐裂根裂、神之子磐筒、男神、兒經津主、所生

之子經津主、神)とも見え、下卷(神代)本書に、甕速日神、煖速日神、子武甕槌、神

など見えたり、此等の傳へ少しづつ、の異にて、大旨は皆等き中に、經津主と武甕槌とを別神とした

るぞ、甚異なる傳へには有ける、後に高天原より此、御國言向に天降し給ふ所にも、書紀には、經

津主と武甕槌と二柱を云り、(遷却崇神詞も書紀に同じ、)此記には、彼所にも建御雷一柱を云て、別

に經津主てふ神はなし、其は此に建御雷の亦、名を、建布都とも豊布都ともあれば、彼、經津主も

此、亦、名なること著し、猶其、證を云むには、彼(書紀)神武、御卷高倉下の夢に、天照大神謂武

甕、雷、神、曰、云々、時武甕雷、神登、謂高倉、曰、予、劍、號、曰、師、靈、云々とあり、若彼、

神代、卷の如く、武甕雷と經津主と別神ならば、此夢にも二柱共に見え給ふべきに、然もあらず、

其上此劍の名をしも師靈と云へば、決く經津主、神の劍なるべければ、其神こそ此夢には見え給ふべ

きに、さはあらで、武甕雷の予劍とて、授給へるは、此、神即經津主なる故ならずや。

〔記傳〕 關淤加美神、久良は谷のことなり、淤加の意はいまだ思得ず、美は龍蛇の類の稱なり、和名抄に、水神又蛟を、和名美豆知とある美これなり、又蛇蛟などの美も此なり、此、神は、龍にて、雨を物する神なり、書紀に高麗と云もあり、そは山、上なる龍神、この關淤加美は、谷なる龍神なり。

〔通玄解〕 關^〇淤^〇加^〇美^〇神、漢名蜥蜴也。

〔記傳〕 關^〇御^〇津^〇羽^〇神、關の意上に同じ、御津羽は、上なる彌^〇都^〇波^〇能^〇賣^〇の如くにして、此は谷の水、神なり。

〔通玄解〕 關^〇御^〇津^〇羽^〇神、此神漢名龍也。

第二七

〔本文〕 所^〇殺^〇迦^〇具^〇土^〇神^〇之^〇於^〇頭^〇所^〇成^〇神^〇名^〇。正^〇鹿^〇山^〇上^〇津^〇見^〇神^〇。次^〇於^〇胸^〇所^〇成^〇神^〇名^〇。淤^〇滕^〇山^〇津^〇見^〇神^〇。次^〇於^〇腹^〇所^〇成^〇神^〇名^〇。奥^〇山^〇上^〇津^〇見^〇神^〇。次^〇於^〇陰^〇所^〇成^〇神^〇名^〇。關^〇山^〇津^〇見^〇神^〇。次^〇於^〇左^〇手^〇所^〇成^〇神^〇名^〇。志^〇藝^〇山^〇津^〇見^〇神^〇。次^〇於^〇右^〇手^〇所^〇成^〇神^〇名^〇。羽^〇山^〇津^〇見^〇神^〇。次^〇於^〇左^〇足^〇所^〇成^〇神^〇名^〇。原^〇山^〇津^〇見^〇神^〇。次^〇於^〇右^〇足^〇所^〇成^〇神^〇名^〇。戶^〇山^〇津^〇見^〇神^〇。故^〇所^〇斬^〇之^〇刀^〇名^〇。謂^〇天^〇之^〇尾^〇羽^〇張^〇。亦^〇名^〇謂^〇伊^〇都^〇之^〇尾^〇羽^〇張^〇。

所殺迦具土神之於頭所成神名。正鹿山上津見神。次於胸所成神名。淤滕山津見神。次於腹所成神名。奥山^〇上^〇津^〇見^〇神^〇。次於陰所成神名。關山津見神。次於左手所成神名。志藝山津見神。次於右手所成神名。羽山津見神。次於左足所成神名。原山津見神。次於右足所成神名。戶山津見神。故所斬之刀名。謂天之尾羽張。亦名謂伊都之尾羽張。

また、斬り殺された迦具土の神の御頭には、正鹿山津見の神、胸には、淤滕山津見の神、腹には、奥山津見の神、ほこには關山津見の神、左の手には、志藝山津見の神、右の手

には羽山津見の神、左の足には原山津見の神、右の足には戸山津見の神が、夫れ夫れに生れた。

この十拳の劍は、天の尾羽張、伊都の尾羽張りと申すのである。

〔通玄解〕 正鹿山津見神、漢名驢也。

〔神名略解〕 淤滕山津見神、眞淵翁は大祓祠の短山を此神ノ名に依て、オト山と訓へしといへり、高山に對へたる名ならんか。

〔通玄解〕 淤滕山津見神、最大山之陰神也、漢名駱駝也。關山津見神、暗山之陰神也、漢名驛也。

〔記傳〕 陰は御蕃登と訓べし、關は前に云如く谷なり。

〔神名略解〕 奥山津見神、奥山は字の如し。原山津見神、原山は字の如し。

〔通玄解〕 奥山津見神、名義深山之陰神也、漢名猿也。原山津見神、平原山之陰神也、漢名蝮蛇也。

〔記傳〕 志藝山は、直に繁山にても有、なむ、此、卷ノ末に、敷山主といふ神もあり。

〔通玄解〕 志藝山津見神、於ニ名ノ義ニ繁雜山之陰神也、此神漢名驢也。

〔記傳〕 羽山は、端山の意と云説よろし、又葉山にてもあるべし。

〔神名略解〕 羽山津見神。羽山を書紀に麓山祇と書て、麓此言ニ嶺耶磨とあり。

〔通玄解〕 羽山津見神、此神名義、小山之陰神也、和俗呼阿理、漢名蟻也。 戸山津見神、漢名蜈蚣也。

〔記傳〕 戸山は、師云、門山の意にて登夜麻なり、(へやまと訓は誤なり)と云れき、今思ふに奥山に對して外山の意にてもあらむ。

第一八

〔本文〕 於是欲相見其妹伊邪那美命。追往黃泉國。爾自殿騰戸出向之時。伊邪那岐命語詔之。愛我那邇妹命。吾與汝所作之國。未作竟故。可還。爾伊邪那美命答曰。悔哉不速來。吾者爲黃泉戸喫。然愛我那勢命。入來坐之事恐故。欲還。且具與黃泉神相論。莫視我。如此白而。還入其殿內之間。甚久難待。故刺左之御美豆良。湯津津間櫛之男柱一箇取闕而。燭一火。入見之時。宇士多加禮斗呂呂岐豆。於頭者大雷居。於胸者火雷居。

於腹者黑雷居於陰者拆雷居。於左手者若雷居。於右手者土雷居。於左足者鳴雷居。於右足者伏雷居。并八雷神成居。

伊邪那岐の命は、なほも思慕のこゝろに堪へかねたまひ、死人のゆき住むてふ黄泉國に追ひゆきあそばした。伊邪那美の神はこのおいでを認め早速にお出迎へまをした。伊邪那岐の命も大層およろこびになり、

『私どあなたと共に作りかけた國は、未だ作り終へてはないのですから、ごうか共に遣つて下さい。』

とおほせになつた。と、伊邪那美の命のお答へなさるよう、
『残念なことでした。あなたのおいでが少し遅れましたので、私は既にこの國の竈で煮焚きした物を食べてしまひましたので、還へることの出来ない身となりました。しかし折角のおいでですから、兎も角も黄泉神達と相談いたして見ませう、それにしても、その間は私の姿を見たまふな。』
とて、奥へお道入りになつた。

伊邪那岐の命は、稍々久しく待つて居られたが、却々に堪へかねられて、左の鬢に挿し
ておいでになつた櫛の其の端の大きな齒を一枚取つて、之に火をともして女神の入つて
ゆかれたように殿内に入り御覽になると、今まで美しい女神と許り思つてゐた其の人は
とても見られぬ汚なき穢はしく、その身體は腐れとろけ、蛆虫はたかりつき、頭には
大雷 胸には火雷、腹には黒雷、みほとには折雷、左の手には若雷、右の手には土雷、
左の足には鳴雷、右の足には伏雷、都合八雷神が生れてゐるのであつた。

〔記傳〕 黄泉國は、(豫美能久爾)も、豫美都久爾も訓べし、さて豫美は、死し人の往て居國な
り、或人間、死にて夜見國に罷るは、此身ながら往か、はた魂のみ往か、答、此身はなきから
となりて、しるく顯國に留れば、夜見國には魂の往なるべし、又問、男神の火を燭して見給
へば、宇士多加禮云々と云ひ、書紀、一書に、欲見其妹乃到殯斂之處、ともあるを合せて思へ
ば、夜見國に往と云は、實にはたゞ地下に藏すを云るにこそあらめ、別に其國のあるにはあら
じか、答、そはたゞ例の漢意のさかしらなる一わたりの見にて、誰も然は思ふべきことなれども、
さては此に其國にて有しくさくの事どもを傳へたる、皆虚説となるをや、凡て神代の傳説は、
みな實事にて、その然有る理は、さらに人の智のよく知べきかぎりに非れば、然るさかしら心を

以て思ふべきに非ず、今女神の、初に出向たまへりし時は、姑顯國に坐し世の御形になりて、見
え賜ひしなり、書紀に、猶如生平一出迎共語とある是なり、さて男神の、火してひそかに見たま
へるは、夜見國の實の御形なり、かの海神宮段にも、かゝる類の事あり、思合すべし、又到
殯斂之處とあるは、死人に逢ひとして、夜見國に行には、其骸を藏したる處より行ことなる
べし、又此記に、黄泉比良坂は、出雲之伊弉夜坂と謂とあれば、還來坐る路は、彼地のあたりへ
出賜ひしなるべし、凡てみな傳説のまゝに心得べきことなり、さて是はみな神の御うへの事にこ
そあれ、凡人は、此世にあるほどの現身ながら、夜見國に往見することは無ければ、なべては何
れの道より往還るなどは、定め言べきに非れども、何事も神代の跡を以て、物は定むることなれ
ば、然心得てあるべきものぞ、貴さも賤さも善も悪も、死ぬればみな此、夜見國に往ことぞ。
〔正義〕 黄泉國、よみとは死人の往て居國なり。生返るをよみがへるといふも、黄泉より返るな
り、名義は夜見なり、下文に燭一火とあれば、暗處なること知られたり、此一段は、造化の神を人
體の如く神語りせし、文飾なれば、實物と見るなかれ。
〔記傳〕 黄泉戸喫とは、黄泉國の竈にて煮炊たる物を食を云り、是なむ火を忌清むる事の本なり
ける、あなかしこ、萬の禍は、火の穢るゝから起るぞかし、禍の起るは、此、黄泉の穢より成、坐る

禍津日神の靈なり、火穢るゝときは、此神とて荒ぶる故に、萬の禍おこるなり、神道に志さむ人は、由なき漢意を捨て、よく此を思ふべきぞ、かゝれば、民を撫世を治むには、先天下の火を忌清めて、神の御心を取り奉るべきものぞ。黄泉神は、天神國神などの例に、豫母都迦微と訓べし、さて此神は如何なる神にか、傳へなければ知べきに非ず、たゞ黄泉に坐す神等なり。

〔神名略解〕雷、名義は嚴なり、ツは例の之に通ふ助辭、チは美稱なり。

〔記傳〕八雷神は、夜久佐能伊迦豆知賀微と訓べし、上の迦具土の御身に成、坐る八柱の山津見、及此の八種の雷神の、各成れる處と名の義とを當て、其由を考るに、山津見の方はことよれるが多し、されど又心得がたきもまじれ、ば、姑く黙止ぬ、今雷神は、何れも思ひ得がたし、(書紀の註どもに説あれど、みな強言なり)、さて書紀一書には、雷の成れること見えす、一書には八雷神を云、されど此記と、成れる處も其名は異あり、(共に古の傳へなれば、今とかく云べきならねど、猶試にいはい、此記には、御手も御足も、左右に別に成れりとあるを、書紀には、たゞ手又足とのみ云て、左右を云はぬはいかにぞや、手も足も名こそ一ツなれ、實は左右にある物なれば、必二柱づゝ成、坐すべきことなり、かくいふは愚なるさと人思ふべかめれど、たゞ理をさしおきて、實の體につきて云ぞ、いにしへの意なる、)又雷の名は、此の八種の外にも、種々他書にも

見ゆ、將雷の事を、陰陽と云物の理を以て、かにかくに論ふは、例の漢意にて、甚く古の傳へに背けり、凡て雷は、此に見えたる如く、もと伊邪那美大神の大御身に成りて、豫母都國より起る物なり、(甚く怒りて死し人などの、後に雷になりてむくひすること、昔も今も多きは、是れ故ぞ)。

〔神名略解〕右八雷神、イサナミの大神の大御身に成りて、黄泉國より起る物なり、甚く怒りて死たる人の後にむくひする事、昔も今も多きは此故なり、平田篤胤曰、イカツチは凡て猛く嚴きをば、神をも物をも弘く稱ふ言なり。其は火、神を火雷、山積神、山雷、武甕槌神を健雷、天忍雲根命を鳴雷、三諸岳神の大蛇の形なりしを雷といへるなどを以て曉るべし。

〔略解〕八雷神、この八種の雷は一切女人の情相をあらはして見せたまへる神業なるぞかし、これを佛家よりは八識の變化ともいふべし、古人の語に外面如菩薩内心如夜叉と、女人のことをいへるぞ、うべなる。

一切の女人たち、このごころの神業をよくおもひ見ませ、いかにうつくしき色香を身にもてりとも、かの祇王がうたに、「もえ出るもかるゝもおなじ野べの草いづれか秋にあはですぐべき」とあるが如く、つひには女神の如きかたちをあらはして男の爲にすてらるゝが、この下界のおのつからなることはりなれば、たれもかれもおのか身の色香をたのみにする風情をさしおきて、ひ

たふるにあやかしこねの神意をもて、夫につかへはむべりて、もよとせの後はかならず、天津國に生れて、常世に色香めでたき神の身を得はべり、此界にてちぎりをこめし夫をも、天御上にむかひどり、またこの國に生みのこしおきたる子どもらの、ゆく末の立ち榮むことを、ながく眞心にこひのむべし、是れ欲界の風情に即して第一義天の神徳を成辨せしむる我が皇國の御神業なり、こを佛教の中には應_ニ以_テ長者居士宰官婆羅門婦女身_ヲ得度_{スル}者_ハ即_チ現_ニ現_ニ婦女身_ヲ而爲_ス説法_ト應_ニ以_テ童男童女身_ヲ得度_{スル}者_ハ即_チ現_ニ童男童女身_ヲ而爲_ス説法_ト等_ト説り、かしこくも二命の天降りまして國を産み神を生み、黄泉國まで實にいであし、さまざまの神業をもつて、蒼生を神域に誘引したもふも、皆是我等如き凡人に、廣大なる神徳を成辨せしめむと、おほしたまふ大慈大悲の御神意なるぞかし、またこの神業のことを、女子のためにいまひとついはし、女たるものはあやかしこねの神意をつねにもちはべりて、男の爲に身を伊豆能賣女神の如く、おごそかにつしむべきものぞといふことわりを示したまへる神業なり、そはいかにといふに、女神の殿戸にかへり入ましても、なほ御心にたゆみなく、つしみて、まさば、男神のためにいであさましき御ありさまを、え見かしこまるゝこともなからましを、凡ておこたりておやすく御ねませしゆゑにこそ、男神のためですてられますことにしもなりて、いたく御いかりをおこし人草をくびりころさんとま

でのこととはなりぬるなれ、このこと世の中なる夫婦のなかにあまたあることにて、さるあさましきことゝなりはつるも、男女とも、眞心をもて、かたみに事業を、ねもごろにつししまぬあやまちぞといふことを、二命の御業もて、おしへさとしおかれたるになんありける、たよわき女のふかくかくせる事を、男のあながちに、とめ見るもよからぬわざぞといふことをも、なべての男子におしへましたる神意もありぬべし。

また神とふ言、人とふ言は、ともに通別の二義ある名稱なることをもしりおくべし、我神典なる天神は佛教なる諸天善神にあたり、その天道といふは、欲界に六天あり、そは四天王と忉利天と夜摩天と兜率天と化樂天と他化自在天となり、俱舍_ノ頌に六受_ハ欲_ヲ交_ト抱_ト執_ト手_ト笑_ト視_ト嬉_ト初_ハ如_ニ五_ニ至_レ至_レ十_ニ色_ハ圓滿_{シテ}有_レ衣_トといへり、色界に十八天あり、そは初禪に梵衆梵輔大梵の三天、二禪に少光、無量光、光音の三天、三禪に少淨、無量淨、徧淨の三天、四禪に無雲、福生、廣果、無想、無煩、無熱、善見、善現、色究竟との九天なり、無色界に四天あり、空處、識處、無處有處、非々想なり即三界とすへて、二十八天あり、俱舍頌に、四大洲、日月、蘇迷盧、欲天、梵世、各一千_ナ名_ニ一小千界_ト此小千千倍_ス説_ク名_ニ一中千_ト此千倍_ハ大千_ナ皆同一_ニ成壞_ス業道_ハ増_シ壽_ハ減_ス至_テ十三災現_ス刀疾飢如_レ次_ノ七_ノ日月_ト年_ト止_ニ三災_ハ火水風上_ト三定_ヲ爲_レ頂_ト如_レ次_ノ内災等_シ四_ニハ

無_レ不動_ノ故_ニ然_レ彼_ノ器_非常_ニ情_俱生滅_ス故_ニ要_ス七_ノ火_一水_七水火_ノ後_ニ風_ヲと見えたり、この三禪天までは依報と正報とことにして、その成壞すること異時なれど、四禪天は依報と正報と俱時に生滅するものぞとふことを、よく知らざれば、世界の成住壞空のことわりにいぶかしき所あるがゆゑに我神典のことわりにおきてもいぶかしきところありて、心よくときがたし、しかるにこのむねをすれば神典佛經ともにとぎやすきのみならず、かたみに明證となりて、其信をとることもともつよし、ゆゑにこをこゝにあげおくなり。

此記に吾者到於伊那志許米岐穢國而在祁理等と見え、また那美命を黄泉津大神とまをすが如きを、こまかにかみがへ見よ、地藏大師が、ことさらに閻王となりて、墮獄の罪人を救ひたまふを其御神業の大慈大悲にますことわり、全く同じかるべし、天忍穗耳尊の不須也頗傾凶目之國歟とのたまひし此國へ、かしこくも大御神の天孫を天降したまふことも、せんするところ、人草をいざないすくはせたまふ神業にて、那美命の黄泉へいで坐て、彼鬼趣のものを、たふとき神域にいざなひたまふと同じことわりなり、されば神業は神業につきて、權實も本迹もあるなり、そはかの大物主神は本なり實なり、丹塗矢と化また麗壯夫と成たまふは權なり迹なるをもてもささるべし、すでにしかるを、たゞ神佛のみを以て本迹をいひ、權實をいふは、いまだ眞の佛法をも眞の

神道をもしらで、たいそのかたちにもみなづめる者のあげつらひにて、其實はこをいふ佛學者も、こをいかる神學者も、五十歩百歩の論なるべし、佛身をもつて得度すべきものゝ爲には、大神も佛身を現すべく、また佛陀もまた神身を以て得度すべきものゝ爲には、神身を示すべし、我大神あに佛陀の内證外用を知らざらんや、すでにこを知らたまふがゆゑにこそ、黄泉國にいりまして、大神となりてかの鬼趣を利益し、また高天原へ御子をおくりあげまして、世界を照臨せしめたまふなれ、かゝる神變不思議の化導を、たゞ佛陀の垂迹とのみおもへるは、いまだ眞の佛といふもの、神とふものはいかなるものにますぞとふことを、えしらざるにこそ。

〔標註〕 大雷は、字の如し、伊加豆智の伊加は、怒にて猛_ノ貌也、豆智は、野椎_ノ迦具土_ノの土に、おなじ故に雷_ノ字をも、ツチとよめり、紀に武甕雷神、神武紀に、嚴山雷、嚴香來雷、なご併見べし、扱雷は龍蛇なりと、云へる證は、雄略紀に、天皇詔_ニ少子部連、螺贏_一曰、朕欲_レ見_ニ三諸_ノ岳_ノ神_ノ之形_ヲ、汝弩力過_レ人、自行_テ捉_テ來、螺贏答_テ曰_ク、試_ニ往_テ捉_テ之、乃登_ニ三諸_ノ岳_ノ捉_テ取_ニ大蛇_ヲ、奉_レ示_ニ天皇_ヲ、天皇不_ニ齋_ニ戒_一其_レ雷_ノ虺_々、目精_{々々}、天皇蔽_レ目_ヲ不見、却_テ入_ニ殿中_ニ使_テ放_ニ於_ニ岳_ノ仍_レ改賜_レ名_爲雷_トとあり、是龍蛇を、雷と云へる證にて、猶委_テは、靈異記、上卷第一段に見可し、漢籍等にも、數多證例あり○火雷字の如し、式の大膳職に、坐_ス三座_ノ内_ヲをはじめ、山城大和、和

泉等に見へたり○黒雷、此の外、ものに見へず、是は風楢蛇なりと、或人云へり○拆雷は、木石を裂くばかり、勢ある雷を云フ拆てふ事、御陰に縁なり○若雷は、老に對たる稱名也、三代實錄、貞觀六年、七月、紀に、授武藏國、從五位下、若雷神、從五位上、式に山城國、愛宕郡賀茂別雷神社、とある、別は若の借字也○土雷、舒明紀に、地雷見ゆ、是は雷聲に應して、地中の鳴動するを云フ○鳴雷、字の如し、式に主水司、及大和國に、鳴雷神社見ゆ○伏雷詳ならず、龍蛇の蟠たる狀を云フか○成居は生居也、按に女神の御身に、かゝる雷神等の居べきにあらず、是を怖きしめ給はむ爲、假に示し給ふなるべし。

第一九

〔本文〕 於是伊邪那岐命見畏而逃還之時。其妹伊邪那美命言令見辱吾。即遣豫母都志許賣。以音令追。爾伊邪那岐命取黑御髮投棄。乃生蒲子。是撫食之間。逃行。猶追。亦刺其右御美豆良之湯津津間櫛引闕而投棄。乃生筭。是拔食之間。逃行。且後者。於其八雷神。副千五百之黃泉軍。令追。

爾拔所御佩之十拳劍而於後手布伎都都。猶追。到黃泉比良。坂之坂本時。取在其坂本桃子三箇。待擊者。悉逃返也。爾伊邪那岐命告桃子。汝如助吾。於葦原中國所有宇都志伎。青人草之。落苦瀨而。患惚時。可助告。賜名號意富加牟豆美命。美以音。

このありさまに、伊邪那美命は恐れ驚いて逃げ出された。ときに、伊邪那美命は起き上つて、

『見たまふなど彼程申し上げて置きましたのに、あなたは私に恥を與へるのですか。』とおほせになつて、ごり敢へず豫母都志許賣（恐しく見悪く世の常人と變れるもの、本居宣長）に命じて其の後を追はしめ行かれた。で、伊邪那岐の命は髪飾りの黒葛を取つて投げたまふた。それはえびかつらの實となり、醜女が之を拾つて食べて居る間に足を速めて逃げあそばすと、また追つて來たので、今度は櫛を取つて投げ捨てたまふた。櫛は筭（竹芽菜）となり、醜女が之を抜き取つて食べている間に、可成り遠く逃げ行かれた。

また程なく、然も今度は彼の八雷神を將軍とした黄泉軍が押し寄せて來るので、命は腰の御劍を抜き放つて後手に振りかざし乍ら走りついで、黄泉比良坂まで漸く御到着なされた。で、此の坂本に在る桃の實を三箇取つて、黄泉軍を待ち撃ちすると、道の黄泉軍もたまりかねて、みな悉く潰走してしまつた。伊邪那岐の命は、此の桃に向つて、『汝が、今吾を助けた如く、葦原の中津國の民人が苦境に惱めるときにも助けて呉れよ。』とおほせになつて、意富加牟豆美の神といふ名を賜つた。

【記傳】 豫母都志許賣は、書紀に泉津醜女と云きて、醜女此云志許賣一云云泉津日狭女とあり、私記に、或説黄泉之鬼也と云り、(但し鬼とは、儒佛の書に多く鬼の意には非ず、た尋常の人の類ならで、おそろしき物を、世に鬼といふ是なり、)名義は、形のおそろしく見悪きを云。【記傳】 黄都比良坂、黄泉と顯國との堺なり、平坂と云は、平易なる意なり。意富加牟豆美は、神之實なりと谷川氏云り、さもあるべし、(但し大神とつゞける言にはあらず、神つ實に、大てふ言を添へ稱しなり、)此號は、奇功を美て、かく神とは稱へ賜ひしなり。

【註裏書】 千引石へ者。大石ニシテ而實は是レ人也。此人賜ニ神號ヲ。【通玄解】 意富加牟豆美命、名義拂ニ遂ニ黄泉軍之神實命也、仙説、西王母是也、漢土ノ桃符由イ

此レ生ス矣。

第二〇

【本文】 最後其妹伊邪那美命。身自追來焉。爾千引石。引塞其黄泉比良坂。其石置中。各對立而。度事戶之時。伊邪那美命言。愛我那勢命。爲如此者。汝國之人草。一日絞殺千頭。爾伊邪那岐命詔。愛我那邇妹命。汝爲然者。吾一日立千五百産屋。是以一日必千人死。一日必千五百人生也。故號其伊邪那美命。謂黄泉津大神。亦云以其追斯伎斯。而號道敷大神。亦所塞其黄泉坂之石者。號道反大神。亦謂塞坐黄泉戸大神。故其所謂黄泉比良坂者。今謂出雲國之伊賦夜坂也。

最後に、伊邪那美命が御自身で追つて來られたが、そのときには、既に伊邪那岐の命は巨石(千引石)を坂に引き据えて路を塞いでしまはれたので、お二人は其の石を間に



挾んで對ひ立ち、別離の言葉を交はしたまふた。

このときに、伊邪那美の命は、『愛しき吾夫の命よ、あなたが斯くなさるならば、私は、あなたの國の民人を一日毎に千人づゝ絞め殺してしまひますから……』とおほせになつた。で、伊邪那岐の命は、『愛しい妻の命よ。よろしい、では毎日千五百づゝの産屋を立てますから……』とおほせあそばした。是の故を以て、一日の中に千人死んでも、なほ千五百人の生誕を見るのであると謂ふことである。また、伊邪那美の命を黄泉大神よみつおほみかみども、それに追ひ及きまをしたので、道敷の大神ども申上げ、黄泉の坂を塞いだ巨石おおいし(千引石)は道反の大神、塞坐黄泉戸の大神とも申すのである。さて、其の黄泉比良坂といふのは、出雲の國の伊賦夜坂である、と謂ふことである。

〔記傳〕 度事戸は、許登度袁和多須と訓べし、書紀には、建絶妻之誓、夫婦の交を絶つ證の事と思はるゝなり。

〔傳略〕 許登度てふ言は、縣居大人の説の如く、異處にて、度は私記に、如言渡とある、是なるべし、謂ゆる異處の誓を云ひ渡すなり、後世に離縁狀を渡すと云は是なり、さて後に轉りては、家持郷の歌の如く餞別の辭ともなれるならむ。

〔記傳〕 黄泉津大神は、豫母都意富迦微と訓べし。道敷、道字常には大知とのみ訓めども、本言はたゞ知にて、美知は御を添たる言なり、書紀には、又投其履是謂二千敷神とあり。

〔通玄解〕 道敷大神、於道路類追之義也、神名之義、迫路大神也。

〔記傳〕 道反は、女神を塞て反し奉りし故の御名なり。

〔記傳〕 塞坐黄泉戸大神は、佐夜理坐黄泉之意富迦微と訓べし、書紀に、泉門塞大神、黄泉戸は、即チかの比良坂をいひて、書紀に泉門とある如く、黄泉國に入戸なり。

〔標註〕 伊賦夜坂、出雲風土記、意宇郡條に、伊布夜社あり、齊明紀に言屋社とあり、今は楯屋と書き、土人はイヤと唱ふ、是は上に駒返と云て、桃の多かりと註せし地と遠れりや、地理をしらざれば定がたし、紀に或所謂泉津平坂者、不復別有處所、但臨死、氣絶之際、是之謂歎とある廿五字を、江戸なる吉原の玉屋に藏たる古寫本には、或所謂の上に、法師曰、て三字あり、是は法師ばらが私意に書入しを、後に法師曰を利りて本文に書改しなり、其も千年許は過ぬらむか、類聚國史、舊事紀等にも此機入を記せれば也、但類聚國史、神代上下は恐は菅神の神撰にはあらし、一部の昧裁にあらざるぞかし、是は後人考へてよ。

〔通玄解〕 伊賦夜坂、怪異幽暗坂也、神世所謂黄泉比良坂也。

第二一

【本文】 是以伊邪那岐大神詔。吾者到於伊那志許米上志許米岐。此九字穢國而在祗理。此二字故吾者爲御身之禊而。到坐竺紫日向之橋小門之阿波岐。此三字原而禊祓也。故於投棄御杖所成神名。衝立舟戶神。次於投棄御帶所成神名。道之長乳齒神。次於投棄御裳所成神名。時置師神。次於投棄御衣所成神名。和豆良比能宇斯能神。此神名次於投棄御禪所成神名。道保神。次於投棄御冠所成神名。飽昨之宇斯能神。白字以下三字以音次於投棄左御手之手纏所成御名。奧疎神。訓奥云淤使下效此訓疎云者加留下效此次奧津那藝佐昆古神。自那以下五字以音下效此次奧津甲斐辨羅神。自甲以下四字。次於投棄右御手之手纏所成神名。邊疎神。次邊津那藝佐昆古神。次邊津甲斐辨羅神。

右件自船戶神以下。邊津甲斐辨羅神以前。十二神者。因脫著身之物。所生神也。

黄泉國からお還りになつた伊邪那岐の命は、『吾は、實に穢らはしく汚ない國に行つたものである。いざ身の禊祓ひをいたさう。』とおほせになつて、筑紫の日向の橋の小門（川の落口である）の阿波岐原においてなつて、其所でお禊祓ひをなされた。

このときに、投げ捨てられた、御杖に衝立船戶の神、御帶に道の長乳齒の神、御裳に時置師の神、御衣に和豆良比能宇斯能神、御禪に道保の神、御冠に飽昨の宇斯能神、左の御手の手纏に奥疎の神、奥津那藝佐昆古の神、奥津甲斐辨羅の神、右の御手の手纏に邊疎の神、邊津那佐昆古の神、邊津甲斐辨羅の神が、夫れ夫れに生れた。

【記傳】 禊祓、美會岐は身滌なり、萬葉に潔身身祓なごもあるを以知べし、さて美會岐は、必、水邊に出てするに限りて云り、古書皆然り、禊字も其意なり、波良比は、水邊にてするをも然ぬをも廣くいふ名なり、故、朱雀門前の大祓、又人に負する祓なごを、美會岐とはいはず、水邊の禊をば、波良比とも云はつねなり、天皇皇后齋王などに禊と云は、凡人に祓と云なごは、後、世

の名目にこそさもいはめ、古の本義にはあらず。

〔記傳〕 衝立船戸神、師説に、布那斗とは、物を衝立て、是より莫來と留る意の御名なりとあり、(書紀に其心見えたり)布と久とを合せて云は、此處を経て來莫と云意なり、戸は處なり、此より來莫と隙留る處に坐神と云意なるべし、(口訣纂疏などに、此紀を道祖神なりといひ、和名抄に、道祖佐倍乃加美とあり、佐倍乃加美とは、かの祝詞に、陽津磐村之如久塞坐とある意にて、塞神なり、後に幸神と云は、佐倍を訛れる語にて、幸を祈る意とするは附會なり、さて道祖と云文字は、漢國にて行神を祖と云又その神を旅だちに祭ることをも祖と云故に、此佐倍神に當て書のみなり、神名の意はいたく異なり、字に惑ふことなかれ、又和名抄に、道神多無介乃加美とあるも、同く此神なるべし、こは旅ゆく人の手向する神なれば名くるなり、書紀に、經津主神以岐神爲ニテ郷導一周流、と云ことも見えたり。

〔神名略解〕 衝立船戸神、縣居翁曰フナトとは物を衝立て、是より來莫と留る意の御名なり、戸は處なり、此より來莫と隙留る所に生す神といふ意なるべし。

〔記傳〕 道之長乳齒神、萬葉に、遠き道のことを、道之長手と多くよめる、長乳は即チ二の長手にて同言なればなり、齒は意得がたし、御名の由は、帶の狀、道の長手に似たればなるべし。

〔通玄解〕 衝立船戸神、衝立衝空直立也、船戸稱海門也。 道之長乳齒神、道路之長、似多齒神也、蛇也。

〔記傳〕 時置師神、置字は、直の誤にやあらむ、然登岐那富志なり、又本のまゝならば、登岐添加志と訓べし、こは御裳を解置たまふ意の御名にやあらむ。

〔神名略解〕 時置師神、時は解なり、置師は立をたしといふ如く、置くを延たる言なり。御名義御裳を解置給ふ意ならんか、貫之集に、行けふも歸らん時も玉梓のひきもの神を祈れとそおもふ、とよめるもヒキモは引裳にて此神か。

〔通玄解〕 時置師神、神名之意、疾興行也、漢稱午也、馬也。

〔記傳〕 和豆良比能宇斯能神、書紀にはた煩神とあり、病を云も、病にさへられて清々しからぬ意なり、強て云は、穢し御衣を脱棄たるは煩はしき事を脱れて、心のさはやきたるに似たればか、(後世の歌に無名立らるゝを、濡衣著と云も、衣に譬たる意は似たり、さて今俗に、行遇神に行遇て病ふと云ことあるは、此神などにもや、此前後の神みな道路に……依り。)

〔通玄解〕 和豆良比能宇斯能神、名義、溫身之長神也。和俗呼比都遲ト。漢稱未ト也、羊也。

〔記傳〕 道俣神、書紀には此神なし、(船戸神を岐神と書り、又猿田彦神を衝神とあれど、そ

は別なり、かの道饗、祝辭にはゆる八衢比古八衢比賣は、此神なるべし、(一神を比古比賣と分ても申し、又其二神を合せても申す例多し、此事上にいへり)さて袴の股の分れたる所衢の如し、故、此神成坐るなるべし。

〔通玄解〕 道俣神、此神、爲能知道路也、道祖神、猿田毘古大神即此神也、和俗呼佐留漢稱申也、猿也。

〔記傳〕 飽咋之宇斯能神、書紀には御冠のことは無て、投其禪、是謂開囉神とあり、名義飽は、冠にまれ禪にまれ、脱たる處の口の開たる貌、咋は角杵などの久比と同じきか。

〔神名略解〕 飽咋之宇斯能神、平田篤胤曰、咋は口の轉れるか又口に見成して咋ともいへるかといへり。

〔通玄解〕 飽咋之宇斯能神、此神成御冠故、頭戴三朱冠也、和俗呼暹波登理漢稱百也、鷄也。

〔記傳〕 奥疎神、左の御手纏に或る三神を奥と云ひ、右のに成る三神を邊と云フ、奥は海の奥、邊は海邊にて、常にも對言なり、疎は、古書に多く放又離、字なども訓り、今、言にも遠さかると云、即其意なり、甲斐辨羅は、奥と波限との間方と云意の御名なり。

〔神名略解〕 奥疎神、奥とは萬葉九に吾妹兒は、久志呂にあらなん、左手の、吾奥の手に纏て去也、犬也。

ましを、とありて、左手を奥とし、右は邊なり、上の諸の山津見の成坐るも、左の手に志藝山津見、右の手に外山津見なり、これもこの奥と邊とに合へり、扱オキとオクとは同言なり、邊は端方なり、ハシを切めてととなり、ヒへを切めてととなるなり。

〔通玄解〕 奥疎神、此神所居爲島國幽深也、故此神、旺於夜間也、和俗呼伊奴、漢稱戌也、犬也。

〔記傳〕 甲斐辨羅、は奥と波限との間方と云意の御名なり、さて左方の三神を各奥某といひ、右の方三神を各邊津某と云て、左と右とを奥と邊とにあて、又その左なるも右なるも各疎(奥にあたる)と波限(邊にあたる)と甲斐(間なり)とを以三神に當たり、されば大神の御名いづれも上に奥邊と云ると、下に疎波限甲斐と云るとは、別に離して意得べし、(もし連て見るときは、奥津那藝佐と云名など、いと意得がたくこそ)さて萬の六神(飽咋神以前)は陸路の神、此の六柱は海路の神なり。

〔神名略解〕 奥津甲斐辨羅神、甲斐は間なり、山間を峽といふが如し、此は疎所と波限との間の意なり。辨は方なり、羅は助辭、扱疎は海路にて奥なれば甲斐辨羅は奥と波限との間をいふ意の御名なり。

〔通玄解〕 奥津甲斐辨羅神、故名義、幽地之貝殼穴神也、和俗呼_ニ禰津美_ト漢稱_レ子_ト也、鼠也。

〔神名略解〕 奥津那藝佐昆古神、那藝佐は浪の打よする際をいふ。

〔通玄解〕 奥津那藝佐昆古神、故名義、幽地洲陽之神也、和俗呼_ニ伊能志志_ト漢稱_レ亥_ト也、猪也。

邊疎神、旺_ニ邊地_ニ之神也、成_ニ於大神右手纏_ニ由、以_ニ男神右手應_ニ良方_ニ故也、和俗呼_ニ宇志_ト漢稱_レ丑_ト也、牛也。

邊津那藝佐昆古神、邊津之洲陽神也、和俗呼_ニ登良_ト漢稱_レ寅_ト也、虎也。 邊津甲斐辨羅神、邊地貝殼穴神也、和俗呼_ニ宇佐岐_ト漢稱_レ卯_ト也、兔也。

第二二二

〔本文〕 於是詔之上瀨者瀨速。下瀨者瀨弱而初於中瀨隨迦豆伎而滌時。

所成坐神名八十禍津日神。次大禍津日神。此二神者。所到其穢繁國

之時因汚垢而所成之神者也。次爲直其禍而所成神名神直昆神。次

大直昆神。次伊豆能賣神。次於水底滌時。所成神名底津綿上津見

神。次底筒之男命。於中滌時。所成神名中津綿上津見神。次中筒之男命。於

水上滌時。所成神名上津綿上津見神。次上筒之男命。

こゝに伊邪那岐の命は流れを御覽になつて、『上瀨は急く、下瀨は緩かである。』とおほせになつて、丁度好い中瀨に降り水の中に入つて、お洗滌ひなされた。このときに生れた神は八十禍津日の神、大禍津日の神で、彼の穢れの國においでのとときの汚垢によつて生れたのである。

次にこの禍を直すために、神直昆の神、大直昆の神、伊豆能賣の神が生れた。次に水底で滌がれると、底津綿津見の神、底筒の男の神が生れ、水中で滌がれると、中津綿津見の神、中筒の男の神が生れ、水上で滌がれると、上津綿津見の神、上筒の男の神が生れた。

〔略解〕 中瀨、今大神の中瀨におりかづきたまふも、そのよろしきところをえらぶべきことわりを示したまふ神業なりと知るべし、そもくかく中道をこのめるは、中瀨に禊祓をなしたまふわが大神のみならず、こは佛陀も聖人も同く中道を好みたまひ、また凡人も大方は中道をこのめり、こは神と君との御中を執持とふ、中臣の神業もこの中道のことわりにて、君と臣との中を執持て國政をとりはからひたまふ百官の神業も、またこのことわりなり、まことに上瀨下瀨をえらび

たまへるたゞ一つの神業なれども、中道により物の中らをとりにたまふ、そのことわりは、かたの如く萬の事におしわたしての御教となるぞたふごかりける。

〔略解〕 滌時、禊祓を以て心を祓ひ清むと云ことは、さらになきこと、記傳にいはるゝは、わかにかにその一をしりて、その二三を知らざる、かたくなのときごとなり、身につける汚垢を滌ぎ去れば、おのづから心のきよくいさぎよくなることは、人皆のたしかにすることにて、身の垢を滌ぎ去るも、そのもと心に穢しと思へばこそ、滌ぎ去るなれ、さらば身の汚を去る禊祓を、心にあづからぬこと、一向にいふは、心をえさるるときごと、いふべし、身と心とは不二而二而不二なるものゆゑに、心を清くせんごほりせば身を清くすべく身を正しくせんごほりせば、心を正しくすべきものなることは、凡人にても、智者はよく知れり、那岐大神あにこのことわりを知らざらんや、御國の神祓の業はあにたゞ身の汚垢のみならんや、またよく心の邪曲をも祓ひ清め、また一切の罪ごがたゞりまでを、皆のこりなくはらひきよむるいさをしあること、大祓の祝詞をよみても知るかることなり。

〔記傳〕 八十禍津日神、大禍津日神、八十は禍の多きをいひ、大は甚しきを云、さて世間にあらゆる凶惡事邪曲事などは、みな元は此禍津日神の御靈より起るなり。

〔通玄解〕 八十禍津日神、此名義、八十禍之陽神也、陽神者、致事於顯界之稱也。

〔標註〕 禍津日神は、禍と御名に負奉りてはあれど、禍を成給ふにはあらず、上に泣給ふ時に成坐し神名を泣澤女神と申し、御心の煩はしき時に成、まじし神名を和豆良比能宇斯能神と申し、下に火中に生坐し御子を火照命、火須勢理命、火遠理命など、御名は稍奉れど、此三柱は火神に坐まされれば、泣澤女神も人をして泣しめ給ふ神にはあらし、和豆良比神も人をして煩はしめ給ふ神にはあらざる理を曉て、禍津日神の名義を誤るべからず、御門祭詞に、疎備荒備來武、天級麻我都比登、云神乃言武惡事爾とあるは、禍津日と云神の御名の如くと詞を加て心得べし、然に記傳に世間の物の曲れる限は、此神の御所爲也として、一向になき咎を負奉りしなり、世の學者たち其説を誥ひつるはいとく、畏き業ならずや、天照大御神の荒魂に坐せる神のいかで惡事をなし給はむ、今より後の學者たち、ゆめ惑ッべからず。

〔記傳〕 爲直は、那富佐牟登志と訓べし、(那富須は合し直なり)直すとは、即滌ぎ清むるを云なり、(別に其事あるには非ず、されば次と云も、例の所成神に係て云言なり、さて汚穢を禍と云、清むるを直すと云よしは、下に委く云べし、然るに是を、穢を以て心の枉れるを直すこととするは、甚く誤なり、そは麻賀流とは、たゞ物の形の枉曲をのみ云なれたる、後世の意になづみて、

古言の麻賀の意をえしらす、又動れば儒佛を羨て、心法を説むとする學者の癖なり、書紀に、將
 矯ニ其枉マカなど書たまへるは、麻賀マカと云ト那富須ナフスと云語によりて、文をつりたまへるものなれば、
 字になづむべきに非ず、凡て禊祓は、身の污垢を清むるわざにこそあれ、心を祓ひ清むと云は、
 外國の意にして、御國の古コにさることなし、もし心を主メとせば、御心之禊ミココノシヅメとこそ云べきに、
 さはなくて上段にも御身之禊ミミカラノシヅメと云ト、書紀にも盪ウラ滌シ身之所汚ミカラノシヅメとあるはいかに、輕き方を擧て、重
 き方を略ハヤくべき由なきを思へ、かにかくに心法のさは私事なり、下文に、汝心之清明ニハシなどもあ
 りて、心の清き穢ケガレきを云も、常のことなれど、祓をして心を清むと云ことはなし。

〔記傳〕 神直毘神、大直毘神、直ナとは、未直イマナからざるを直す意の御名なり、されば此二柱は、穢ケガレ
 より清キヨクにうつる間に成坐る神にして、直ナ毘ヒとは禍マガを直したまふ御靈の謂なり。

〔神名略解〕 大直毘神、今の世の人は祓は心の枉れるを直すこと、おもへるは非なり、凡て禊祓
 は身の污垢を清むる業なり。

〔通玄解〕 神直毘神、神直神妙、直ナ其禍マガ陽神也。

〔記傳〕 伊豆能賣神、伊豆は、既に污垢を滌シ祓ハヒと、明アカく清キヨまりたる意にて、明津アカツの約ツりたる言な
 り、(阿伎は伊と約る)、前に出たる速秋津日子日女二柱はこの神なり、齋イハヒ清キヨ淨ツる意を以て、伊豆

とは云なり、(又伊都久伊波布伊牟なども、本は穢ケガレ惡アクを除ノケ去テて、清キヨ明ツする意なれば、皆此伊豆より
 出たる言なり、(後には、伊都久は敬ウヤぶ方に、伊波布はことぶく方に、伊牟はきらぶ方になりて、
 別意なるが如くなれど、本は皆一ヒトにて、古書には相通はしていへること多し、)又齋イハヒ忌イハヒ齋イハヒ庭ニハなど
 の齋イハヒも伊豆イヅと同意にて、語も本一ヒトなり、か、れば此神は、御禊ミシヅメによりて、穢ケガレ惡アクき麻賀マカを神直カマナひ
 大直オホナひに直ナし清キヨめて、直ナく清キヨく明ツくなれる御靈なり、伊豆は即明ツづなること、右にいへるが如し、
 今の世の言にも、何ナニにてもよからぬ事の盡ツク終ハるを、明ツといふは、此意にかなへり。

禍津日神より伊豆能賣神まで、次第に成坐る義を、なほ委曲ツマカに云むには、先世中に所有凶
 惡アク事コトは、みな黄泉ヨミの汚穢ケガレより起るものなり、(下須佐之男命のこと考合すべし、)故ユ古コには萬マンの
 凶惡アクことを、凡て穢ケガレしども麻賀マカとも云り、書紀に黒心濁心惡心クロココロノシヅメなど書るを、何ナニもキタナキコ、ロ
 と訓ツ、續紀宣命に岐多奈久惡奴キタナクノアクヌ、又穢ケガレ奴ケガレヌ、など見え、祝詞式に、惡事古語アクコトノコトニ麻我許登マカノコトと見え、
 書紀景行卷に禍害マガガ、此記に禍マガ、又死シねと云トことを、麻賀禮マカレとあるなど是コトら伎多那志キタナシとも麻賀と
 も云るは、皆凶惡アクき意なり、(後世に伎多那伎は穢ケガレ字の意麻賀流は曲マカ字の意とのみ心得るは、古
 の意にあらず、穢ケガレ字も伎多那伎中の一ヒトの意、曲マカ字も麻賀の中の一ヒトの意にこそあれ)、さて萬マンの
 事コトに凶惡アクを吉善キクゼンなすを令直ナハスと云ト、吉善キクゼンなるを直ナるといふ、(此語は今世まで古コの意を失はず、萬マン、

事にいふなり、故上文に、汚垢を滌清むることを、其禍を直すとあり、(汚垢は凶悪きこと、滌清むるは、其凶悪を吉善なすなればなり、然るを後、世の心にては、直すはたゞ、物の枉れるを矯直すこと)のみ思ふから、祓は心のまがれるを正すなど云僻説あれど、右に云如く、古に麻賀と云るは、何事にも凡て凶悪きこと、直すと云は、何事にも凶悪きを吉善なすを云ること、今、世の語にても悟れ、かくて世中に所有吉善事は、皆此、御禊より起るものなり、(日ノ神などの成坐る所考合すべし)、故古には、萬の吉善ことを、凡て明しとも清しとも直しとも云り、即ち此卷には汝心之清明云々、中卷に淨公、書紀に清心明心赤心、萬葉廿に安加吉許己呂、また大夫乃伎欲吉彼名乎云々、續紀宣命に、明支淨支直支誠之心以而、なごあるを以て知れべし、(後、世にたゞ、阿加伎は明ノ字赤ノ字などの意、伎與伎は清字淨ノ字などの意、那本伎は直ノ字の意このみ心得るは、古ノ意にあらず)、故黄泉の穢惡に因て、先ツ世間の諸の禍害をなしたまふ禍津日、神初に成坐し、其凶悪を滌清むとして、世間の諸の凶悪を吉善に直したまふ直毘神、その次に成坐し、さて滌清め竟て、吉善なれる時に、伊豆能賣神成坐るなり。

(通玄解) 伊豆能賣神、伊豆ノ水也、故以テ諸物之潔淨無垢ヲ曰イ豆也、名義水之陰神也、猶除テ垢潔レ物之陰神也、陰神者言テ神氣寂靜也。

(神名略解) 綿津見、筒之男、綿は海、津は助辭、見はモチの約たるにて、海津持てふ意なり、縣居翁曰綿も見も借字にて意なし、又ワタツミを只海の事といふは此神の名より轉れるなり。筒は都知と同じ、ツは例の之に通ふ助辭、チは男の稱名なり、筒は借字にて上のツは底津中津上津と上へ屬さ下のツは之男へ屬し言なり。

〔記傳〕 筒之男、筒は都知と同じ、其、都は例の之に通ふ助辭、知は男の稱名なり。宇都志日金拆命、宇都志は顯なり、日金は、式に信濃ノ國更級郡氷鉦斗賣神社、此より出たる御名なるべし。

〔通玄解〕 海上津綿津見神、面之陰神也、和俗呼テ牡羅漢名鱈也。上筒之男命、漢名鱈也。中津綿津見神、名義、海面與海底之中間ノ陰神也、和俗呼テ宇留加、漢名江豚也。中筒之男命、名義、海中津之緒命也、中準上ノ神名解ニ、和俗呼テ伎多古、漢名鱈也。底津綿津見神、海水底之陰神也、和俗呼テ伊勢惠備、漢名龍蝦也。底津之男命、名義海底津之緒之命也、和俗呼テ波毛、漢俗、呼テ海鰻、是也。

第二三

〔本文〕 此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神以伊都久神也。故阿曇連

等者。其綿津見神之子。宇都志日金拆命之子孫也。其底筒之男命中筒之男命上筒之男命三柱神者。墨江之三前大神也。

以上の神々のうち、三柱の綿津見の神は阿曇の連等が齋る神、また三柱の筒の男の神は住吉の宮に鎮座する三坐の神である。

【通玄解】 墨江之三前大神也、總言フ、此三柱海陰神、龍蝦江豚鯨者、熱海群魚等、以爲ニ祖神ト而所祀之神也。

第二四

【本文】 於是洗左御目時。所成神名。天照大御神。次洗右御目時。所成神名。月讀命。次洗御鼻時。所成神名。建速須佐之男命。須佐二右件八十禍津日神以下。速須佐之男命以前。十四柱神者。因滌御身所生者也。

かくて、左の御目をお洗ひになると、天照大御神、右の御目をお洗ひになると、月讀の

命、御鼻をお洗ひになると、建速須佐之男の命がお生れになつた。

【記傳】 天照大御神、照は氏良須と訓べし、天照は、天に坐坐て照り賜ふ意、さて此大御神は、即今まのあたり世を御照し坐坐天津日に坐々り、されば月日は、今此御禊によりて、始めて成出坐とぞかし、(此より前には、月日坐ことなし、然るを世の識者、月日は天地の初發より自然ある物とし、天照大御神月讀命をば、別なりとして、説を立るは、何の書に見えたるぞ、ただ漢籍の理に溺れたる己が私ごとにして、甚古傳へに背けり、若月日本より坐々ば、今茲成り出坐坐るは、何の神とかせむ、日神とあるなごをば、なほ日とは別なりと説曲ぐとも、書紀に、日月既に生なごもあるをば如何とかせむ、ひたぶるに外國の書の理説にのみ泥て、如此さだかに、成出坐る始を記されたる、御國の正しき古傳へを信ざるは、いみじき邪説に非や、又漢人のいはゆる陰陽の理を以て萬ツを説は、みな誤なりと云こと、首卷にも委く云り、若實に陰陽と云ことあらませば、今此大御神は、左御目より成坐て、日神に坐々ば、必男神に坐べきに、女神に坐々て返して右御目より成坐る月神しも、男神に坐スは如何ぞや、陰陽の説の眞理にかなはぬ證は、此レにて著明ものをや、強てかの理にかなへむとて、是をも種種言曲るは、凡て論ふに足す、こゝに私記に、此ノ陰陽の理の合難ことを、さまざま論ひたるは、猶其理を主として云るなれば、皆

取に足らぬことなるを、其の中に、漢家之風儀、與日域之古事、史書所註皆異す、更ニ難シ比擬シ、と云るぞ宜き説なる、凡て陰陽の理を云は、漢家の風俗なれば、御國の古傳にはかなはぬ物ぞ、又近きころ、此大神を男神なり、と云人ごもこれかれあれど、皆おのがわたくしの強言にて、漢の理にへつらへるものなれば、云にたらず、こゝに伊勢人龍氏が云らく、日ノ神月ノ神ハ者、有テ人ノ之貌ニ身ニ帶ニ光明ヲ者、非テ外典ニ説ク陰陽ノ之精ナル者ニ、佛經ニ説ク日天子月天子ナル者ナリ也、日月二天子、人ニ其形ヲ來テ求メ佛會ニ、而聽ク説法ヲ、今時説ク神書ヲ者、日ノ神月ノ神、與ニ懸空ノ日月、爲ニ各別ノ解、未聞ニ古人爲ニ其説ヲ、孰カ信レム之ヲ哉と云り、この説、佛書に溺て、日天子月天子と云ヒ來テ臨メ佛會ニたご云るは、同誤にて、云にも足ラざれども、世人の漢籍に溺たる誤をば、能辨へたり、此人のかく月日は陰陽の精に非ることを見得たるは、佛書に資る力なり、是レに付てつらつら思ふに、世の學者の、皇國の古典の力に資て、外國の説ごもの誤をえ見付ぬこそ、返々憾恨けれ。

〔正義〕 天照大御神 天照は、天に坐して、照り玉ふ意、即ちまのあたり御照し坐す意、高光と云に同じ、此大御神は、即ちまのあたり御照し坐す。人體に坐す神ならず。

〔標註〕 天照大御神、……今現に見奉る大御影は、畏げご大神の大御靈にぞおはすなる。抑日、神は天地初發ノ段に見えたる加く、葦牙の如燃上、給へる物にて、是群神の靈徳一物と凝成て、

中天を繞り給へり、然に二大神の天降給ふ時は國土をも生給はざれば、何を以て晝夜を分けしと云に、國土こそ未だ生竟給はざりけり、おのづから地となるべき物、空中に漂ひ渾れつるを中におきて、其外を周り給ふゆゑに漂へるものに隔てらるゝ時を、夜とせしは、天地成整て後も同理、なりけらし、かゝれば日ノ御靈の周り給ふは中天にして、高天原は又其外を繞れる國なりとおぼし、然れば日ノ御靈は高天原よりは下方に當れるやうに聞ゆれど然らず、天上にしても日神の御光の刺す方を上とするは、此地球とおなじ理なるべし、此天地を物に譬へて云はば、雞卵の形にして黄水を天地とし白水を虚空とし殼を高天原と擬つべきものなり、扱天照大御神生坐て後は、己命の荒魂を日御靈に移し給へり、是は父大神の御寄依にて、所知高天原と詔へるに、其趣おのづから籠れり、かゝれば天照大御神生坐させ給ふまで天津日は、天之御中主神及二柱の神靈にましまし、天鏡尊と稱奉りしを、大御神讓り受させ給ひては今も見奉る如大虚に懸り坐ます事靈しと稱奉るもおろか也、又大御鏡に和魂を取附て皇孫尊に授け給ひて後は、今も五十鈴宮に大まして、現御身は秋津御神と萬代も天下知食す天皇の御祖神に大坐ますは申も更にて、穴たふと穴かしこし古語に此水穗ノ國を神國としも言ヒ繼々來つるは此の御趣に依る事ぞ、穴たふと穴かしこし、然に世の學者たち天照大御神を日と人體と二様に分て説けるゆゑ、其理を押究むれば、口溢り説

滞れり、然るを服部氏、舊説を破らむとして、三大考に奇説を立たるをこよなく思ひとり、是に又、蛇足を加へて益古傳を説亂せるは平田氏にて、全々西洋説に蹈ひてなり、蛇足の片足を一ッ云へば、初發ノ段に治ニ隱身ニとある治ノ字の脱て隱身とのみあるを、御ノ字を加へて隱ニ御身ニと記したる處の史傳に三柱神たちは、高天原なる北辰の中に隠り鎮坐々し、遠く隔りて、其御影を見奉る事なき故に、かく詰り傳へたりと云て、日の御靈を天津御國と名著け、高天原を北辰など云へれど、誰かは是を諾はむ、抑いかに世に優れたらむ人の出來て、思ひの外の理を究むとも、日の御靈の質を窺ふ事は得も及びかたき至愚の勞にて、神の御上を恐み奉らざる樂なるぞかし。

〔記傳〕月讀ノ命、都久用美と訓べし、御名の義、師説に、綿津見山津見などの如く、美は持にて月夜持の意なりとあり、夜之食國を所知看す大御神に坐せば、然も有ぬべし、さてこの大御神も即チ今天に坐シ々ス月に坐セリ、月の光を、即チ月讀之光とも萬葉によめり、さて男神に坐スことは疑なれど、猶いはば、萬葉ノ歌に、月讀壯士月人壯左佐良椶壯子、などよめるにても知べし、(倭姫ノ命ノ世記に、伊勢ノ月讀ノ宮ノ御形も、馬乘男形坐スといへり)。

〔記傳〕建速須佐之男命、建また速と申す由は、下に見えたり、須佐の事は、下傳八の始、於ニ勝佐備ニ云々とあることに委、いふべし、之男は、建御雷之男筒之男などの例なり。

〔神名略解〕建速須佐之男命、健は建び荒ふるといふ、速は疾く烈しく猛き意なり、須佐は進む事をスサビといふ、之男は建御雷之男、上筒之男などの例なり。此須佐之男命と月讀命と御同神なりといふ事は本居翁も論じ置かれ、平田翁も御同神として成文に擧られたり、其よしは古事記に須佐之男命に所ニ知海原ニ矣事依也云々とあり、書紀一書には、月讀命者可ニ以治ニ滄海原潮之八百重ニ也とあり、尙又古事記に保食神の御許に、須佐之男命を御使として、天降し給へるに書記の一書に月讀命を保食神の所に遣し給ふとあり、共に御同神の明證とするに足るといふ説あり。

〔正義〕悉泣乾、眞年云、此段は文章の毎に古雅にして、奇く云ひなしたり、思ふても見よ、何かに哭泣すればとて、山海まで泣枯す理りやあるべき、抑三柱の珍子を生成し玉ふは、天地を主宰すべきなれ、然るを人は、其依任に隨つて、如此哭泣るとは、夫れ山は培養せざれば雜木のみ繁り、野は茅原とのみ生茂るべし、川は或は堤防を築きて、水害を除き、或は川底を浚ひて、流通を宜くせざれば、暴漲して其用を達せず、然るに人性は怠惰にして、漫遊を事とし、八束鬚胸前に生るとは、長なしくなりて、只遊びを好み、化育の業を勤めざれば、頽頽して終に流離す、これを山海を泣枯すと云ひしなり、今の現世の人を見るに、大方は惡を好み、善を好まぬものなれ、そは能々推察るに、他の凶事を見聞すれば耳立て聞き見もするを好み、他人の善を見ては、

これを妬み誘はるは、凡そ常の事なり、然るに依て、聖賢これが教を立て、倫理を示し、天地の理に達し、佳く神習事を識り、勤めて行レ之、慎て非を戒め、謙遜を知りてこそ、人性の本善に至るべし、今此一段に於て、人性の義を示し、吾天宗の基本たらしむ、宜くこれを戒慎すべし。

〔記傳〕 高天原は、前に出て云る如く、天を指て云々、さて此大御神は、今も目前天津虚空に仰ぎ見奉れば、今如此事依し賜へる大命の隨、常に天を所知看して、四海萬國を御照し坐々すこと著明し、然るを世には、此大御神を、大和國或は近江國、或は豊前國に都坐つなど云説の聞ゆるは、凡て皆いみじき邪説なり、まづ此邪説は、天照大御神は、たゞ天皇の大祖に坐へ故に、其徳を天日に配て、日神と申すにこそあれ、實は天日を申すには非ずと思ひ、又天はただ氣のみにて、形體なき物なるに、此國土の如く、さまざまの事を云るは、きはめてあるまじき理なれば、高天原と云るも、ただ皇都のことにて、その事實はみな、此國土にありし物ぞと意得るより起れり、是皆漢籍に溺れたる、私のおしはかりの邪見なり、すべて漢人は、ただ今日見聞事物の、尋常の理になづみて、其外に測りたき妙理のあることをえ知らぬを、此方の人も、ひたすら其れをよきことに思ひならひて、動れば神代の奇事をもも、凡心の常理に強て當むとするは、返々も謬れることぞかし、そが中にも、此大御神の都は、其國ぞなど云なるは、ことに

甚しき強言なり、そもく此大御神の、天日と別にて、此國土に坐坐つとせば、かの天の石屋の段などは、いかに説なすべきぞ、當時しばらく隠り坐し、ほどだにあるものを、若既に崩坐せば、況て其後は、世間ながく常夜なるべきに、さることなく、常に明うけく照したまふをば、いかにとか云む、若又崩まさでなほ此世にましますと云へば、人代になりて後は、何處に移坐しますとかせむ、又何故に其都坐し、國をば棄たまへるぞ、すべてすべて心得ず、果て大和にまれ、近江にまれ坐まし、物ならば、皇御孫命も、相續て其都に坐ましてこそ、天下は所知看べきに、さる中土の都をおきながら、西邊の國へ降り奉りたまふは、何の由とかせむ、又書紀一書に、天照大神者可三以治高天原云々、素盞鳴尊者可三以治天、下也ともあるを、若高天原を此國土の内にありとせば、素盞鳴尊天、下を所知看て、天照大御神は、一國の國造に任したまふが如し、いと可笑こそ、然るに此天下とあるをも異さまに説曲て、なほ説を立むとする者もあり、凡て世の學者、古傳説をば信ずして、己が私の漢意に説曲むとするから、如此くさくかなはぬ事ごものあるを、なほ強てその曲説をかざるは、いともくあさましきことなりかし。

〔略解〕 所知高天原、天津虚空なる顯日は、大御神の正しき御坐所にして、こはさのみ大き御國ならねど、御事依しの高天原は、至廣至大なる御國なり、故に日每天路をゆきめぐりまして、

平けく照し知しめたまふなり、このことかしかかれど、東京は正しき大宮所の御國にして、日本國中の山河大地は、即すべしらしめしたまふ全くの大御國なるが如きものにて、日毎に大空をめぐりたまふは、凡人の船もてゆきかひをなす五大洲や六大洲や十大洲ばかりの狭ふなる國界を照臨したまふのみならば、何のこともなきことなるべけれど、實に廣大無邊なる天上天下を御照しますことゆる、高天原の中空を日毎めぐりたまふなりと知るべし。

〔正義〕海原、本居氏云、三柱の御子神たちに依し賜へる處右の如くにして、此國土をば、遣して徒しくし玉へるは如何にと云に、豊葦原之水穂國は、我御子之所知國なりと、天照大御神の後に詔玉へるを以て思へば、本より後に皇御孫命の所知看べき、深き理ありけるなるべし、さて月日の神の善は天に、須佐之男命の悪は、終に根國に歸玉へる、其善神と、惡神との御誓の中に、生坐る御子の、此天下を永く所知看こと、又深き所以あるべきものなり、眞年云、此説大に誤なり、抑二柱の大神、國土山川草木に至るまで生み成し玉ひ、最後にそを主掌神を産ざらんやとて、日神、月神を生坐し、かくて又人を生ざることあるべからず、即須佐之男命を生む、其御子天忍穗耳命を、天照大神子とし、養ひ玉ふ、此は漢語に天子の位に即き玉ふと云ふ義なり、掛卷も畏岐皇孫命の御父神には坐しけり、然るを本居氏惡神としも云へるは、忌じき僻見なり。

19177

〔大考〕天といふ物、……故中庸（註者曰、服部中庸）つらく思ふに、異國に云ところの天は、ともあれかくもあれ、吾が古典に天といひ、高天原といへる物は、虚空にも非ず、虚空の上方に別にあるにも非ず、日ぞ即高天原なりける、されば日は、天照大御神には非ず、其所知看御國にして、大御神は、日の中に坐します神なり、其故は、記の神武天皇段に、吾者爲日神、之御子ト、向ヒテ日ニ而戰フコト不良とある、此レにて日と日神と別なる事を知べし、日神とは、日を所知看神と申す意にて、高天原を所知看神と申すに同じ、又須佐之男命の參上坐す時に、大御神丈夫の御裝束にして、待給ふ、これ全く人、體の如くなる神に坐します事明らけし、日なりとは申しがたし、又八咫鏡を、此大御神の御象と申すと、實には人の如くなる御形にましませども、大御光の熾なるによりて、遠く瞻奉れば、圓く見え賜ふなりともいふべけれど、其は此國土よりこそ、然も見え賜はめ、彼御鏡を造奉しは、高天原にての事なれば、御象を圖すとならば、眞の御形をこそ圖し奉るべけれ、いかでかは下なる國土より瞻奉るところの狀をばうつすべき、抑此御鏡を、此神の御象と申すことは、書紀の一書に、たゞ一處見えたるのみにて、其余の一書にも見えず、もとより記にも見えざる事なり、されば、これは、大御神の御形に似せて造れるには非ず、此神の御影をうつし奉むために作れる御鏡なり、そは、大御神の、天、石屋に隱坐し時、此鏡を示奉り

て、其御影の、此鏡にうつりて見え賜ふを、御覽して、吾と等き神の坐すと所思むために構へたるなり、記を見て知べし、然るをかの書紀の一書の説は、御影をうつせりといふがまぎれて、御象を圖せりとも、申傳へたるものなるべし、さて日は即チかの葦牙の如く萌上りて成れる物にて、天と云物は、即チ是なり、又これを高天原と云フは、古事記傳に見えたるごとく、其天にも、此國土の如く、國あるなり、かくて此大地にある國は、皆地の外表方に屬たるを、天にある國は、内裏方に屬たりと思はる、其故は、記に天若日子が、雉を射上たりし矢の、高天原に坐ス高木神の御許に至れるを、初めに射上つる矢の穴より、衝返し降し給ふとあればなり、内裏方に國ある事、此大地なる國の例に泥みて、疑ふべきにあらず、物の理は窮りなく、妙なるものなればなり、さて天は、其質もさより此國土の如くには非ず、清く透たる物なれば、其内なる御國に坐します大御神の大御光の、照徹りて、虚空をも大地をも、普く照し賜ふなり、されば日の光と見ゆるは、實は日の光にはあらず、天照大御神の御光にぞありける、高天原には、五柱天ツ神坐し、又伊邪那岐命も留坐させども、其高天原を所知看君たる神は、ただ天照大御神なり、但し君に非ずとて、餘神等を臣なりと思はむは、漢意なり、君に非ずといへども、臣にはあらず、皆至て尊き神たちなり。

〔通玄解〕 天照大御神、漢ニ稱ス曰ト又稱ス太陽星ト也、佛説曰、天子也。

〔記傳〕 夜之食國、まづ食國とは、御孫命の所知看この天下を惣云稱にして、食は、もと物を食ことなり、(書紀などに食を美袁志須とよみ、食物を袁志物と云、萬葉十二に、ヲシと云辭にも、食ノ字を借りて書り、)さて物を見も聞も知も食も、みな他物を身に受入る、意同じき故に、見も聞も知も食も、相通はして云こと多くして、(その例は此次に見ゆ)、君の御國を治め有ち坐すをも、知も食も、(から國に食邑と云ことありて、幾千戸を食などいふも、自ら意のあへるなり、)聞看とも申すなり、これ君の御國治め有坐すは、物を見が如く、知が如く、食が如く、御身に受入れ有つ意あればなり、此次に所知看とあるも、知見と云ことにて同意なり。

人は人事を以て神代を議るを、(世の識者、神代の妙理の御祈爲を識ることあたはず、此を曲て、世の凡人のうへの事、説なすは、みな漢意に溺れたるがゆゑなり、)我は神代を以て人事を知れり、いでそのおもむきを委曲に説むには、凡て世間のありさま、代々時々、吉善事凶惡事つぎ／＼に移りもてゆく理は、大きなも、小さな、(天下に關かる大事なり、民草の身々のうへの小事に至るまで、)悉に此神代の始の趣に依るものなり、其理の趣は、女男大神の美斗能麻具波比より始まりて、島國諸の神たちを生座し、今如此三柱、貴御子神に、分任し賜へるまでに

皆備はれり、(此、間のつきゝの事ごもの趣を以て、世の人事の萬のことわりを知べきなり、)其はまづ美斗能麻具波比ありてより、國々神々を生坐るまでは、皆吉善なるを、(但し初に女男の御言擧の先後の違へりしは、凶惡の根ざしとやいはまし、)次、神の生坐るに因て、(火は、世中の大用かなす物なることは、さらにもいはず、此神の斬られたまへる血より成、坐る神たちも、大功をなし給ふ、されば此、火、神の生ませるも、なほ吉善なり、)御母神の神遊坐し、は、世の凶惡事の始なり、(世、人の凶惡事に因て死ぬるは、此、理なり、凡て死ぬる所由は、病にまれ何にまれ、みな凶惡ぞ、さて火、神は、如此吉と凶とを兼たれば、此、神の生坐るは、吉より凶に移る際なり、火は大用をなせども、又物を亡失すことも、是に過たるは無きも、此、理なり、)かくて黄泉國は、かく凶惡に因て女神の移り往て、(これ正しく吉より凶に移るなり、)永く止坐國なるが故に、世間の凶惡の歸止る處にして、又世間の凶惡の出来る處なり、(女神は、火、神を生坐るまでは、物を成す善神なるを、此、黄泉國に入坐て、止まり坐て、惡神となり賜へり、かの汝、國の人草一日に千頭絞殺さむとある、これ惡神になり給へるにて、禍津日神の生坐すべき根なり、)さて男神も、彼、國に追往て、すするに凶惡に觸たまへるは、世間なべて凶惡になれるなり、(かの天照大御神の、しばらく天石屋に刺隠らし、事、又後、世に天下亂れに亂れし時あるなご、みな

此、理によれり、抑男神は、物を成しに成したまひて、始終ごほりて善神なり、然れども中間に、いささか此穢惡に觸たまへるは、世中のさま、善き中にも、必いさ、かの惡きはまじらではえあらぬ趣なり、)されど男神は速く顯國に還坐て、御禊したまふ、(是れ凶惡より吉善に移る爲にして、世中に凶惡を直して、吉善事を行ふべき、人の道は此、理に因れり、)其時に先、禍津日神の成り出坐るは、全彼、黄泉國の穢惡に因れるを、(禊は、凶より吉に移る際なるが故に、先、其、初には、此、神の成、坐るなり、さて世中に凶惡事のあるは、みな彼、穢惡より生れる、此、神の御心なり、)其、穢惡を祓ひ清め直して、(方に直したまふ時にあたりて、直毘、神成り坐し、既に直りたる時に、伊豆能賣、神成り坐せり、)此、三柱、貴御子神の成り出坐て、(然れども此、三柱の中にも、なほ須佐之男、命は、惡神にましまして、荒び傷害ひたまふは、かの伊邪那岐、大神の、始終善神にましまして、なほしばしは穢惡に觸たまひし理によれり、)つひに天照大御神の、高天原を所知看すは、又全吉善に復れるにて、(さてなほ此大御神すら、須佐之男、命の荒びに得堪たまはで、しばらくは、障られたまふことありしは、世中に大亂、大逆事も、必なくてはえあらぬ理にて、其、本は皆黄泉の凶惡より出るなり、然れども大御光はつひに障られはて賜はず、ほごなく、吉善に立復りて、又明らかく、無窮に世を御照し坐まして、皇御孫、命、此天下を所知看て、皇統は、千萬世の末ま

でに動かしたまはぬ、これぞ此世間のあるべき趣なりける、(古今治亂吉凶うつりかはる、よろづの理は、悉く此上、件の趣によることなり、)されば此次第の趣を熟く味ひて、世間のあるかたち何事も、吉善より凶悪を生し、(二柱神、諸神を生たまへる吉善によりて、女神の神遊坐、凶悪は出来り、何事もみなかくの如く、凶悪は吉善よりおこるものぞ、)凶悪より吉善を生しつゝ、(伊邪那岐命、黄泉の穢に觸たまへる凶悪によりてこそ、御禊して月日神は成、出坐せ、何事もみなかくの如く、吉善は凶悪よりおこるものなり、)互にうつりもてゆく理をささるべく、(人の生死、一日の夜晝、一年の春秋あるも、此趣にして、世中には吉善のみならず、凶悪事も無く、はえあらぬ理なり、)又然凶悪はあれども、終に吉善に勝事あたはざる理をも知べく、(かの女神の、顯國の人草を、一日に千人殺したまへば、男神の一日に千五百人を生出しめたまふこれなり、後に須佐之男命の荒びたまふによりて、天照大御神天、石屋に隠らせれども、ほごなく又出坐て、永く世を御照し坐し、須佐之男命は逐はれたまふも、此理なり、)又人は必凶悪を忌悪て、吉善を行ふべき理をも知べきなり、(伊邪那岐命の、黄泉の穢悪を忌悪ひて、御禊したまふ是なり、後に須佐之男命の、二たび逐はれたまふも、此理なるが故なり、さて世人の、凶悪を直して、吉善を爲べき道は、彼御禊の理によれることなれども、彼大神、此御禊を以て、世人

に、凶悪を忌去て、吉善を行へど、教諭したまふにはあらず、其故は、彼御禊も、其時にことごとくに神の教へによりて、爲したまふには非ず、元來産巢日神の御靈によりて、おのづから黄泉の穢悪を穢悪しとおもはず、己命の御心から爲したまへれば、世人も亦其如くにて、産巢日神の御靈によりて、凶悪をきらひて、吉善をなすべき物と、生れたれば、誰が教ふとなければ、おのづからそのわきためはあるものなり、然れども又其なすわざ、必吉善のみえあらず、おのづから凶悪もまじらではえあらぬ、是はたかの大神も、一たびは黄泉に入りて、穢悪に觸たまひ、又三柱、貴御子神の中にも、なほ須佐之男命のまじり坐す理によれるなり、(奇しきかも、靈しきかも、妙なるかも、妙なるかも、凡そ世間古今萬事、此理にもるゝことなし。)

〔大考〕夜食國は、中庸(註者曰、服也)思ふに、即ち泉國の事なり、泉は、根、國底、國とも云て、大地の下、方に在り……さてその泉は、即ちこれ月にして、月讀命の所看國是なり、されば月讀命は、月には非ず、月の中に坐す神なること、天照大御神の、日の内にましますと同じ、如此云故は、まづ夜食國と云をただ月を照し給ふことのみ見ては、食國といふにかなはず、必別其國無くはあるべからず、黄泉國は夜の國にて、其國をしるしめす神なるが故に、月讀命は申すなり、國名の黄泉と、御名の讀と、同きを思ふべし、豫美とは、月は夜見ゆる物なる故の名なる

べし、さて書紀一書、月讀命の、保食神を殺し給へる段に、天照大神云々、乃與三月讀尊、一日一夜隔離而住とある、此、一日一夜といふ事、いかに見ても心得がたし、故し思ふに、こは古の傳へには、日夜とありけむを、漢文を潤色して、一日一夜とは書れたるにやあらむ、凡て彼紀には、然類多ければなり、日夜隔離とは、大御神は高天原に坐し、月讀命は夜食國に坐すをいへるなり、……御神の御名を、大日女命とも申して、其御光の照及ぶ限を、晝と云、其御光の及ばぬ處を夜と云、夜食國は、大御神の御光の及ばぬ國なり、抑今の如く、日月の旋轉るは、後の事にて、……、初、のほどは、上、件の國ごもの如く、天地泉と、三ッ連接きたる物にて旋轉ることなければ、泉は大地に隔てられて、いつも御光の及ばざりしなり、さて夜食國は、高天原の如く、内裏方にあるか、又大地なる國の如く、内表方に在るか、知がたし、若し外表方にあらば、月の中にむらくと見ゆる物、これ其國にてもあらむか、さて泉國には、伊邪那美命の坐させども、其國を所知看神は、月讀命なり、或人疑ひて問とけらく、夜食國を月の事なりといふは、さもあるべし、然れどもこれを根國泉國と一ッにいふは、心得ず、根國は、須佐之男命の逐はれて、罷坐る國なり、月讀命のしろしめす國には非ず、いかが、答ふ、先伊邪那美命は、泉國に坐させますを、須佐之男命の、妣國根之堅洲國と詔へれば、泉と根國と一ッなる事は、論なし、かくてその根國即

夜食國なる由は、まづ師の古事記傳九の卷に、月讀命と須佐之男命とは、一ッ神かと思はる、事多しとて、其由を擧られたる、中庸つらく是を思ふに、書紀に、月讀尊者、可シ以治三滄海原潮之八百重也、と見えたるに、記及書紀、一書には、須佐之男命に、滄海原を所知べしとありて、今現に海潮の満干の、月のめぐりに隨ふは、これ須佐之男命と申すは、月讀命の亦、御名にて、信に一ッ神なるべし、又書紀の傳々を考へ見るに、何れの傳へにも、須佐之男命の惡行を擧たるに、彼、保食神の一書にのみは、須佐之男命の事はなくて、月讀命の惡行を擧たる、其事即記にては、須佐之男命の事なる、これら全く一ッ神とこそ聞ゆれ、さて月讀の讀と、黄泉と、名同く、夜食國に由あり、さて又記に、須佐之男命の啼泣賜ふ事を、伊邪那岐命の間給へる、御答へに、僕者欲罷妣國根之堅洲國、故哭とある、欲罷とは、妣國に罷らむ事を願欲し給ふ如く聞ゆめれど、欲字は、將の意にて、罷らむとす云るにて、穢き泉國に罷らむことの哀さに、愁哭賜ふよしなり、然れば始より、此神には泉國を所知せと、任し賜へるにて、是即月讀命に、夜食國を任し賜ふと一つなり、書紀に素盞鳴尊、是性好殘虐、故令下治根國、また故汝可シ以馭極遠之根國とある、これら初より根國を任し給へる趣なるを、思ひ合せてささるべし、さればもと須佐之男命と申すは月讀命の一名なるが、まぎれて別神の如く傳はり

たるから、御事依のことも何も、彼と此と二つになりたるにて、書紀に、月ノ神可シ以配日ニ
治ス、故亦送ニ之干天ニなどあるは、月日の旋轉る世になりて後、其見るところによりていへる傳へ
なるべし、月讀ノ命、須佐之男ノ命を、一ツ神として見るときは、その本の紛いちじるしく、何事も明
らかにして、夜ノ食國といふは、すなはち泉國ノ根ノ國なる事、疑なきものなり。

【通玄解】 月讀命、月訓義、衝ク也、又稱ニ都岐ト也、蓋同義也、衝者、初見如鉤ノ至リテ現ニ半影ヲ如シ衝
ノ空ノ象ノ也、讀、訓義、夜見也、以テ夜能ク見ラ也、晝間、或ハ雖レ見ラト之ラ不ニ光明ナラ故猶レ不レ見也、日
没爲レ夜、而明見、則成ニ名義ト也、洗ニ左御目一時、所成者、示ニ其生成ニ天水男神星ト也、故示ニ十二月
潤月天氣ト也、漢ニ稱ニ月ト又稱ニ大陰星ト也、佛説ニ月天子ト也。

建速須佐之男命、建速トハ言フ猛勇迅
也、須佐ハ荒傲也、男命ハ猶ニ男神ト也、故ニ神名之義、猛急荒凶男命也、和俗稱ニ豫伊保志ト、漢ニ稱ニ金星ト
速ト又稱ニ太白星或長庚星ト也。謹テ惟ニ天御中主神ト、至ニ建速須佐之男命ニ神計一百八柱、其生成序
別、天神五柱、大地陰陽二柱、天幹十柱、大八嶋之神、二十四柱、大山之神一柱、六嶋之神五十一柱、
地支十二柱、日月星三柱也、天地初發起、至ニ三光生成ニ順序未レ有ニ如レ此嚴正書ト也。

第二五

【本文】 此時伊邪那岐命大歡喜詔 吾者生生子而於生終 得 三 貴
子。即其御頸珠之玉緒母由良邇 取由良迦志而賜天照大御神而詔之。

汝命者 所知高天原矣 事依而賜也 故其御頸珠名謂御倉板舉之神 訓板舉
次詔月讀命 汝命者 所知夜之食國矣 事依也 訓食云 次詔建速須佐之男

命 汝命者 所知海原矣 事依也 訓海原云 事依也

ときに伊邪那岐の命は、『吾は多くの御子を生み、其の終にかゝる貴く好い御子を得た。』
とおほせになり、殊の外よろこびたまふて、即ち其の御頸飾の珠の緒も、ゆらくと取
り持ちゆらかして、天照大御神に其の御珠を授けて、『汝は高天原を統治めよ。』とおほ
せになり、おまかせになつた。其の御頸珠は、御倉板舉の神とまをすのである。次いで
月讀の命には、『夜の食國を統治めよ。』とおほせになり、須佐之男の命には、『海原を統治
めよ。』とおほせになつて、夫れ夫れおまかせになつた。

〔記傳〕 御倉板舉之神、こは御祖神の賜し重き御寶として、天照大御神の、御倉に藏め、その棚の上に安置奉て、崇祭たまひし故の御名なるべし。

〔標註〕 御倉板舉之神の板舉は借字にて、御頸珠の轉語なり。

〔神名略解〕 御倉庫板舉之神、板舉書紀垂仁紀天湯河板舉といふ人あり。

〔記傳〕 惡神、この惡神も、阿羅夫流神と訓べきなり。

第二六

〔本文〕 故各隨依賜之命。所知看之中。速須佐之男命。不知所命之國而。八拳須至干心前。啼伊佐知伎也。其泣狀者。青山如枯山泣枯。河海者悉泣乾。是以惡神之音。如狹蠅皆滿。萬物之妖。悉發。故伊邪那岐大神。詔速須佐之男命。何由以汝。不治所事依之國而。哭伊佐知流。爾答曰。僕者欲罷妣國根之堅洲國。故哭。爾伊邪那岐大神大怒。然者汝不可住此國。乃神夜良比爾夜良比賜也。故其伊邪那岐大神者。坐淡海之多

賀也。

天照大御神も月讀の命も、おいひつけの通り各統治なされたが、一人須佐之男の命許りは、其の海原を治めず、長い鬚が胸のあたりに延び垂る程の年頃になられても、なほ小兒の如く足摩り泣きむつがつて、青山も泣き枯し、海河も泣き乾すと、いふありさまなので、悪い神共の音響は田植ゑ頃の蠅見たやうに、湧き騒ぎ荒み、またいろくの妖ひが悉く發つて來た。

で、伊邪那岐の大神が、『汝は何故にいひつけまかせた國を治めず、それに、そのように泣騒いでゐるのか。』とおほせになると、須佐之男の命は、『私は母の國の根之堅洲國かたすくにに行つて見たくおもつて居りますので。』と、申し上げた。

伊邪那岐の大神は大層お立腹なさつて、然らば汝は此の國に住むことは相ならぬぞと、おほせあそばされて、即ち須佐之男の命を追ひ放ひたまふた。

さて、此の伊邪那岐の大神は淡海の多賀においでになる。

〔記傳〕 根之堅洲國、根とは、下つ底に有る故に云々、(草木の根もおなじ)底津根之國とも、祝詞に根之國底之國ともあり、(根之國とは出雲を云々)云々、或は須佐之男の命の配所の名なりなど云

説は、例の私の漢意なり、堅洲國は、片隅國の意なり。滿字は、浦の誤りなるべし。
記傳」多賀、今此記と書紀の二ツの傳、と三ツを合せて思ふに、現御身は、終に天上なる日ノ少宮
に留まり坐まして、(書紀の亦日の傳への如し、)淡路と多賀とは、其御靈の鎮坐御社なり。

第二七

〔本文〕 故於是速須佐之男命言。然者請天照大御神將罷。乃參上天
時。山川悉動。國土皆震。爾天照大御神聞驚而。詔我那勢命之上來由者。
必不善心。欲奪我國耳。即解御髮。纏御美豆羅而。乃於左右御
美豆羅亦於御髮。亦於左右御手。各纏持八尺句瓏之五百津之美須麻流之
而。自美至流四字。曾毘良邇者負千入之鞆。訓入云能理下效。附五百入之鞆。亦所取佩伊
都。此二字。之竹柄而弓腹振立而。堅庭者。於向股踏那美豆。三字。如沫雪蹶散而。
伊都。二字。以音。之男建。多那夫。踏建而。待問。何故。上來。爾速須佐之男命答白。

僕者無邪心。唯大御神之命以。問賜僕之哭伊佐知流之事故。白都良久。以三字
僕欲往妣國以哭爾大御神詔。汝者不可在此國而。神夜良比夜良比賜故。以
爲請將罷往之狀。參上耳。無異心。爾天照大御神詔。然者汝心之清明
何以。知於是速須佐之男命。答白各字氣比而。生子。以音下效此

そこで須佐之男の命は、『では御姉天照大御神にお暇乞ひをまをして行かう。』とて高天原
に昇つてゆかれた。すると、山川悉くごよみ、國土みな震動し動き渡つた。天照大御神は
この烈しい物音をお聞きになつて、驚きたまひ、『弟の上つて来るのは善い心からではあ
るまい、或は吾が高天原を奪ひ取らうといふ心算なのかも知れない。』とおほせになつて
御髮を御角髮(男装)に結び直し、左右の御角髮にも御鬘にも、左右の御手にも、みな
八尺の句瓏の五百津御統の珠を纏き、御脊に澤山の矢を入れた鞆を負ひ、竹柄をお持ち
になり、弓腹を振り立て、足強く踏みしめ、庭の堅土を沫雪のやうに蹴散らして、建
けく雄々しく弟命を待ち受けたまふた。
そして、御聲高らかに張り上げ問ひ詰めなされるやう、『何しに上つて來られたか。』と、須

佐之男の命は、私は邪い心から參つたものではありません、實はこれ／＼の理由でお暇乞ひに來たのです、と辨明なされたが、其の心の清明はとうして知ることが出來ようか、といふ天照大御神のお言葉に、では誓ひを立て、御子生みをいたしませう、と申し上げた。

〔略解〕 宇氣布時、さてかく河原にいでた、せたまふは、かたみに御神意の眞偽をあらはしたまふ御うけひの神業をなしたまふことゆゑ、ことさらに諸神のみな見るによろしき河原にいでた、せたまふなるべし、また河を中に置きたまふは、不慮の事をあらかじめ防ぎたまふ爲なるべし、そはすでに我國を奪むとてこそ上來つるなれこのたまひながら、その御備もなく、直に大御神の深宮へ須佐命を引入れてひそかに御宇氣比をなしましては、そが證明にたちたまふべき諸神たちの、しらぬことゆゑ、御宇氣比の神事を成得ぬゆゑなり、御宇氣比は眞偽を正明に爲す神業なれば、諸神の見るところにて、公明嚴重になすべきものぞことほりにくらき人々の説に、このかくおごそかなる御ありさまを、よくもおもはで、なめしくも、大御神と須佐命と、其實は、まぐはひをなしまして、五男三女を生みたまへるなり、ゆゑに御國にては、兄弟にてまぐはひして、夫婦なること、人の代となりても、なほありしぞなご、妄に凡情を以て、神業をあげつ

らふ、やからも、まゝあれど、さる説はいふにもたらはぬ至愚の論といふべし、けだしこれは物の主を論ずるに、胎卵濕化の四生あるがうへに、神業とふものは、またさらに奇々妙々たるものぞとふことほりを、しらざるがゆゑ、たゞ凡人の、子を生ことはりのみを以て、さるつたなきおぞごとをいふなり、古人の句に「口開て腸見ゆる木通かな」須佐命の那美命を御妣とまをしてしたひたまふは、羅睺羅尊者の釋迦佛を御父とつかへまつらふに、そのむね相似たりといへども、こゝなる御子生の神業につきては、大御神と須佐命とを、五男三女の神々より、かたみに父母とまをすべきことほりなく、こはかたみにたゞおのも／＼の御祖とのみこそまをすべけれ、若しひて父母をあげつらはば、五男の神々におきては、日神を御父とし、御珠を御母とすべく、三女の神々におきては、須佐命を御父とし、御劍を御母とすべし、そは二御神は、物實の御主にまし、珠と劍とは御子の因て成出たまへるところの物なればなり、こは極樂國に往生せし者の、彌陀を以て父とし、蓮花を以て母とすると、そのむね同じ、こゝなる五男三女は二御神各宇氣比而生子とのたまひて、生成たまへる御子ゆゑ、そのむねことなりといへども、かの御刀に因て成たまふところの建御雷神を、伊都之尾羽張神の僕子とのたまへるをも、おもひあはせて、こまかに考べし。

第二八

〔本文〕 故爾名中置天安河而。宇氣布時。天照大御神。先乞度建速須佐之男命。所佩十拳劍。打折三段而。奴那登母由良爾。振滌天之眞名井而。佐賀美爾迦美而。於吹棄氣吹之狹霧所成神御名。多紀理毘賣命。亦御名謂津嶋比賣命。次市寸嶋上比賣命。亦御名謂狹依毘賣命。次多岐都比賣命。三柱。此神。速須佐之男命。乞度天大御神所纏左御美豆良八尺句聰之五百津之美須麻流珠而。奴那登母由良爾。振滌天之眞名井而。佐賀美爾迦美而。於吹棄氣吹之狹霧所成神御名。正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命。亦乞度所纏右御美豆良之珠而。佐賀美爾迦美而。於吹棄氣吹之狹霧所成神御名。天之菩卑能命。自菩下三。亦乞度所纏御髮之珠而。佐賀美爾迦美而。於吹棄氣吹之狹霧所成神御名。天津日子根命。又乞度所纏左御手之珠而。佐賀美爾迦美

而。於吹棄氣吹之狹霧所成神御名。活津日子根命亦乞度所纏右御手之珠而。佐賀美爾迦美而。於吹棄氣吹之狹霧所成神御名。熊野久毘命。井五柱。自久

それでお二人は天安河を中に置いて、其の御子生みをなされた。先づ、天照大御神が須佐之男の命の十拳の劍を乞ひ取つて、それを三段に折り、天の眞名井に滌ぎ齧み齧んで吹き出されると、其の息吹から多紀理毘賣の命（またの御名奥津島比賣の命）市寸島比賣の命（またの御名狹依毘賣の命）多岐都比賣の命がお生れになつた。次に須佐之男の命が、天照大御神の左の御角髪に纏いてゐらつしやる八尺の句聰の五百津御統の珠を乞ひ取つて、天の眞名井に滌ぎ齧み齧んで吹き出されると、其の息吹からは正勝吾勝勝速日天忍穗耳の命がお生れになつた。續いて右の御角髪を乞ひ取つて前のようにするに、天の菩卑能命、御鬘の珠を乞ひ取つて同じくなされると、天津日子根の命、左の御手の珠を乞ひ取つて同じくなされると、活津日子根の命、右の御手の珠を乞ひ取つて同じくなされると、熊野久須毘の命が夫れ夫れお生れになつた。

〔記傳〕

天安河、天上にある河なり、名義は、古語拾遺に天ノ八端、河原ともあれば、彌瀨之河に

や。

〔正義〕 中置、眞年云、兩大人は、古文の雅なることに心を著す、皆事蹟となして解かんとするが故に、其説甚窮々たり、或は月世界日世界など云ふ説に據れる歟、實に可笑なり、夫人は地上に居て、天の中に立てるもの故に、即高原にて事を行ふものなり、熟々こゝに心を著て、神典を見ざれば、甚迂遠の考を起す者なり、此一段は、須佐之男命、天神に對し、御心の清明由を契ひ玉ふ、重大の神事にして、即禊事なり、上世には重き神事は、皆川邊にて行ふことにして、其贖物等は、即坐に流し捨る古儀なり、依て重大の神議等は、いつも此安川にてある由に語るは此義なり。

〔詳説〕 置天安河而、此所各御子をこりかはして、質となし給ふなれど、今その御子を生せ給ふさまにかきなしたり、されば天照大御神と須佐之男命、交合し給ひしごうたがはん人もありなむ。依て、まづ安河を中に置てと云事をあかして、その疑を解るものなり。

〔記傳〕 天之眞名井、此はたゞ井を美て云る稱にて、一ツの井の名には非ず、凡て古は、泉にまれ、川にまれ、用る水に汲處を井と云り。

多紀理毘賣命、書紀の田心姫に當れり、(紀と許と通音、)たゞ一書に田霧姫命とあり。市寸島比賣命、式に安藝國佐伯郡伊都伎島神社、(三代實錄にも見ゆ、即嚴嶋なり、)是も此神なるべし、纂疏などにも然あり。

〔神名略解〕 多紀理毘賣命、書紀の田心姫に當れり、又一書に田霧姫命とあり。市寸島比賣命、市寸はいつくしなり。

〔記傳〕 多伎都比賣命、右の三柱の御名義まづ多紀理も多岐都も、河の早瀬の狀を云言なれば、安河に依れる御名にや、さて外紀理と多岐都とは全意も言も同きを、二柱の御名とせむこといかごと云疑も有ぬべけれど、次の五男神の例も、皆然なれば、疑ふべからず、又多岐理の岐も、多岐都と同一濁る例なれば、岐字を書べきに、清音の紀字を書き又書紀に田心とあるなごを合せて思ふに、別意ありげにも聞ゆれど、猶上に云る意なるべし、さて此三神の御名を、心の動靜を以て説るなごは、さらに由なし、田心姫と書る文字よりおもひよれるにや、あなをかし。

〔記傳〕 天之菩卑能命、能字を添たることめづらし、此も本右の穗耳と同言にて、菩は大なり、卑は美と通ひて、その美は右に云る耳の略なり、さてしか菩卑も穗耳と同くは吾勝命と御兄弟御名の同きは如何と云に、上の三女神の中の多紀理と多岐都も同意言なる如く、又書紀に、次の熊野久須毘命を、忍踏命ともあるは、忍穗耳と正しく同言なる例なり、かれば御兄弟たちの御名も、たゞいさゝかのけぢめを以て分奉しものぞ。

〔記傳〕 天津日子根命、名義ことなることなし、根は尊稱。

〔記傳〕 活津日子根命、凡て上代神又人名にも、又さらでも、活といふ言多く見ゆ、地名に生國あり、(津ノ國なり)出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞に、今日能生日能足日といひ、神祇官ニ坐ス八神ノ中にも、生産日足産日と並び、度摩、御巫ノ祭神ノ中にも、生井神福井ノ神とも並び、是を以て思ふに、活杙ノ神より起て、生活ノ字の意にて、もと賀言なるを以て、美稱つるなるべし。

〔記傳〕 熊野久須毘命、熊野は地名なり、出雲ノ國意宇ノ郡の熊野なるべし、(此ノ熊野の事は、傳九の彼處にくはしく云り)久須毘は、久志須毘を約たるなり、(志須を切れば須なり)その久志は奇靈なり、(書紀に、奇魂此云ニ俱斯美掩摩、また奇稻田姫、また奇靈などあり)須毘は、書紀に、熊野大隅ノ命とも忍隅ノ命とも有て、隅と同じ。

第二九

〔本文〕 於是天照大御神、告速須佐之男命。是後所生五柱男子者。物實。因我物所成。故自吾子也。先所生之三柱女子者。物實。因汝物所成。故乃汝子也。如此詔別也。

こゝに天照大御神は須佐之男の命に向はれて、『後に生れた五人の男子は、我が物を種子として生れたのであるから、我が御子である、また前に生れた三人の女子は御身の物を種子として生れたのであるから、御身の御子である。』と、おほせになつて、お別けになつた。

〔頭書〕 三柱、素盞雄尊、生ニ六男、是レ非ニ心地ニ形化也、誓約之狀、雖同ニト日神ニ、止高天原之門ニ、娶ニ妻妾ヲ生レ子、其生子皆男神、嫡子嗣天子位、心化無形之神、非レ可ニ嗣位。義克云、以上之説見ニ舊事紀頭注ニ此記者、爲ニ五男ト、彼紀、第五ノ次ニ有ニ燭ノ之速日命。

〔正義〕 詔別也、眞年云、我物汝物と、其物實によりて分け玉ふなれども、大御神と、須佐男命と共に生坐玉ふことは明かなり、然るを大御神は、五男の方を分け玉ふは、専ら天孫の天津日繼を承け玉ふ由を明らかに詔り玉ふ義なり、太陽の日、元より子を産べきことあるべからず、天孫を以て、天子の位に即き玉ふ大儀を、雅びに傳へたるなり。天照大御神と、須佐之男命の御中に、此御子たち生坐とは、須佐之男命の清明御心の天意と合し御坐はこそ、天統を知食御子の生坐玉ふことを、雅に明かにせる御傳なり、此他種々附會の説を言は、凡て避説なり。

〔詳説〕 詔別也、かの三柱の皇女は須佐之男命の心を和さん爲に給へる所なれば、かしこの子と

せん事當れり、五柱の男御子は、大御心をあかし奉らん爲めに奉りしかば、おのづから御子たりとのたまいせしなり。

第三〇

〔本文〕 故其先所生之神。多紀理毘賣命者。坐胸形之奥津宮。次市寸嶋比賣命者。坐胸形之中津宮。次田寸津比賣命者。坐胸形之邊津宮。此三柱神者。胸形君等之以伊都久三前大神者也。

この御子のうち、先に生れた多紀理比賣の命は胸形の奥津宮、市寸嶋比賣の命は胸形の中つ宮、多岐都比賣の命は胸形の邊つ宮に鎮坐ます神である。(胸形の宮は筑前の宗像神社である。)

第三一

〔本文〕 故此後所生五柱子之中。天菩比命之子建比良鳥命。此出雲國造。先邪志國造。上菟上國造。下菟上國造。伊自牟國造。

次天津日子根命者。凡川内國造。額田部湯坐連。美木國造。倭田中直。山代國造。馬來田國造。造津嶋縣直。遠江國造等之祖也。道尻岐閉國造。周芳國造。後池知造。高市縣主。蒲生稻寸。三枝部造等之祖也。

また、後に生れた、天の善卑能命の御子の、建比良鳥の命は、出雲の國造等が祖となり、また、天津日子根の命は、凡河内の國造等が祖となつた。

〔記傳〕 建比良鳥命、こゝに天、善比、命をのみ舉ずして、此神をも舉て、其子孫を出せるは、此、神功ありて、御名高ければなり、さて此、御名、武夷鳥とも、天夷鳥とも、天日照とも、諸書に有て、何れも比那なるを、此記にのみ比良とあり、那と良とは横ニ通フ音なり。

〔神名略解〕 建比良鳥命、天之善卑能命の御子なり、此神天より降りて邊鄙を平げ給ひし功を美て鄙照と稱しなるべし。

第三二

〔本文〕 爾速須佐之男命。白于天照大御神。我心清明故。我所生之子。得手弱女。因此言者。自我勝云而於勝佐備。此二字。離天照大御神之營田之阿。此阿字埋其溝。亦其於聞看大嘗之殿。屎麻理。此二字。散。故雖然爲。天照大御神者。登賀

米受而告如屎。醉而吐散登許會。此三字 我那勢之命爲如此。又離田之阿埋溝者
 地矣阿多良斯登許會。自阿以下 我那勢之命爲如此登。此二字 詔雖直。猶其惡態
 不止而。轉天照大御神。坐忌服屋而。令織神御衣之時。穿其服屋之頂逆剝天
 斑馬剝而。所墮入時。天衣織女見驚而。於梭衝陰上而死。訓陰上 故於是天照
 大御神見畏。閉天石屋戸而刺許母理。此三字 坐也。

ときに須佐之男の命は、『我が心の清明は、私の御子がみな女子であることによつて充分
 にお判りになつたであらうと思ひます。是に因つて申せば自ら私の方が勝つたといふも
 のです。』と申されて、得意の心抑へ難く、其の心の進める勢ひの荒みに、それからこ
 ふものは萬事につけて暴くるひまはれた。あるときには大御神のおつくりの田の畔をこ
 はし離ち、溝を埋めたりなされた。また、大新嘗を食しあがりあそばす御殿に尿をまり散
 したりなぞなされた。しかし、天照大御神は格別にお咎めもなさらずに、『尿なぞまり散
 らしたと見ゆるのは、多分酔つて粗忽して吐き散らしたのであらうし、田の畔を離ち、溝
 を埋めたりしたのは、土地を遊ばせて置くのを惜しく思つていたしたことであらう。』と

おほせられるほどの大御心であらせられた。が、須佐之男の命の暴行は更に止まず、は
 ては神御衣を織らしめてあつた服屋の屋根に孔を穿けて、天の斑馬を逆剝にして投げ落
 し入れたので、機を織つてゐた織女は見驚いて梭に隠し所を衝いて死んでしまひ、此の
 服屋に看行なされてゐた天照大御神はあまりのことに天の石屋戸を閉めておこもりにな
 つた。

〔記傳〕 大嘗、書紀には新嘗とあり、同じことなり、續紀廿六(二十五丁)には大新嘗ともあり、
 何れも意富爾閉と訓べし、爾閉は新嘗を約たる(爾比を切ば爾なり、阿は略く例常なり)にて、
 新稻を以て饗するを云フ名なり、元は朝家のみならず、下々までなべて爲事なり、又後、世にはも
 はら神に祭る事とのみ思フめれど、然に非ず、神にも奉り、人にも饗自も食わざなり、贊苞直性な
 ども、本、此、新嘗より轉れる名なり、か、れば今大御神の聞食大嘗も、此、意を以て見べし、(た
 らに後、世の朝家の大嘗祭新嘗祭の事をのみ思ふは、古意に非ず)、漢國にて秋、祭を嘗と云フを借
 れるなり、又神嘗は、古書に加牟爾閉と訓を付たるぞよき、加牟奈米と訓はわるし、相嘗は、阿
 比牟弁と云フ、公事根源に見ゆ。

〔頭書〕 大嘗、天子自炊神供、備神明、神明嘗之故云神嘗、大嘗會諸神一行神事、故云

大嘗^ト、以^テ新穀^ヲ進^ル神明^ニ故、云^フ新嘗^ト、此^レ後世天子ノ祭也、天照大神、行^ヒ此事^ヲ、以^テ祭^ニ天神^ヲ也、後代天子、依^リ之^ニ行^フ此^ノ神態^ヲ、古歌曰、いたつらに世になすさみそ機殿に神さへ神衣織るときくにも。

〔記傳〕 忌服屋は、伊美波多夜と訓べし、書紀には、齋服殿織殿などあり、忌と云は、神御衣を織屋なる故に、萬^ヲを齋^ハ慎^ムゆるなり。

〔記傳〕 神御衣は、加牟美曾と訓べし、神に、献^ル給^フ御衣なり、(此^ノ大御神の祭り給^フ神を、天^ツ神ぞと云説は宜し、然るをその天^ツ神を、天^ツ日のこと、いひ、又自^ラ心神を齋^タまふなど云説は、例の論に足^ラず、)さて此は大御神の御手自織^タまふには非^ズ、衣^ヲ織^ル女をして織^シめ給^フなり、(書紀も同じことなり、然るを御手づから織^タまふと云説は誤なり、文に心を付^テ見^ヤかし、)さて御自も其服屋に坐^テ、事を看^ミ行^ハすは、神事を重^クし給^フ故ならむか、又さらでも自も行^テ看^ミ行^ハすべし。

〔記傳〕 天斑馬、御國には本^ト牛馬はなかりしを、百濟^ノ國より渡^シ奉^タる物ぞと云説あれども、(後漢書にも御國には牛馬なしと云り、)此^ニかくある上^ニ、八千矛^ノ神の所にも御馬^ノこと見え保食^ノ神の頂^ニ化^レ爲^ル牛馬^トことも書紀に見^エたるをや、(此斑馬は鹿を云など云るは、云に足^ラず)。

〔記傳〕 天石屋戸は、必しも實^ニの岩窟^ニは非^ズ、石^トはた^ト堅固^ヲを云るにて、天之石位^ノ天之石鞞^ノ天^ノ磐船^ノなどの類にて、た^ト尋常^ノの殿をかく云るなるべし、書紀に瓊々杵^ノ尊^ノの天降坐^ス處^ニにも、引

開^キ天磐戸^トとあるも、よのつねの殿戸をかく云り、書紀に岩窟とある文字に拘^ハるべからず。

〔頭書〕 天石門、此^レ天照大神之神心傳授、大深秘也、天照大神之德、配^ニ日輪^ニ、人君之德、配^ニ天照太神^ニ、故^ニ同床同殿、曰^ク神人君其德一^ニ、二^ニニスル^ハ之^ヲ則^チ非^ズ人君^ト。

〔記傳〕 許母理は、隱^ニなり、さて此^ノ石屋戸に隱^ル坐^ルを、神避^ル坐^ルを此^ニ云るなりと云は、例^ノの漢意^ノの推^シ度^ニにて、い^ミじき邪説^{ナリ}、もし日^ノ神崩^リましますば、此^ノ世は滅^ブべし、あなかしこ。あなかしこ。

第三三

〔本文〕 爾^ハ高天原^ノ皆暗^ク葦原^ノ中國^ノ悉^ク闇^ク、因此^ニ而^テ常夜住^ル、於是^ニ萬神^ノ之聲^ヲ者^ハ狹蠅

那須^ノ、此^ニ二字^ヲ皆滿^ク萬^ノ妖^ヲ悉^ク發^ス、是以^テ八百萬^ノ神^ヲ於^テ天安^ノ之河原^ニ神集^ル集^ル而^テ

訓集^云高御產巢日神之子思^フ金神^ヲ、令^テ思^フ加尼^ニ而^テ集^ル常世^ノ長鳴^ル鳥^ヲ、令^テ鳴^ル而^テ取^ル天

安河^ノ之河上^ノ之天^ノ堅石^ヲ、取^ル天^ノ金山^ノ之鐵^ヲ而^テ求^ル鍛^ル人^ノ天津^ノ麻羅^ノ而^テ科^ス伊^ノ斯^ノ許

理^ノ度^ノ賣^ル命^ヲ、令^テ作^ル鏡^ヲ、科^ス玉^ノ祖^ノ命^ヲ、令^テ作^ル八尺^ノ句^ノ瓊^ノ之^ノ五百^ノ津^ノ之^ノ御^ノ須^ノ麻^ノ流^ヲ

之珠而。召天兒屋命布刀玉命。布刀二字以音下效此而。内拔天香山之眞男鹿之肩拔而。取天香山之天波波迦。此三字以音木名而。令占合麻迦那波而。自麻下四字以音天香山之五百津眞賢木矣。根許士爾許士而。自許下五字以音於上枝。取著八尺句瓏之五百津之御須麻流之玉。於中枝。取繫八尺鏡。訓八尺云八阿多於下枝。取垂白丹寸手青丹寸手而。訓垂云此種種物者。布刀玉命。布刀御幣登取持而。天兒屋命。布刀詔戸言禱白而。天手力男神。隱立戸掖而。天宇受賣命。手次繫天香山之天之日影而。爲鬘天之眞拆而。手草結天香山之小竹葉而。訓小竹云佐佐於天之石屋戸伏汗氣。此二字以音而。踏登杼呂許志。此五字以音爲神懸而。掛出胸乳。裳緒忍垂於番登也。爾高天原動而。八百萬神共咲。

それからといふものは、高天原も、葦原の中津國も悉く闇となり、まるで夜許りの日が續いてゆくのであつた。で、悪い神ごもが踊り騒ぎ、いろ／＼の妖ひも亦發つて來た。これでは致し方もないので、八百萬の神は天の安河に集つて評議をなされた。神々のうち

に高御産巢日の神の御子の思金の神といふ大層智慧の勝れた神がおいでなので、この神の考案により、常世長鳴鳥(鶏)を集めて鳴かせ、安河の河上の堅石を取り、天の香山の鐵を取り、鍛冶の天津麻羅に矛を作らせ(この一條本居宣長により原本に記し無きも附加す)、伊斯許理度賣の命に鏡を作らせ、玉の祖の命に八尺の句瓏の五百津御統の珠を作らせ、天の兒屋根。命に天の香山の男鹿の肩骨を丸抜きにさせ、これを天の香山の朱櫻を燃す火に灼いて占はしめ、天の香山の神を根引きにして、其の上の枝に八尺の句瓏を懸け、中の枝に八咫の鏡を懸け、下の枝に白や青の布を結び垂げ、この御幣をば布刀玉の命に取り持たしめ、天の兒屋根の命は進んで太祝詞事を禱ぎなし、天の手力男の神は石戸の傍に隠れ立つた。さうして、天の宇受賣の命は天の香山の日影葛を手次につけ、眞折葛を髪に飾り、天の香山の小竹葉を束ね持ち、空筥(中を空虚に設けたる臺、形筥の如し、と宣長)を覆せて、其の上を踏みごころかし、胸の乳房の露はなるほど、裳緒を前に抑し下げるほどのようすをして、正氣を失ひ、神憑りしたさまに踊り狂つた。で、八百萬の神は、其のさまが可笑しいとて高天原をこころかす許りに、ごつとわらつた。

【註裏書】 高天原者、皇都也。葦原中國者、邊鄙也。晴者黒也。常夜往。往者與二月日立往全。

常闇。而月日往過也。都度比者、都度都度呼之語。思金、金者兼人ヲ也。譬ハ十人之智兼ニ持ッ、于一人ニ意也。思者重也。不ニ輕卒ヲ也。常世長鳴鳥者。譬ヲ人民ヲ於雞ニ之名。

〔記傳〕「常夜往は、登許用由久と訓べし、常に夜のみにて晝なきを云り、往とは、凡て年月日時
の經往を云、こゝは晝の無て、ただ夜のみにて時を經行なり」或人此事を疑て、天ッ日は二ッなき
を、此時吾邦のみ常闇にて、他國はさもあらざりしは如何と云は、殊に愚なる疑となり、他國にこ
のこゝ無りしは、何を以てしれるにか、漢籍に所見ことなきを以テ云にや、抑此時は彼國の何の
代にあたりと思ふにか、はるかに上代のことなれば、有無知べきに非ず、されど日、神の隱坐
るなれば、萬國共に常闇なりしこと疑ひなし。

〔記傳〕 思金神、名義は書紀に、時ニ有高皇產靈ノ尊ノ息思兼神者一有思慮之智一と有て、
思は、思慮なり、金は兼にて、數人の思慮る智を、一の心に兼持る意なり、故レ國造本紀に
は、八意思金ノ命ともあり。 常世長鳴鳥とは鶏をいふ、常世は常夜にて、常世とは本より別な
り、されば言の同さまに通はして、字には拘ず書るは古への常なり、こは今かく常夜往時に集
て鳴せし鳥なるをもて、後に負し稱なるを、其始へ廻して如此云るなり、思金神をも下に常世
思金神とあり、これも此時に出て謀ごちし神なる故の稱なると同例ぞ、(此レを常世ノ國のこと

ノ一ッに思ひ混ふるは誤なり、その常世ノ國のことは、下、少名毘古那ノ神の段に委くいふべし、此に
はさらに由なきことぞ、長鳴とは、凡て鶏は他鳥よりも鳴聲の絶て長き物なる故にいふなり。
天津麻羅、一神の名には非で、鍛人の通名なごにや、此ノ名のみは神とも命とも云へぬをも思ッべ
し。

〔註裏書〕 天津麻羅者、神魂命八世ノ孫也。見ニ姓氏錄ニ。麻羅者、男根也。

〔記傳〕 伊斯許理度賣命、此神の名を思ッに、鑄重の義ならむか、凡て事の重なるを志伎留と云、
重播種子重浪なごの類これなり。 玉祖神、古語拾遺には櫛明玉神とあり、是等皆此神の一名
なるべし、其故は、皇孫ノ命ノ天降リ坐ス時の五部の祖神は、みな此ノ段の神なるに、書紀にも彼所に
は玉ノ屋ノ命とあればなり。 天兒屋命、名義は、招祖泥か、招は書紀に奉ニ招禱とある是なり、
さて此ノ神今布刀詔戸言白て、大御神を招禱奉りたまひし故に、此ノ名を負坐るなるべし、他ノ書に
は、多くは兒屋根と根ノ字を添へて書るを、此記書紀なごには此字無く、又泥は稱名にて、稱名は略
ても云る例これかれあるなごを思へば、根ノ字なきをば、古夜と訓べきかとも思へど、屋を夜泥
と云こと、今の俗語のみならず、萬葉四ノ卷なごにもあれば、なほ古夜泥と訓べし。 布刀玉命、
玉を以て御名に、負し所由未思ひ得ず。

〔神名略解〕 布刀玉命、大神宮式_三着木綿_二賢木是名_一太玉串_トとあり、此神は玉、鏡、和幣を着たる眞賢木を取持給へば太玉串の意にもあらんか。扱玉串は手向串なるべし、ムケを切むればメとなれども、タメ串といへば自からタメ串とも聞ゆる故に玉ノ字を借りて書きつらん。

〔記傳〕 天香山、前に出たる香山は大和ノ國なるを云ヒ、此のは天上なるを云れば、別なり。

〔記傳〕 占合、合ノ字は一本に依れり、前にもト相と書き、書紀にもト合と書る例あればなり、さて占合ノ二字を字良閑と訓ムべく、其はト合ノ意、

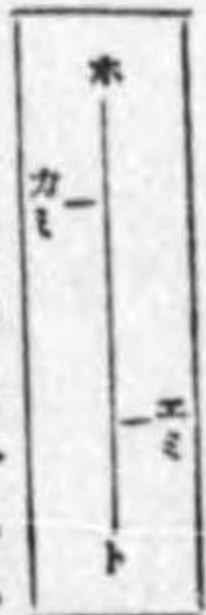
さて此段のト合は、思金ノ神の謀と思ひ得たる種々の事の可否を、先ト問て、後に定行むとなるべし、凡て上代は、萬ノ事みな然有き。

〔正義〕 ト合、此ト事の仕方、神名式なる、武藏國、多摩郡阿伎留神社と云ふは、今五日市村にあり、毎年十一月、來年の豊凶をトする神事あり、時に其邊なる、戸倉村、大津村と云ふ處よりト部氏を稱する農人來りて、此を行ふ、此氏人の遠祖大和國より、兄勝の裔孫止まりてこゝに住す、弟勝は、後伊豆國に遷り、其裔は、京に在て、今の吉田家これなり、時に笛吹村と云地より、波々迦木を採り來り、玉川の河原の石を持來て、竈に築き、其中に此木を焼き、さて鹿肩骨を其上に乗せて灼き、ト事をするなり。



如圖墨にて書き灼くなり、これを町形と云ふ。

〔標註〕 令ト合麻迦那波は字の如し、但麻迦那ふは其事を執り設るを云フ、扱上代のト法は諸書におろく見えつるを、其要を摘みて云ハ、牡鹿の肩骨を抜き、樺木以て灼き、其兆を見て、吉凶を定むる也、其はいかなる法に灼けむ、いかなる法にト問けむ、委は知かたけれど、中古より龜甲を專として灼し狀を、神祇令義解、龜ト秘傳、龜ト秘事、大嘗會儀式具釋解等何くれ取合せ見るに、龜甲の乾たる八寸許裏を薄く削り角を切り、



如此墨以て書き、縦横に筋

を附け、ひびれの入まで灼き、墨もて塗り、其墨ひびれの中に含むをト食と云フよしなり、委は具釋解、正ト考、神依板等に就て見るべし、近年上代の布斗麻邇ノ法の存て、今も行ふ事ありと云フを聞けり、其は武藏國、多摩郡阿岐留神社にて、毎年鹿トの神事あり、其は樺木の大きなる一株をはやく伐り、枝をとり枯し、五尺方の焼場に小石を並べ、其上に樺木を置き、火は杉皮を和ッに

作らるるに、打附々樺葉以て焚付、その火中に牡鹿の肩骨にトホカミエミと書きて入れ、響する時、とり出し、水に濯ぎ、其ひびれを見て吉凶を占ふと云へり、此時尺余の松ノ木にて白を作り、稻を舂き、其儘獻る、其舂くときの謠は、「夜は七夜、晝はも七日、をどめ子ら、うすけご、すけに、御ぬふしほ、一ひよすきに、すきへよろしも、」どうたふよしなり、是はその社の神主、中臣、貞樹より聞しよし古川躬行が来て語りつるを折聞に、義の通がたきもあれど、甚古雅に聞ゆれば、因に記しつ、此外會津、津輕などの神事には今も毎年鹿トの行はるゝよしなり、扱我古トの傳はれるは、外夷共にも聞え、後漢書をはじめ皇國の事を記せる條に、灼骨と云フ事を載たり、按に牡鹿の骨を用るは簡易からざれば、上代より龜甲に替へて占ひけむ、其は釋日本紀に引ける龜兆傳にト食の神を龜津比女神、今稱天津詔戸、太詔戸、命也とあり、此外龜甲を用ひし旁證少からず、然るに記傳史傳をはじめ、古學に關する人たちとりくゝに龜トは漢國のものにて、我古へにはなかりしなご、云へる事、かしかまし、年治云、皇國に上代より傳はれる龜トと漢國の龜トとを同トなりと思へらむか、名はおなじけれど、法は別物なるをや、卒吾國の龜トは、骨を甲に替へたるのみにて、其法は古に註へるごとくなるを、漢國の龜トと云へるは、龜を玉靈夫子と名づけ是を生ながら灼き、先ッ病を問ひ、兵を問ひ、盜を問ひ、年の吉凶等を問ふに其、龜首の仰き、或は俛し

或は横にし、其手足の發き、或は胎めなどするを月毎に、仰ッに、吉あり凶あり、發ッに吉あり凶ありとて、其ッを見て上ふなり、委史説の龜策傳に記せり、是らを見て皇國と外夷との差別を辨べし、偶甲を灼事の聞ゆるは、我龜トを真似びつるなれど、其法は決して異なるうへ、今は彼國に龜トは絶てなしと云へり、かゝれば鹿骨、龜甲のト法は我國に起り、是即大古の布斗邇なるをや、抑外國の古易と云へるは八卦にて、我朝には欽明天皇十四年に至り、始めて其書を買ひ、易博士をも置給ひて後は、易は陰陽家の職掌となり、龜トは神祇官に傳はり、重き政事には二方へ宣下ありて占はしめ、符ざれば龜トの方を用ひさせ給ひしをや。

〔記傳〕 八尺鏡、延佳が、尺、當作尺咫と云るぞ宜き、八頭の意なるべし、さて八頭を夜多と云に二ッの考あり、一には、書紀、釋に天德、御記を引て云、内裏焼亡之時、内侍所、神鏡不焼損、其鏡徑八寸許、頭雖有小瑕、專無損、頭字波多と讀べしと云り、此を思フに、頭とあるは、かの八頭の頭なるべし、(ただ圓鏡ならば、頭とはいふべからず、又はしならば端とあるべきなり、)又かの御記のつづきの文に、圓規并帶等甚分明とある、圓規はかの中臺、圓形とある處を云るなるべし、さて頭を波多と訓べしと云る、さもあるべし、魚の鱗と同意にて、かの花崎なる所を然云べし、かゝれば夜波多を約て夜多とは云なり、(此記の註に云、阿多とあるは、

咫字を借るにつきて、其、本語を注せるなり、されどそれも八咫とつづけば夜多なれば妨げなし、二には、頭は阿多麻の意なり、(和名抄に願會阿太萬とあれば、あたまは頭の内に一所の名と見ゆれど、今、世の言には頭をいへば、古もさもいひけむ)其故は、白檮原宮、段の八咫鳥も借字にて、此と同じく、頭の八ッある鳥なるべければなり、(此鳥はかの八咫蛇の八頭八尾ありし類なり、八は必しも七八の八ならずとも、幾つもあるを云べし、さて此記ノ序、又姓氏録に、これを大鳥と云へば、なほ八咫の義然るべしとも云べけれど、八寸ならば、殊に小鳥なり、もし又咫八ッの意とせば、御鏡の度かなはず、此と彼と同言にて、義の異なるべき謂なければなり、されば古より八咫の字を借て書來れるに就て姑ッ字面によりて大鳥とは書つるか、又頭の八ッあらむには、本より尋常の鳥よりはいと大きにも有べければ、名によらずとも、なごか大とは云へざらむ、又大きなるのみにては、八咫てふ名を負べきにあらず、鏡などは大小種々ある物なれば、其、度を以て名けむもさることなるを、鳥などは、大小くさくある物ならぬに度を以て名くべきにあらぬを思へ、大なるのみならば、ただ大鳥とこそいはめ、又書紀に、頭八咫鳥と頭ノ字を添てかゝれたるは、頭の大さ八咫と云意を顯さむためとも云べけれど、全體をおきて、頭の大さを以て名けむこと有べくもあらず、此は古より八咫の字を借て書つたへたるを、そのまゝに書な

がら、頭の八ッありし鳥なりといふ傳へのありし故に、その由を顯さむために、此字をば添へられたるなるべし、かゝれば是も返つて八頭なる一ッの證とすべし、右の二ッの意、いづれかよけむ、人擇と取リねかし。

〔傳略〕 八咫、古史傳に此八咫の義は、古今種々の説ある中に、古く兩手を加へたる廣さと云るを正説なる、但し師の八頭八花崎の義に釋れし説は、己レ諾ふこと能はず、其は釋紀に、延喜ノ公望私記云、于レ時戶部藤郷進曰、嘗聞或説、凡讀咫爲阿多者、手之義也、一手之廣四寸、兩手相加、正是八寸也、云々と云り等とあり、徳明謂らく、此八咫の事は、大切なることなれば、容易くは定めがたし、故に兩説並舉く、後人よろしく心をつくして尋ぬべき事なり。

〔標註〕 八尺句瓏、史傳に横井千秋處説を引て云々、八は彌也、尺は佐明なり、佐は真に通ふ言なれば、彌眞明の句玉と云ッ事、句玉は目赫玉なり、と云へり句玉は別義ありと思へど、姑ッ此説に従ふべし。五百津の下の之ノ字はよむべからず、是は漢文 格におけるのみ、總て津は之におなしければ、古言に津之と云へる事なし、紀に八坂瓏之、五百箇御統とあるぞよろしき、美須麻流は纂疏に以レ絲貫穿、總括之とあるにて通えたり、即チ玉を貫統るゆる御統とは云へり。

〔記傳〕 布刀詔戶言、名、義は宣説言なるべし、能理斗と常に云は言を略けるなり。

〔標註〕 詔戸言は、兆解言の略也と知べし、扱上代は何事にまれ、重き政事の明ならぬをば太占以て神の御心を問奉りし事、史にも往々見え、二柱大神すら天上に上坐て、布斗麻邇もて卜問給ひし事なり、此の御卜も石屋戸より出坐ざる状を天津神に問奉り、兆にあらはれたる言を兒屋命の申して、出坐せと禱白なり、然れば布刀詔戸言は、御卜言にて、正しく神語なるゆゑ限りなく尊きものなれば、御卜言ならずともやむことなき事ば御言に准て、天津祝詞、大祝詞と稱、申事とはなれり、此天申祝詞乃太祝詞とは文に重て云へるのみにて、天津祝詞と太祝詞と二物あるものにあらず、上に注へる事どもよく味ふべし、故是を天津詔戸太詔戸命と申にて、其意を得べし、古事談に龜甲御占には、春日南、室町西角に御坐する社をばフトノトノ明神と申云々、式に左京二條坐大詔戸命神とあるは此神にて、江次第、御體御占條に神祇官人、自三朔日籠本宮、迎太詔神とあり、猶式に、大和國添上郡太祝詞神社、對馬嶋上縣郡能理刀神社、同國下縣郡太祝詞神社など同神に坐せる事論なし、是を神名帳頭注に、天兒屋命と云へるは受がたし、龜兆傳に龜津比女命の更名と傳へたればなり、是らを併見て布刀詔戸言の義理を曉るべし、世の注者たも此義を思ひたがへるゆゑ、布斗麻邇の説をはじめ、誤れる事少からず。

〔記傳〕 禱白、さてしか稱贊白も、大御神の出坐むことを乞願意にて爲ることなる故に禱と云ひ、

祈啓と云、致其祈禱とも書紀にあり、さればこの禱字は、贊稱る意と乞願意とを兼たれば、泥疑とは訓り。

〔記傳〕 天宇受賣命、名義古語拾遺に、天、細女、命古語天乃於須女、其神強悍猛固、故以爲名、今、俗強女謂之於須志、此縁也、今、世言にも、於會伊又於受伊と云ことあり、(又いやしき言に、延受伊といふことあるも、是れより轉れるなるべし、)さて此神の強固ことは、此次又猿田毘古神の段に見ゆ。

〔記傳〕 伏汗氣而は宇氣布勢而と訓べし、是は此物の上、に立て舞に、踏て響あらせむ爲に、(踏とらふことと云にてしるべし、)中を空虚に設たる台、さて此物、後世鎮魂祭儀に遣れり、鎮魂に此段の儀を用らるゝは、日神のこもり坐るを招まつりしこゝろばを以て、遊散する魂を招きしづむるなるべし、貞觀儀式に、大藏録以安藝、木綿二枚、實於宮、中進置伯前、御巫覆宇氣槽立其、上、以梓撞槽、毎一度畢、伯結木綿訖、御巫舞訖、次諸御巫猿女舞畢、江次第に、次御巫衝宇氣、(衝ハ宇氣一神遊儀也、以賢本一衝槽上上也、結糸自一至十云云、)四時祭式、彼祭料物に、宇氣槽一隻とあり。

〔記傳〕 爲神懸而、書紀には顯神明之憑談、此云歌牟鵝可梨とあり、又祟神卷に、神明憑

倭迹々日百襲姫ノ命ニ曰云々、顯宗ノ卷に、月ノ神着レ人ニ謂之曰云々、天武ノ卷に、高市ノ縣主許梅倫
 忽口閉而不能言也、三日之後方着神以言云々、言訖則醒矣なごあり、又此記訶志比ノ宮ノ段に、
 於是大后歸神言教覺詔者云々とあるも同じ、皆俗に所謂託宣なり、但此しらは正しく某々の神の
 有レべき事を告覺し給フなるを、今此ノ段の神懸は、物の著て正心を失へる狀に、えも云へぬ胡戲言
 を云て、俳優をなすを云なり、(正心にては其人の得言まじきことを、つゝまず言フを、神懸とは
 云なり、今俗に着物のしたる如くくちばしるといふ狀なり、)。

第三四

【本文】 於是天照大御神以爲怪。細開天石屋戸而内告者。因吾隱坐而以爲
 天原自闇。亦葦原中國皆闇矣。何由以天宇受賣者爲樂。亦八百萬神
 諸咲。爾天宇受賣。白言益汝命而貴神坐故歡喜咲樂。如此言之間。天兒屋命
 布刀玉命。指出其鏡。示奉天照大御神之時。天照大御神逾思奇而稍自戸出
 而。隨坐之時。其所隱立之天手力男神。取其御手引出。即布刀玉命。以尻久米

此二字繩控度其御後方。白言從此以內不得還人。故天照大御神出坐之時。高
 天原及葦原中國。自得照明。

天照大御神は、不思議なことがあるものと思召され、石戸を細目に開けて、内か
 ら、「吾がこもつてゐるので、高天原も葦原の中つ國も、みな闇かる可きに、何で宇受賣
 は面白がり、また八百萬の神も一緒になつてわらふのか。」とおほせになつた。よつて天
 の宇受賣の命は、「あなたさまにも優つて貴い神がおいでになりましたので、みなくよ
 ろこび楽しんで居るところです。」と申し上げた。この間に天の兒屋根の命は神の上枝にか
 けた鏡を大御神にさし向けるようにして御示せまをしたので、大御神は愈々不思議に思
 召されて、細目に開けて戸から僅かにお出ましなると、隠れ待つてゐた手力男の神が
 飛び出して大御神の御手を取つて引き出しました。また布刀玉の命はぬからずに繩
 を大御神の後の方に引き廻し渡して、「これから内にはごうぞ入らせたまふな」とまをし
 上げた。天照大御神がお出ましになると、高天原も、葦原の中津國も自ら明るく照り輝
 き渡つた。

〔標註〕 尻久米繩は今見る標繩にて、尻漏芽繩と云フ義なり、其は藁にまれ萱にまれ、本の漏出たるを芽と云へり、如此しとげなき狀に索つるゆるは、大御神の石屋戸に籠り坐し程闢くして、手搜りに索へるゆるか、はた石屋戸より出ませる時、周章つゝ索ひしゆる、芽の出づるか、此御件の趣にてはあはて、物せし如開ゆめり、是をシメナハミ云フは、尻久米繩の略にはあらず、齋場の限り不淨を避るため標つる繩と云フ義也。

〔正義〕 天手力男神、式に、大和國、高市郡、氣吹雷響雷吉野、大國栖御魂神社と稱へ奉るこれなり、又信濃國、水内郡、戸隠山に、此神を祭り、九頭龍神と稱するは、國栖の神に在すなり。

〔神名略解〕 天手力男神、此天字舊印本にはなし、下に二所出たるもなし。書紀に引而奉出、又一書には天手力雄神侍磐手側、則引開之者云々あり、此にて此神の名義を知るべし。

〔正義〕 取其御手、眞年云、本居大人は、唯手に力の勝れたる神よと思ひ執らるゝからに、かゝる鬨々しき説はなすなり、雷の鳴しより、陰雲のはれしは、天磐戸を押開きたるなれと、御手の力と稱へ奉りし名にして、雅に稱へたりしものを。

第三五

〔本文〕 於是八百萬神共議而於速須佐之男命負千位置戸亦切鬚及手足爪令拔而神夜良比夜良比岐。

さてこゝに、八百萬の神は評議をして、須佐之男の命に千位置戸を負はせ、その鬚、手足の爪までも切り、抜き取つて、追ひ放つた。

〔記傳〕 負千位置戸、これ解除を科するを云、即ち書紀に、科千座置戸之解除とあり、凡そ波良比に二ツあり、其一ツは、伊邪那岐大神の阿波岐原の禊祓の如し、一ツは此の解除の如し、是れ罪犯ある人に科せて、物(祓具)と云、書紀に見えたり、天武ノ卷には、此を祓柱とかけり、)を出し贖するなり、かゝれば、其ノ事も意も二ツ別なるに似たれど、本は一ツなり、書紀ノ履中ノ卷に、車持君に罪有て、負三惡解除善解除、而出ニ於長湊崎一令禊祓、とあるを以て見れば、犯ある者の波良比も、水ノ邊に出て禊祓けり、是れ罪犯も穢も同じければなり、置座に置く祓具を指て、戸とは云なり、然れば千位置物と云むが如し、

第三六

〔本文〕又食物乞大氣津比賣神。爾大氣都比賣。自鼻口及尻。種種味物取出而
 種種作具而進時。速須佐之男命立伺其態。爲穢汚而奉進。乃殺其大氣津
 比賣神。故所殺神於身生物者。於頭生蠶。於二目生稻種。於二耳生粟。於鼻
 生小豆。於陰生麥。於尻生大豆。故是神產巢日御神命。令取茲成種。

それで、須佐之男の命は獨りゆき、そのうちに空腹を覺えたので、大氣津比賣の神
 に、何か食べ物をと請ひ求められた。大氣津比賣の神は、その鼻や口、尻なぞからいろ
 く、と美味しいものを取り出して調理してすゝめたが、其の所爲を疑つて見てゐた須佐
 之男の命は、何か穢ない物を食べよ、とすゝめる無禮な女神である、と思はれたので、
 劍を抜いて女神を斬り殺しておしまひになつた。すると、其の殺された大氣津比賣の神
 の頭には蠶、二つの目には稻種、二つの耳には粟、鼻には小豆、隠し所には麥、尻には
 大豆が、夫れ夫れに生れた。神産巢日の神は、これ等のものを取られて、物の種子とな

したまふた。

〔記傳〕大氣津比賣神、食物の神に坐すが故に乞給なり、保食神大氣津比賣は一ツ神。

〔裏書〕日本決擇日記、今案ズルニ、保食神己ニ死ス、其神之頂、化爲牛馬ト、爰ニ難者云、倭國無三牛

馬ノ見ニ書傳ニ、故廣神天皇之世、百濟進ニ牛馬ヲ、自レ此而後、倭國有ニ牛馬ニ若シ、本自有ニ牛馬ニ者、
 古先君臣寧ツ杖ニ策ヲ徒步セシヤ乎。

〔標註〕種種味物、爰に見えたる五種の穀物は此神の御身に生初て、其種を植繼ぎ、吾國は更に
 も云はず、名もしらぬ遠國人もこの大神の御玉のふゆに免るゝものやはある、神の御所爲は靈しき
 ものにはありけり、爰に思ひあはずべき事あり、文久二年の夏越後國頸城郡田麥村市郎右衛門と
 云へるもの、垣内の李に云しらぬものおびたしく生たり、形は豆莢に類て色は膏藥の黄ばめる
 なり、其内に米粃大麥、白大豆、青大豆、小豆、稗蕎麥の類と、二三粒つゝあるを、其他を預り知
 れる大草太郎右衛門より夫々桐箱に納れ、其由を書き添へ、徳川氏へ届け出しは、其年の六月廿三日
 なり、年治疾聞つるまゝに其日の未明に江戸本郷弓町なる太郎右衛門が第に行て、手に取つて見
 たりき、是即神製にて今の現にかゝる神の御所爲のあなるに合せて神代の神態のおぼろげならざ
 りしを思へ。

第三七

〔本文〕故所避追而。降出雲國之肥上河上在鳥髮地。此時箸從其河流下。
 於是須佐之男命。以爲人有其河上而。尋覓上往者。老夫與老女二人在而。童
 女置中而泣。爾問賜之汝等者誰。故其老夫答言僕者國神。大山上津見神之子
 焉。僕名謂足上名椎。妻名謂手上名椎。女名謂櫛名田比賣。亦問汝哭由者
 何。答言我之女者。自本在八稚女。是高志之八俣遠呂智。此三字。每年來喫
 今其可來時故泣。爾問其形如何。答言彼目如赤加賀智而。身一有八頭八
 尾。亦其身生蘿及檜榎。其長度豁八谷峽八尾而。見其腹者。悉常血
 爛也。此謂赤加賀智。爾速須佐之男命詔其老夫。是汝之女者。奉於吾哉。
 答言恐亦不覺御名。爾答詔吾者天照大御神之伊呂勢者也。故今自天
 降坐也。爾足名椎手名椎神。白然坐者恐立奉。

かくするほごに、やがて須佐之男の命は出雲の國の肥の河上の鳥髮といふ所にお着きになつた。そうして暫時休んでおゐるに、流れの上から箸が流されて來た。で、命はこの流れの上には多分誰かの住ひがあるのであらうと思召されて尋ね上つて見られると、案の通り人の住ひがあつた。しかも老夫と老女が、うら若い少女を中に置いてさも悲しく泣いてゐるのであつた。何者であるかとお尋ねになれば、老夫は、私は大山上津見の神の子の足名椎といふ者で、妻は手名椎、女は櫛名田比賣と申しますと答へました。さらば何とて泣いてゐるのかこのお尋ねに、足名椎は、もと私には八人の女があつたのですが、この高志の八俣大蛇が年毎に一人づゝ取つて喫ひ、今も一人殘つた櫛名田比賣を取りに來ますのでかなしくて泣くのです。と答へました。なるほご、しかしその恐しいといふ大蛇はどんな形をしてゐるのか、とお尋ねなると、足名椎は、其の大蛇の目は酸漿の如く、身一つに八つの頭と八つの尾があり、そのからだには蘿だの檜だの榎だのが生ひ繁り、長さは八つの谷、八つの山にわたるほごで、腹を見れば何時も血にたゞれて居ります、とつぶさにまをし上げた。そこで須佐之男の命は足名椎に向ひ、「この女が汝の娘ならば私にくれまいか」とおほせになつた。足名椎は、貴い方ではあらう

と思つたものゝ七人の女を失つてゐる親心の要心深く、おそれ乍らあなたさまがごなたで在らせられますやら存じませんので、と申し上げた。須佐之男の命は如何にも尤な事と思はれ、自分は天照大御神の弟で、今天降りした許りであるとおほせになつた。で、足名椎手名椎は畏つておほせのまゝに其の女を献る由申し上げた。

〔記傳〕 國神、さて國神とは、高天原に坐す神を、天神と申す、(此事傳三、別天神、神世七代の下に云り)に對て、此國なる神を云なり、國神とは、たゞ天神に對ふときのみ云稱なり、此も天より降り來坐せる神に對て申す言なり。足名椎手名椎は、櫛名田比賣を撫愛しみつる由の名にて、足撫豆知手撫豆知の約りたるなり、(豆を切れば豆なり)されば是は、比賣の須佐之男、命の御妃に嫁給て後に、御親を思て、稱へしものぞ。

〔裏書〕 釀酒事。日本決擇ニ云フ、應神天皇之代、百濟人須曾利已利(人名酒工)參來リ、始テ習フ造酒ノ事ヲ、以往之世、未レ知ラ釀酒之道ヲ、但殊ニ有ニ造酒之法、上古之代口中嚼ミ米ヲ吐レテ納レ木櫃ニ經レ日ヲ醱酸ス、名レ之ヲ爲ス釀ト、故ニ今ノ世、謂ニ釀酒ヲ、爲ス嚼ト、是其ノ法也。(今南島人所ニ爲ス如此ク)

〔記傳〕 櫛名田比賣、櫛は(借字)書紀に奇と作て、美稱なり、名田は稻田にて地、名なり、書紀には奇稻田媛と書れたり。

〔頭書〕 高志、高志ハ自ニ越前一至ニ越後ニ總名ナリ、神代荒芒、人物混雜、蛇龍太逼ル人ニ、不レ知ニ所以ニ避レ之ヲ、又不レ知ニ防レ之ヲ之術ヲ、况ヤ於ニ殺レ之之事乎、素尊幸ニ、降臨テ、遂ニ得レリ殺レ之ヲ、而民物安堵ス矣。

〔記傳〕 八俣遠呂智、八俣は、次に身一ニ有ニ八頭八尾と云るこれなり、名、義ヲ尾於杼呂智にて尾のおごろくしきを云なるべし、そまゝ此蛇は、上なき靈劍を、尾中にしも含持れば、其威靈にて、餘所よりも尾は殊に、いかめしくおごろくしかりけむ、故レ尾を以て名に負せしなるべし、智は例の稱名なり、(上に多し)書紀に、汝ハ是可畏之神と見え、又欽明ノ卷に、虎をも威神と云ることある如く、かゝる物をも稱て智とは云るなり、蛟なごの知も同じ。

第三八

〔本文〕 爾速須佐之男命、乃於湯津爪櫛取成其童女而、刺御美豆良、告其足名椎手名椎神、汝等、釀八鹽折之酒、且作廻垣、於其垣作八門、每門結八佐受岐、每其佐受岐、置酒船而、每船盛其八鹽折酒而待、故隨告而、如

此設備待之時。其八俣遠呂智。信如言來。乃每船垂入己頭。飲其酒。於是飲醉。死由伏寢。爾速須佐之男命。拔其所御佩之十拳劍。切散其蛇者。肥河變血而流。故切其中尾時。御刀之双毀。爾思怪。以御刀之前。刺割而見者。在都牟刈之大刀。故取此大刀。思異物而。白上於天照大御神也。是者草那藝之大刀也。那藝二字以音

よつて須佐之男の命は、其の櫛名田比賣を櫛に化へ、お自分の角髪に挿し、足名椎手名稚の老夫婦には、幾度も折り返して強く好い酒を醸し、家の周囲には垣根を結び、その垣根に八所の入口を明け、入り口毎に棧敷を拵らへ、其の棧敷毎に酒槽を置いて、醸した酒を盛り、大蛇の來るのを待つように、と指圖をなさつた。老夫婦が此のおほせ通りに取りはからつて待つてゐると、ほごなく大蛇は先の言葉通りに遣つて來た。そして酒を見つけるや否やその八つの頭を酒槽毎に浸して、飲み、酔ひ、伏し寝てしまつた。首尾よろしと須佐之男の命は十拳の劍を抜いて大蛇を斬り居りたまふた。血潮は淋漓とほごばしつて、爲に肥の河の流れは時ならぬ紅に染まつた。かくしてゆくうち、尾のあ

たりで御劍の刃がこぼれたので、不審に存せられ、其の尾を割いて仔細に御覽になると、一振りの立派な劍(都牟刈の大刀)が這入つてゐた。奇妙と思し召された須佐之男の命はこの大刀を天照大御神にたてまつつた。これが後に謂ふ草薙の劍である。

【記傳】

八鹽折之酒、幾度も折返し醸意なるべし、醸は、酒を造るを云。

【記傳】

佐受岐は書紀に、作假廢八間と書て、假廢此云三佐受枳とあり、廢は閑也と字書に見え、又所以藏食物とも見ゆ、佐受岐は、後世に物見る料に構ふる、佐自伎と云物即是なり。

【記傳】

思異物而白上云々、書紀に是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也、(古語拾遺も同)又一書に、此不可以吾私用也、乃遣五世孫天之葺根神、上奉於天とあり、

たゞ天神といひ、又天と云るは、正しく天照大御神に献りたまふには非ずと聞ゆめれど、此大刀後に御孫命に授け賜へれば、天照大御神の御許に納れりしこと明し。

【正義】

白上於天照大御神、抑大蛇の草薙劍を吞て、其腹中より出たりと云ふこと心得ず、若大蛇の久しく吞て有らんには、必蕩て用るに足らざること必せり、さるに神劍の著出て、これを天照大御神に上らせ、後に三種の神寶とすること、彌々不審きことならずや、書紀の一書に、此劍昔在素戔鳴尊許とあるを以て考るに、此御劍は、天岩戸隱の時、幣物に天津麻良命をして

作らしめ玉ふ御劍なること明なり、さるをこの幣物の中には、此名不見して、今爰に至て、大蛇の腹中より顯出で、其を天照大神に上らせ玉ふとは、深き理りあること知られたり、此の大蛇のこと、今現に出雲にて、全く此地にて斬玉ひしと云ふも詳ならずとか聞けり、さらば此の神語りは、例の古文の妙にして此大蛇とは、素盞鳴尊の大慢心をさし云ふにはあらかじか、それ慢心とは、傍若無人のことにて、俗に呑んでかゝると云ふことにして、所謂大蛇心なり、其慢心を切捨玉ぞ、眞の幣物にして、即草薙劍の神徳こゝに顯然たり、これ岩戸隠の時、祓事をなし玉ふ贖物の中にとりても、最大なる御品なれば、殊更にかゝる故事を傳へて、八俣大蛇を斬り玉ひしこと神語りせしにはあらずや、此は暫く曰ふ耳。

【標註】 草那藝之大刀、は倭建命、段に先以ニ其御刀一柄ニ撥草ニ云々、著ニ向ヒ火ヲ而、燒キ退ケとあるを云フ也、抑此御劍は皇孫命天降リ給ふ時、天照大御神御手つから授ケ給ひて後は、永ク大宮に留リ坐した、崇神天皇の御世に至り、神威を恐み給ひ、天ノ目一箇、神の御裔に命て御劍を摸造しめ、護身、御靈とし給ひ、眞の御劍をば別段に遷奉りしを、其後倭比賣命、御鏡と共に五十鈴宮に安置奉りしを、倭建命、東征の時、携へ給ひ、尾張國美夜受比賣の家に置給へり、美夜受比賣、老後に宮を造り迂奉る、是熱田大神にぞ大坐ます、然を天智天皇七年、新羅の僧道行と云フもの竊に寶劍を

盗出、本國に持還むとせしを途風雨に遭ひて果さるは神の御心なり、其後天武天皇朱鳥元年トニ天皇病、崇草薙劍、即日送置子尾張國熱田社、と紀に見えたれば、道行が盜奉りし時より十九年の間、禁中に留り給ひしなり、扱摸造の御劍は三柱の一として御代々々温明殿に鎮奉り、御名代には坐せれど、神威はななくまし〜けむ、冷泉天皇假初に抜て見そなはし給はむとおもほししを、夜の御殿光きらめかしつるをおぢさせ給ひしなど、續古事談に見えたり、然を文治元年三月廿四日、安徳天皇の御外祖母、准后二品、御劍を懷奉り、長門の海に沈奉りし事皇帝紀抄、及平家物語に見えたり、禁秘御抄に、寶劍云々、紛失之後、院御時以後、廿餘年、被用ニ清涼殿、御劍云々、承元讓位ノ時、有ニ夢想、自伊勢ニ進之、已來又准寶劍、此劍ハ普通、蒔繪也、と記させ給へるは、太平記廿五に、伊勢國ノ、國崎神戸ニ、下野ノ阿闍梨圓成、ト云山法師アリ、大神宮ヘ千日參詣ノ志アリ云々、潮水一光有リテ寶劍ヲ得テ奏進、なごあり、此事は考べし、猶此御劍に申すべきもあれど、熱田縁起をはじめ、太平記等惣て佛作なれば、承引がたきがおほかり、扱御名代の御劍は世と共に轉ひ坐せれど、都牟刈の寶劍はしも、今も現に熱田ノ御社に大坐ませるはたふと

【裏書】 草薙劍事、兼文案之レ、今世、俗號ニテ火打囊一付ニ子刀ニ者、可レ爲ニ此因縁ト也、有レ興事、

日本武尊、發三向東國之時、先參三拜伊勢大神宮之間、倭姬命被授草薙劍事、雖見日本紀給囊事、此書（註者曰く景行記）之外、無所見一歟、有興、有感、可祕々々。

第三九

【本文】 故是以其速須佐之男命。宮可造作之地。求出雲國。爾到坐須賀。此二字以地而詔之。吾來此地。我御心須賀須賀斯而。其地作宮坐。故其地者。於今云須賀也。茲大神初作須賀宮之時。自其地雲立騰。爾作御歌。其歌曰。夜久毛多都。伊豆毛夜幣賀岐。都麻碁微爾。夜幣賀岐都久流。曾能夜幣賀岐袁。於是喚其足名椎神。告言汝者任我宮之首。且負名號稻田宮主須賀之八耳神。

かくて、須佐之男の命は、出雲の國に住はうと宮造るべき所を尋ね探され、或る所においでるとき、此所へ來て吾が心はすがしくなつた、とおほせになつて、即ち其の地に宮をお建てになつた。で、其所は須賀と呼ばれるようになつた、此の須賀に宮をお建てなさるとき、其所から雲が立ちのぼつたので、御歌を詠ませられた。その御歌

彌雲起つ 出雲彌重垣 夫妻ごみに 彌重垣つくる 其の彌重垣を。

……（我が宮を作れば雲の立ち昇ることよ、八重雲の起つことよ、この雲八重垣をなすは、我が夫妻こもらむこの宮の科に、雲も八重垣つくるのであらう。）

また、足名椎の神をば召されて此の宮の首（後世の宮々、即ち三后、東宮などの長官にあたる）さなし、稻田の宮主、須賀の八耳神といふ名をつけさせられた。

第四〇

【本文】 故其櫛名田比賣以。久美度邇起而。所生神名。謂八嶋士奴美神。以音下效此。又娶大山津見神之女。名神大市比賣。生子。大年神。次宇迦之御魂神。二柱以音。さて、櫛名田比賣のお生みになつたのが、八島士奴美の神である。また命は、大山津見の神の女、神大市比賣を娶りたまふて、大年の神、宇迦の御魂の神をお生みになつた。

第四一

〔本文〕 兄八嶋士奴美神 娶大山津見神之女 名木花知流 此二字 比賣 生子 布波能母遲久奴須奴神 此神 娶淤迦美神之女 名日河比賣 生子 深淵之水夜禮花神 此神 娶天之都度閑知泥神 生子 淤美豆奴神 此神 娶此神 娶布怒豆怒神 此神 娶天之女 名布帝耳神 生子 天之冬衣神 此神 娶刺國大上神之女 名刺國若比賣 生子 大國主神 亦名謂大穴牟遲神 亦名 謂葦原色許男神 亦名謂八千矛神 亦名謂宇都志國玉神 并有五名 八島士奴美神の神は大山津見の神の女の、木花の知流比賣を娶られて、布波能母遲久奴須奴の神をお生みになり、この神は淤迦美の神の女の、日河比賣を娶られて、深淵の水夜禮花の神をお生みになり、この神は天の都度閑知泥の神を娶られて、淤美豆奴の神をお生みになり、この神は布怒豆怒の神の女の、布帝耳の神を娶られて、天の冬衣の神をお生みになり、この神は刺國大神の女の、刺國若比賣の神を娶られて、大國主の神（此の神

のまたの御名大穴牟遲の神、葦原の色許男の神、八千矛の神、宇都志國玉の神をお生みになつた。

〔神名略解〕 八島士奴美神、名義、士は知、奴は主、義は稱名耳の略なり。此御名は後に大國主神、國造りて天下をうしはさ坐る時に、遠祖なる故かく稱へしにや、扱足と手を分て父母に當るは、石根拆といふ事を分けて石拆神根拆神といふが如し。

〔記傳〕 神大市比賣、上に神と置は稱名なり。大年神、名義、大は例の稱名、年は田寄なり、(多余を切て登となる、さて余世を余佐意とも余志とも云る例古に多し、)然云故は、まづ登志とは穀のことなる、其は神の御靈以て、田に成して、天皇に寄奉り賜ふゆゑに云り、(田より寄すと云こゝろにて、穀を登志といふなり、)かくて此神は、此穀の事に大なる功坐し故に、此御名を負給へるなり、さて諸國に大歳神、社と云が多かるは、此神を禮へるも有べく、又其處々にて、穀の事に功有し神を、然稱名けて祭れるも有べし、漢籍にいはゆる大歳とは、痛く異なり、字の同きに付て、な思ひまがへそ。

〔標註〕 大年神、年は稻にて、春時神を下し、冬に取收れば、一年に涉れるゆる然云へり、名義は栗町生昭が、時知の略ならむと云へり、鳥獸草木の色音を見き、其時々を知るは、年なれば此説

よろし、此神は穀物にいさをしく坐ます神也。

〔神名略解〕 宇迦之御魂神、宇迦は食なり、上豊宇氣毘賣神とあるに、此なる神とは別なるを御名の同じきは、功德の等しき故なり、彼は食の元始の靈、此は其食の事に巧ましくし神なり。御魂とは恩頼、神靈、又靈なごもあり。

〔記傳〕 木花知流比賣、凡て神名は、何れも美稱たるこそ常なるに、花知流とは、かの佐久夜毘賣の段に、天神御子の御壽者、木花之阿摩比能微坐と云て、あだなる譬に取れるに、其を今かく名に負給ふは、如何なる由にか、若は此神いまだ壯く盛の齡にて、身亡給へる故に、惜しみて名けしにもや有らむ。

〔記傳〕 布波能母遲久奴須奴神、布波は地名か、母遲は、大穴牟遲の牟遲と同じ、(彼をも大名持とも云を思ふべし、布波能母遲と、大穴牟遲と、凡て通ひて聞ゆ、但し布波を地名とするときは、母遲へ連くに能てふ辭いかゞなれば、地名には非じか、)久奴は國主なるべし、(これ又かの大國主の例あり、)須奴は意得がたし、(強ていはば、知主が、志流は須と切れり、八島知主の例あり)又は奴は美を誤れるにや、上の久奴の奴よりまされつべし、さる例あることぞ、若然らば須美なり、某須美と云例は多し、上に云り。

〔標註〕 淤迦美は大蛇なり。

〔記傳〕 日河比賣、日河は地名ならむか。

天之都度閉知泥神、都度閉は集へ、知は市か、帳

に出雲、國神門郡智伊神社、(風土記には知乃社と有り)あり、泥は稱名、上に云るが如し、又知も共に稱名か。 淤美豆奴神、大水主の意にや。 布怒豆怒神、名義未だ思得ず。 布帝

耳神、名義未だ思得ず、凡て事の跡も何も傳はらぬ神、名は、考ふべきたづき無ものぞ。 天

之冬衣神、書紀に、須佐之男命草薙劍を、遣ニテ五世孫天之葺根神、上ニ奉於天ニとあり、此と同神なるべし。

〔神名略解〕 天之冬衣神、名義書紀に依るに、フユキは、明宮段歌にハカセルタチ、モトツルキスエフユ、フユキノス云々是なり、又は稱名にて主なり。

〔記傳〕 刺國大神、刺は佐須と訓むか。 刺國若比賣、此、御名のこと、右に同じ、若は、父神

の大に對へり。 大國主神、下に須佐之男大神の詔に、爲ニ大國主神と詔へり、御名の意傳十彼處に云べし。

〔標註〕 大國主神、國主とは上代大サ小サに拘らず、其地を主はける神を國主とは云けむ、神代紀に國主、事勝國勝長狹と見え、播磨風土記に、汝爲ニ國主、欲レ得ニ吾所宿之處、また丹生姫記に

豊耳命、娶國主ノ神ノ女ニあり、是は人ノ世となりて、國造を云へるにおなじ、斯れば各國の國主等を惣掌れる長に坐しゆる、大國主とは稱せり、下に意禮爲大國主ノ神トシ、須佐之男ノ命の宣給ひしを思ふべし。

〔神名略解〕 大國主神、名義天下を伏してウシハクといふ意なり。

〔記傳〕 大穴牟遲神、かくて御名の意は、師ノ説に、穴は那の假字、牟は母の轉れるにて、大名持なり、凡て古、名の弘く長く聞ゆるを、譽とす、名持てふ言にて、美る稱なり。かくて此ノ命は、天下を作り治め知たまへる御名の、世に勝れたれば大名持と美稱へ申せるなり、ごあり。

〔標註〕 大奈母智と申す名義は、大地持にて、持とは其地を知り有つ意なり、東國にて里長をナヌシと云へり、地主なり、又村内の地所を集寄せる書を、何國にてもナヨセ帳と云へり、地寄帳なり、又地震をナキと云へ、侯伯を大名、小名と云へるも、大地小地と、顛、掌るよしの名なり、斯れば大穴牟遲と大穴持とは、義理格別なる事を知べし。

〔傳略〕 大己貴、今按に古史傳に、神祇譜に、大己貴神、此神者、素盞鳴尊ノ孫子、天之冬衣神之子也、ごあるに據て、此神を、須佐之男命の、四世孫と爲し、鈴木重胤の、書紀本書に據て、此神を須佐之男の命、直の御子と爲すが如きもみな理と證とを具へたれば、其是非容易くは、定めが

たし、後人なほよく考ふべし。

〔記傳〕 葦原色許男神、色許は醜と書て、前に志許米志許米伎、ごありし處(傳六御禊の段)に云る如く、多くは惡み罵て云言なれども此の御名は、勇猛を美て云り、さて其も、人の畏み懼るゝ方より云へれば、彼、醜女など、云もてゆけば、同意に歸めり、さて葦原としも云は、天下を字志波伎坐せればなり。

〔標註〕 葦原色許男神、葦原は萬國に涉れる惣名なり、此神外國を經營給ひし事、文德實錄に見えたれば、御名に葦原とは負せ奉れる也、色許男は播磨風土記に志許乎に作り、舊事紀もおなじ、此色許は、醜女鬼草等の醜とは別義にて、染疑の略なり、其は國作りに御心を染させ、某業に疑、給ふ意なるべし。

〔記傳〕 八千矛神、此も武威の、八千と多くの矛を持つ如きの意に稱し御名なるべし。

〔記傳〕 宇都志國玉神、玉は(借字)御靈なり、故國御魂とも云り、さて御靈は、上の宇迦之御魂神の處に云るごとくにて、其國を經營坐し功德ある神を、國玉國御魂と云なり、(其由下文に見ゆ、)故此ノ名は、此ノ神に限らず、倭大國魂神、(此れをも大穴牟遲神と心得るは、ひがことなり、)各其國處に、經營の功德ありし神を、如此申して祀れるなり、右の外にも、國々に國玉ノ神社

大國玉ノ神社と云多し、其ノ中には、此ノ大穴牟遲ノ命を齋へるもありぬべし、さて宇都志とは、此ノ御名は、元須佐之男ノ大神ノ詔に、爲ニ宇都志國玉ノ命と詔へるより起れり、其は根ノ國にして詔へる御言なる故に、此國を指して顯見國とは詔へるぞかし。

第四二

〔本文〕 故此大國主神之兄弟。八十神坐。然皆國者避於大國主神。所以避者。其八十神各有欲婚稻羽之八上比賣之心共行稻羽時。於大穴牟遲神負帛爲從者。率往。於是到氣多之前時。裸菟伏也。爾八十神謂其菟云。汝將爲者。浴此海鹽。當風吹而伏高山尾上。故其菟。從八十神之教而伏。爾其鹽隨乾。其身皮悉風見吹拆故。痛苦泣伏者。最後之來大穴牟遲神。見其菟言。何田汝泣伏。菟答言。僕在淤岐嶋。雖欲度此地。無度因故。欺海和邇。此二字以言。吾與汝。競欲計族之多小。故汝者。隨其族在悉率來。自此嶋至于氣音下效此。

多前。皆列伏度。爾吾蹈其上。走乍讀度。於是知與吾族孰多如此言者。見欺而列伏之時。吾蹈其上。讀度來。今將下地時。吾云汝者我見欺言竟。即伏最端和邇。捕我。悉剝我衣服。因此泣患者。先行。八十神之命以。誨生。浴海鹽當風伏。故爲如教者。我身悉傷。於是大穴牟遲神。教告其菟。今急往此水門。以水洗汝身。即取其水門之蒲黃。敷散而。輾轉其上者。汝身如本。膚必差。故爲如教。其身如本也。此稻羽之素菟者也。於今者。謂菟神也。故其菟白大穴牟遲神。此八十神者。必不得八上比賣。雖負帛命。獲之。

大國主の神には八十神といつて澤山の庶兄弟があつたが、みな退いて大國主の神に國を讓られた。その理由はかうなのである。その頃因幡に八上比賣といふ美しい少女がゐたが、八十神は誰れも彼れも、この八上比賣を娶らうとて、大穴牟遲の神には袋を負はせ從者によそはせて、一同打ち連れ立つて因幡に赴いた。氣多の崎まで來ると、其の海邊に毛の無い裸の兔が困り果てたように地に伏してゐた、で八十神は、「おい兔、汝身體を

なほさうと思ふならば、この海の潮につかつて、山の峰に登り風に吹かれて寝ておれよ。』と言つて通り去つた。兎は教へられたようにしてみると、なほるどころか、潮の乾くにつれて、その身の皮までが風に吹き裂かれ、とても辛く、泣き伏してゐた。ところへ一番後からおいでになつた大穴牟遲の神は、この兎を御覽になつて、『汝は一體どうして泣いてゐるのか。』とお尋ねになると、兎が答へ申上げるよう、『もど私は隱岐の島の白兎でありましたが、此地に渡りたく思ひましても、別に良い方法ありませんでしたので、一日海の鰐魚を欺いて、おまへと私とでは、どちらの仲間が多いかしら、くらべて見ようではないか、汝たちが仲間を集めて向ふに見える氣多の崎まで並べるなら、私は其の上を渡り乍ら、一つ二つと數を讀み乍らゆかう、さうすればどちらが多いか直ぐに判るよ、と申しますと、鰐魚は容易に欺かれて仲間を集め私の言葉通りに海に並びましたから、私は其の上を渡り、さも數を讀むようにして來ました、でこの崎に下りようとするとき、汝たちは私にうまく欺かれたのを知らないのか、と笑つて遣りますと、一番終りに並んでゐた鰐魚が聞いて大層立腹し、私を引捕へ着物を剝ぎ取つて海に捨て、しまひました。今更乍ら痛さに困つて居りますと、先にお通りになつた神たちが潮に浴み

して風に吹かれて居れど教へて下さいましたので、その通りにいたしましたと、痛みは却つて烈しくそれに私の身體はこのように傷はれてしまひました。』と。大穴牟遲の神は、不憫に思召されて、『左様か、では急ぎ川口に行つて清潔な水で身體を洗ひ、そのほとりにある蒲のはなを取つて、それを敷き散らして、其の上に寝轉んでゐて御覽、おまへの身體はもこのようになほるであらう。』と教へたまふた。で、兎がその御言葉のようになつてみると、もこの丈夫な身體になることが出來た。この兎が、因幡の素菟で、今に菟神などともいはれてゐる。そのとき此の兎が、大穴牟遲の神に、八十神は八上比賣を娶ることが出來ないでせう、そして袋なぞ負つて居らつしやるけれど、あなたさまこそお聘へあそばすことが出来るに相違はないでせう、と申し上げた。

〔記傳〕 稻羽は、因幡國なり。八上比賣、和名抄に、因幡國八上(夜加美)郡あり、此より出づる名なり。 淡岐嶋は隱岐國なり。

〔記傳〕 和爾、和名抄に麻果切韻云々、鰐似鱉、有四足、喙長三尺甚利齒、虎及大鹿渡レハ水、鱈鰈之皆中斷、和名和仁と云り、此魚の事、古書に多く見ゆ、(宇治拾遺に、虎の海へおちいりける足を、和邇のくひきりけるを、その和邇つひに虎にくひ殺されたる物語をのせたり)甚大

なるが有りて見えて、記中に八尋和邇やひろわになごあり、(漢籍にも長サ三丈なご見ゆ、)又熊罴くまびたとは、其ノ猛たけきを云る稱なり。

〔記傳〕 稻羽之素菟、思フに、素はもしくは裸あかはだの義には非じか、若し然もあらば、志呂しろうとは訓まじく、異訓あだしふありなむ、人猶考へてよ。

〔頭書〕 素菟、東國通鑑ニ曰ク、道解語ニ春秋ニ曰ク子亦嘗聞ク龜兔之説ヲ乎、昔東海ノ龍女、病レ心ヲ、醫云フ、得ニ兔肝一則可レ療ス也、然ルニ海中無レ兔、龍王憂レ之ヲ、有ニ一龜一曰、吾能レ得レ之ヲ、遂ニ登レ陸ニ、見レ兔言フ、海中有ニ一島一、清川白石、茂林佳菓、寒暑不能レ到、鷹隼不能レ侵、爾若シ得レ至ル、可ニ以テ安居無レ憂、因テ負テ兔游行ス、二三里、顧テ謂テ兔曰ク、今龍女病ヲ須ニ兔肝一爲レ藥ト、故ニ不レ憚レ勞ヲ、負レ汝來耳、兔曰ク、噫吾神明之後、能ク出ニ五臟一、洗ヒテ而納レ之ヲ、日者小覺ニ心煩一、遂ニ出レ肝ヲ、洗ヒテ之ヲ、暫ク置ク岩石之底ニ、聞ニ爾甘言一徑ニ來リ、肝尙在レ彼レ、若シ取レ肝ヲ、汝得レ所求ム、吾雖無レ肝尙活ク、豈不ニ兩相宜一哉、龜信シ之ヲ、乃チ還リ、纒ニ上レ岸ニ、兔脫シテ入ニ草中一謂テ龜曰ク、愚ナル哉汝也、豈有ニ無レ肝而活ク者一乎、龜惘然トシテ而去ル云々、今按ズルニ、當紀、兔罽之事、似ニ虛誕一、雖レ然リト本朝ヘ神國、又不レ類ニ除邦一、且通鑑有ニ右ノ文一、蓋指シテ云フ東海ト、能ク類ニ本朝之故事一、故抄ニ出ス于斯一。

〔記傳〕 謂テ菟神ト、この神社今も有りや、くはしく國人に尋ぬべきことなり、伯耆國人の云く、本

國八橋ノ郡東積村に、鷲大明神と云あり、須佐之男ノ命を祭ると云、同村に大森大明神と云あり、大穴持ノ命を祭ると云り、件、兩社の神主細谷大和と云、さてその鷲大明神を、疱瘡もがさの守リ神なりと云て、そのわたりの諸人あふぎ尊みて、小兒の疱瘡もがさの輕かろからむことを祈る、まづ初メに此願を立つるときに、此社ニ詣マデて、竹ノ皮ノ笠一を一蓋借リテ歸リて、家ノ内ニ齋ヒ置テて、その兒疱瘡をことなくしをへぬれば、賽かへりまをしに同じさまの笠一を今一蓋添ヘテ、初メのご共に、かの社ニ返し納メ奉ル、此ノ笠一ごもはみな、神の御前に積置ツを、又後に祈リかくる者は、一蓋づ、借リテ歸ルなり、さて其ノ東積つかづみのあたりに、木江川きのえがはとて大キナル河ありて、其川の海に落る處、鹽津浦とて、隱岐おんきの知夫里ちぶり湊みなとその向レひに當れり、さて因幡いんぱんの氣多きた郡は、伯耆伯耆の界にて、東積村とは、五六里隔へだたれりと語りき、此レ因幡いんぱんの氣多きた前さきにあるには合あはせれども、若シは菟神は此ノ社ニにて、鷲はは、菟を誤りたるならむか、疱瘡を祈るも、此ノ段ノ故事ニ縁あることなり、和名抄によるに、東積ノ郷は汗入郡なるを、八橋ノ郡なるは、今は八橋ノ郡ニ屬スなるべし、さて彼ノ木江川ノ落口、鹽津と云地、蒲黃を取シ、水門みづかならむか、猶よく尋ぬべし、貝原好古が和爾雅ニてふ物に、伯耆ノ國素菟大明神と云を載セたるも、彼ノ社を云るにやあらむ。

出雲ノ國意宇郡大庭ノ神魂ノ神主秋上ノ得國云ク、素菟神は、今も因幡ノ國高草郡の海邊内海村ニ、

白菟、社とてあり、今は高草郡なれども、氣多郡に並じて、氣多崎の内なり、かの伯耆なる鷲大明神と云は、出雲、大社にも同名の社有て、疱瘡を祈る神なり、菟神は其には非ず、といへりき。

【正義】 菟、本居氏云、此の言の如く、果して八上比賣を、大穴牟遲神の得玉へるは、此の兔の靈のちはひけるなるべければ、實に神なりけり、平田氏云、神世には、然る類の多かるを、人の甚だ不審み思ふめるは、幽顯の理を熟悟り得ざる故なりけり、其は鳥獸萬物は、元より深き所以ありと見えて、神に屬く物にしあればなり、眞年云、此等の事甚怪きに似たり、暫く上世の故事なれば、傳のまゝに見るべきなり、さて文章の格、實記体あり、歴史体あり、實記とは、親しく見たる事を記載するを云ふ、歴史体とは、後世より傳聞の儘を、書記せるものなり、或は戲言に近きことあるも、反てこれを正さず、其儘に記すを云ふ、此兔神 古事、或はこれを上の文体に據て、文飾とすれば、兔は大已貴神にして、鰐は八十神と見んも宜し。

【標註】 菟の言語を世にいぶかり、あやしむ人おほきは腐儒らが僻にて、古傳の正しきを知らざる痴心也、紀にも此件の故事を洩せるは心得がたき事なり、抑世の漢學者どもは漢籍には斯るあやしき事はなしと思へるか、彼國の世々の史と云ふものを見よ、其しが中なる五行志には鳥獸木石どもの言語を記せる事引に違あらず、既に東國通鑑六に菟の龍を欺きし古傳を載せて、此件に傳へ

たる古事と甚よく相類たるを見よ、然るに彼レにあるをば信なひ、是をば疑ふめり、穴をこなるかも、腹たゝしきかも。

第四三

【本文】 於是八上比賣。答八十神言。吾者不聞汝等之言。將嫁大穴牟遲神。故爾八十神怒。欲殺大穴牟遲神共議而。至伯伎國之手間山本云。赤猪在此山。故和禮。此二字。共追下者。汝待取。若不待取者。必將殺汝云而。以火燒似猪大石而。轉落。爾追下。取時。即於其石所燒著而死。爾其御祖命哭患而。參上于天。請神產巢日之命時。乃遣蜺貝比賣與蛤貝比賣。令作活。爾蜺貝比賣岐佐宜。此三字。集而。蛤貝比賣持水而。塗母乳汁者。成麗壯夫。而。出遊行。

さて八十神は、八上比賣の許にいたり、いろ／＼と言つて結婚を申し込まれたが、比賣は、あなた方のことをお聞きするわけにはゆきません。私は大穴牟遲の神に嫁ぎます、と堅くまをされたので、八十神は大層憤り、それに嫉妬なさつて、大穴牟遲の神を殺し

てしまはうといふ悪い相談をして、大穴牟遲の神を伯耆の手間の麓まで誘ひ出し、この山には赤毛の猪がある、で吾々がそれを追ひ下すから、御身は此處にゐて、猪が下りて來るのを捕へてくれないか、若し逃がしでもするとそのまゝには許さず、御身を殺すから承知してゐて欲しい、と申し残して山に登り、やがて大きな石を火に焼いて赤猪に似せて轉し落した。麓に待つておゐてになつた大穴牟遲の神は、駈け寄つて引捕へようとなさつて、其の焼け石に焼かれておかくれになつた。

大穴牟遲の神の御母の、刺國若比賣の神が大穴牟遲の神の死を嘆き悲しまれて、高天原に上り、神産巢日の神にお助けを願はれると、神産巢日の神は、蜃貝比賣と蛤貝比賣とを下したまふた。蜃貝比賣は其の殻を研磨けづり、焼焦し、蛤貝比賣の出した水にこれをこき合はせて、母の乳汁のように塗りつけたので、さしもの火傷も忽ちに癒えて、大穴牟遲の神は立派な壯夫となつて、歩行も常の如く自在なられた。

〔記傳〕 御祖命は、大穴牟遲神の御母なれば、刺國若比賣なり、記中凡て御祖とは、母を云る例なり、山城賀茂御祖神社なども然り、そもく父の於夜なるは本よりのことなるに、母をしも殊に云る所以は、子は母の許に生長しなれば、父よりも親睦く、同家に在る故に、朝暮の事にふ

れども、御祖とは先母を云しなり、此記の、上代の意を失はぬこと、大方此たぐひなり。さて親と作すして、祖ノ字を書るは、上に云る如く、於夜は父母に限らず、遠祖までに通ふ稱なる故此字をも訓り、さて言の同じさまに、父母を云にも借して書るは、古への例なり。

〔記傳〕 蜃貝比賣、伎佐賀比と訓べし、出雲風土記に、御祖神魂命ノ御ノ子支佐加比賣命、(一本に支佐加比賣命とあり)とあるは此ノ神か。 蛤貝比賣は、宇牟岐比賣と訓べし、宇牟岐を蛤の古名なる、さて右の二比賣は、即ち蜃貝と蛤貝とを云なり、ざるを比賣と云るは、雉を鳴女と云へず魚ノ名にも赤女口女鯛女など、皆女の定に云る、凡ての例ともすべけれど、此はたゞ女と云へずして、比賣と云るは、今の功を美稱て、神とせる名なり。

第四四

〔本文〕 於是八十神見。且欺率人山而切伏大樹。茹矢。打立其木。令人其中。即打離其冰目矢而拷殺也。爾亦其御祖命哭乍求者得見。即拆其木而取出。活告其子言。汝有此間者。遂爲八十神所滅。乃速遣於木國之大屋毘古神。

之御所。爾八十神竟追臻而矢刺之時。自木俣漏逃而去。

八十神はこれを見て、また欺いて山に連れ出し、今度は大きな樹木を切り伏せ、それに楔を打ち箴め、其の割れ目に無理に入らせて、急に楔を抜き取つたので、大穴牟遲の神は挟みうたれて、再びみうせられた。が、此の時にも御母の刺國若比賣の命が哭く泣く尋ね廻り、漸く樹の裂目に見出されて、其の樹を割つて取り出し、また甍らせて、そなたは此地にゐては終には庶兄弟たちに滅ぼされてしまはうであらうから、さて、大穴牟遲の神をば紀伊においでになる大屋毘古の神の御許におつかはしになつた。八十神は此の微行を早くも知つて、執念深くも頻りに矢を放つたが、それは一矢もあたらす、大穴牟遲の神はしばし大木の下にかくれて、ひそかに抜け出で無事に紀伊に行かれた。

〔記傳〕 大屋毘古神は、五十猛神と一なるべし。

〔神名略解〕 大屋毘古神、此神は大屋毘古神と一つなるべし、書紀に……素盞鳴尊之號曰五十猛神、妹神を大屋津姫命、亦能分布木種、……とあり妹神を大屋津姫と申すことも其兄神とは聞へたり、扱材の用は舎屋を造るを主とする故に大屋と云名は負給ひしならん。舊事紀五十猛神亦云大屋彦神とあり。

第四五

〔本文〕 御祖命告子云。可參向須佐能男命所坐之根堅洲國。必其大神議也。故隨詔命而。參到須佐之男命之御所者。其女須勢理毘賣出見。爲目合而。相婚。還入。白其父。言甚麗神。來爾其大神出見而。告此者謂之葦原色許男。即喚入而。令寢其蛇室。於是其妻須勢理毘賣命。以蛇比禮二字授其夫云。其蛇將咋。以此比禮三舉打撥。故如教者。蛇自靜。故。平寢出之。亦來日夜者。入吳公與蜂室。且授吳公蜂之比禮。教如先故。平出之。亦鳴鏑射入大野之中。令採其矢。故入其野時。即以火迴燒其野。於是不知所出之間。鼠來云。內者富良富良。外者須夫須夫。如此言故。蹈其處者。落隱入之間。火者燒過。爾其鼠咋持其鳴鏑出來而。奉也。其矢羽者其鼠子等皆喫也。

しかし御母はなほ大穴牟遲の神に、須佐之男の大神のおゐでになる根の堅洲の國に行くがよい、大神は必ずよろしく取り計つて下さるであらう、とおほせられた。で、大穴牟遲の神は其のお言葉のまゝに根の堅洲にいたりたまふた。

根の堅洲にいたり、須佐之男の大神の許に參られると、其の御女の須勢理毘賣が出て、互に見合はせられ、心に思ひ、結婚あそばされた。そうしてから内へ入つて、其の御父に大層うるはしい神がおいでになりました。こまを上げた。須佐之男の神は出て御覽になり、葦原の色許男といふ神である、とおほせになり、喚び入れて、其の夜は蛇の室屋にお泊めになつた。蛇の室屋といふのは、部屋に恐しい蛇があるのである。大穴牟遲の神がどうしてこんな所に寝たものかと案せられてみると、御妻の須勢理毘賣が、蛇を拂ふ振物を持つて来て、蛇があなたを昨はうございましたならば、これを三度ふつて拂ひ退けなさい、と教へられた。大穴牟遲の神は其の通りにしたので、蛇は自ら静まり、安眠することが出来た。そして蛇の室屋から出て來られると、今度は庭の蜂と蜈蚣の室屋にお泊めになつたが、また御妻の須勢理毘賣が蜂と蜈蚣の振物を授けたので、矢張り無事で出て來られた。すると今度は鳴鏑の矢を野に射放つて、彼の矢を取つて來いと命せ

られた。おほせのまゝに野に出で、鳴鏑の矢を探し求めておいでになると、大神は火を放つて四方から野を焼き廻らしたので、どうすることも出来なくなつた。と、此の折に一匹の鼠が出て来て、内は洞々、外は窄々といふので、物は試しと其の地を踏んでみると、うまく落ち込んだ。その内は成る程はがらに廣く入り口の狭ければ野火の入る心配もないので、大穴牟遲の命はしばらく其の鼠の洞に野火を避けたまふた。野火はさうやら過ぎたらしく、そのうちに鼠が鳴鏑の矢を昨へて来て献つた、しかし其の矢の羽は鼠の子供達がみなかじつてしまつてゐた。

〔記傳〕 須勢理比賣、名義は、下なる火須勢理、命と同く、進む意なり、其は今此、比賣神の方より進みて、夫に婚たまふ故の御名なるべし。

〔記傳〕 蛇室、蛇は、此は吳公蜂なご、類て云るを思ふに、小蛇なるべければ、弊美と訓べし、さて小蛇とするに付て思へば、蝮蛇ならむか、其故は、類て云る吳公も蜂も共に蝮物なれば、是も然るべければなり、尋常の蛇は、さのみ害をなさぬ物なれば、此は蝮蛇にてよくかなふべきか、昨とは、蝮を云りとして、妨なかるべくや、さて其も蛇の一種なれば、古へは共にたい蛇ともいひつべし、蛇室と云は、殊に蛇の多かる室を云なるべし。

〔記傳〕 蛇比禮、さて此は、蛇の身の鱗と云には非ず、蛇を撥ふ比禮なり、中卷ノ末に、天之日矛の持チ渡リ來し寶物の中に、振浪比禮切浪比禮、などある比禮に同じ、さてその比禮てふ物は、如何なる物ぞと云に、まづ比禮とは、振手の約りたる名にて、(理互を禮と切れば、布禮なれど、又布禮は比と切れば、おのづから比禮といはるゝなり)何にまれ打振物を云、されば魚の鱗も、水中を行クとて振物、服の領巾も本は、振ひ料にて、(故に上代に領巾は、必振ことをいへり、皆本は一ッ意に名たる物ぞ、然れば蛇ノ比禮とは、蛇を撥ふとて振物の名なり、然るを右の由良々々止布瑠閑とある詞に就て、玉なりなど云説は、かなはず、由良由良は、振るさまを云フ詞、布瑠閑は、即チ振れを延たることばなり。

〔記傳〕 吳公蜂之比禮、こは吳公を撥と蜂を撥と二ッの比禮か、又此ノ二ッ虫を撥フ比禮にて一ッか、何にても有らなむ、さて世人の害をなす物は、種々多かる中に、此ノ三ノ虫(蛇吳公蜂)をしも云る由は、上代に、民の家居などはかくしからで、野山にまじり住しほごは、此等ノ物の害ぞ常多かりけむ、さればこそ大祓詞にも、昆虫之災を擧げ、右の十種ノ寶の中にも、此レ等を撥フ比禮は有らなりけれ。

〔記傳〕 不知所出は、不知三可出之處と云意、抑蛇と云ヒ吳公蜂と云ヒ此事と云ヒ、種々に苦

惱め賜ふ所以は彼ノ八十神の如く、實に害むの御心には非ず、如此爲て、此神の勇怯、また智愚なるを、験たまはむと成るべし、下文に、於心思愛而寢、とあるにて其意あらはれたり、さて又此ノくさぐさの艱苦も、おのづから祓除の意あるをや。

〔註裏書〕 徹者賤者之稱。野人也。禰須美者。穴住之語。

〔標註〕 富良富良は洞々にて、蹈給ふ下に洞穴あり也。

〔標註〕 須夫須夫は火の燃來つる音なりと聞ゆ、記傳には窄々にて、洞の上方は窄みたりと云へり。

扱鼠の斯く示し曉し奉るにも、此大神の尋常の神に坐ざりし事を思ふべし。

第四六

〔本文〕 於是其妻須世理毘賣者。持卷具而哭來。其父大神者。思已死訖。出立其野。爾持其矢以奉之時。率入家而喚入八田間大室而令取其頭之鼠。故爾見其頭者。吳公多在。於是其妻以牟久木實與赤土。授其夫故。昨破其木實。含赤土。唾出者。其大神以爲昨破吳公。唾出而於心思。